

会議概要

平成17年2月9日

開催した会議の名称	第4回佐賀県立福祉施設あり方検討委員会
開催日時	平成17年1月26日(水)午前10時00分から12時00分まで
開催場所	(所在地)佐賀市城内1-3-13 (会場名)若楠会館 天山の間
出席者	【委員】 新富委員長、池田委員、倉田委員、齊場委員、田口委員、諫山委員、井上委員、山口委員、本告委員、森委員、青山委員、中原委員、迎委員、吉村委員、大坪委員、永松委員、松尾委員、荒金委員、重藤委員 【事務局】 城島副本部長、山口地域福祉課長、永石母子保健福祉課長、藤田長寿社会課長、船津障害福祉課長、他13名
会議の公開・非公開	公開
傍聴者の人数	20人
会議の概要	<p>佐賀県立福祉施設あり方検討委員会各部会の検討結果報告書について事務局より説明後、各部会長より部会での議論経過等について報告 佐賀県立福祉施設あり方検討委員会報告書の素案について事務局より説明後、委員による意見交換</p> <p>【意見概要】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 報告書の最後の「むすび」は、中身的には「要望」というものにした・ 県立福祉施設のあり方が出るだけでは無責任なので、長期的な展望、佐賀県版のグランドデザインの策定が必要である。・ 民間移譲の際には、県で担うことも含めトータルでのサポート体制を含めて民間移譲することを要望として出したい。・ 個別の各施設の移譲のための相談センターみたいなものの設置や、委員会等、新しい推進センター、責任部署みたいなものを作るということを提言したい。・ 障害者プランの実現に向けて、県民上げて取り組む必要があり、進捗状況を調査、公表していく必要がある。その結果で、全体計画をバージョンアップ、見直しにも取り組んでほしい。・ 民間で受け入れられない人については、県の組織上や制度上の問題も考慮して、専門スタッフを揃えて実践に移してほしい。 <p>今後のスケジュールとして、県民意見募集などについて事務局より説明次回最終委員会を3月下旬に開催することとして閉会</p>

会議資料	会議次第：第4佐賀県立福祉施設あり方検討委員会次第 資料1：佐賀県立福祉施設あり方検討委員会 高齢者等福祉部会 検討結果報告書 資料2：佐賀県立福祉施設あり方検討委員会 児童等福祉部会 検討結果報告書 資料3：佐賀県立福祉施設あり方検討委員会 障害児(者)福祉部会 検討結果報告書 資料4：佐賀県立福祉施設あり方検討委員会 報告書(素案) 資料5：今後のスケジュールについて
------	---

第4回 佐賀県立福祉施設あり方検討委員会次第

日時：平成17年1月26日（水）

10:00～12:00

場所：若楠会館 天山の間

1 開 会

2 議 事

- (1) 各部会の検討結果報告について
- (2) 佐賀県立福祉施設あり方検討委員会報告書(素案)について
- (3) 今後のスケジュールについて

3 閉 会

【配付資料】

- 資料 1 高齢者等福祉部会検討結果報告書
- 資料 2 児童等福祉部会検討結果報告書
- 資料 3 障害児(者)福祉部会検討結果報告書
- 資料 4 佐賀県立福祉施設あり方検討委員会報告書(素案)
- 資料 5 今後のスケジュールについて

県立福祉施設あり方検討委員会 高齢者等福祉部会検討結果報告書

平成 17 年 1 月 26 日

1. はじめに

高齢者等福祉部会は県立福祉施設あり方検討委員会のもとで、救護施設(日の隈寮)、養護老人ホーム(佐賀向陽園及び伊万里向陽園)、軽費老人ホーム(いずみ荘)の4施設に関して、それぞれの施設ごとの今後のあり方を検討するよう求められ、平成 16 年 8 月 25 日に第 1 回高齢者等福祉部会を開催して以来、5 回の審議を行った。

県立福祉施設あり方検討委員会は、検討の視点として、「県全体の福祉サービスを高度化・充実する観点」から、「行政と民間の役割分担の明確化」し、県立福祉施設の今後のあり方を明らかにし、施設ごとに見直し検討を行い、基本的方向をまとめることを求められていた。

各施設のあり方については、今日の福祉から見た施設の役割評価、利用者の立場に立ったハード・ソフト面のサービスの現状とあり方、民間にできることは民間に委ねる視点、県でなければならない業務の明確化、県の福祉サービス提供の仕組みについて、その他必要な事項の視点、から検討を行った。

2. 審議状況

県立福祉施設あり方検討委員会を受けて、下記のとおり高齢者等福祉部会を開催した。

- 第 1 回 平成 16 年 8 月 25 日(施設説明及び施設視察等)
- 第 2 回 平成 16 年 10 月 7 日(施設現状等に関する意見交換等)
- 第 3 回 平成 16 年 10 月 29 日(民間施設視察等)
- 第 4 回 平成 16 年 11 月 22 日(考え方に関する討議)
- 第 5 回 平成 16 年 12 月 17 日(部会報告書案の討議)

また、審議の過程で、施設利用者・保護者へのアンケートや施設長及び施設職員へのヒアリングを実施し、また、県民からの意見や職員からの提案についても審議の参考とした。

3. 検討内容及び経過

(1) 救護施設(日の隈寮)

【施設の役割】

救護施設は、戦後、多数の戦災孤児や浮浪者、身寄りのない者を抱えた時代の要請を受け、生活保護法(昭和25年制定)の下に法制化されたものである。

「日の隈寮」(定員70名)は、昭和38年、県下初の救護施設として開設され、これまで、身体障害者、知的障害者、精神障害者など障害の種別を問わず、あらゆる障害に対応できる県立唯一の福祉施設として、社会的ニーズに応じてきた。

また、現在、県内には、民間救護施設である「しみず園」(定員100名)があるが、日の隈寮と同様、時代の変遷に対応しながら、大きな役割を担ってきた。

これから、さらに、経済の縮小や家族形態の変化等が進む中で、精神障害者、ホームレス、生活障害者などが増加し、他の施設では受け入れ困難なセーフティネットの施設としてのニーズがますます高まることが予想されることから、今後とも救護施設自体の役割は大きく、現在の2か所の救護施設は必要であると考ええる。

【サービスの現状等について】

施設の面では、昭和38年に開設されて以来、既に40年を経過し、これまで根本的な改修も行われていないことから、施設の老朽化がかなり進んでいる状況にある。

また、施設利用者の高齢化に伴うバリアフリー化や多人数部屋(6人部屋)の解消など、諸問題が残されており、利用者の安全面やプライバシーに配慮した施設整備の緊急の必要性に直面していると思われる。

ソフト面では、他の社会福祉施設と異なり、多様な種類の障害のある方々や重複障害のある方々が利用され、個々の利用者に対する支援も複雑多岐となっており、それらに対応できる専門知識と豊富な経験が、より一層求められている状況にあることから、今後は、個人支援の更なる充実を図るため、職員の専門性、総合能力の向上が必要となっている。

特に、現在の利用者の中には、精神疾患者の割合が高いことから、専門的な対応能力を有する職員の配置も必要と考える。

なお、これまでは、施設利用者の生活支援サービスが中心であったが、今後は、自立支援を目的としたサービスの提供も検討していくことが望ましい。

【施策・制度の動向】

現在、厚生労働省が組織する社会保障審議会福祉部会、生活保護制度の在り方に関する専門委員会において、生活保護制度の見直し検討がなされている。

当該委員会では、救護施設のあり方として、他法の専門的施設が充実してきているため、それらの施設に移っていくべきではないか等の意見も一部にあったものの、救護施設は、重複障害者など他法の専門的施設で対応が困難な要保護者のほか、様々な理由により居宅生活が困難な社会的入院患者、ホームレス、社会生活への適応が十分でない者等に対し、生活支援を行うための施設として機能しており、今後も社会情勢に応じて柔軟に対応できる施設として期待が大きいとの見解が示されている。

また、地域での生活を希望する者や生活できる可能性が高い者に対して、退所支援や退所後の地域生活支援を積極的に進めるため、平成 14 年度に「保護施設通所事業」が創設され、また、居宅生活に移行可能な対象者のための事業として、平成 16 年度に「居宅生活訓練事業」が創設された。

さらに、救護施設等の保護施設の整備促進対策として、平成 16 年度から定員要件の緩和(定員 50 名 30 名)が実施され、救護施設の周辺における定員 10 名程度の小規模な施設(サテライト型施設)の設置も可能となっている。

【今後のあり方】

日の隈寮は、これまでの変化する時代背景の下で、身体障害者や知的障害者等の施設不足を補う施設として、民間の参入がさほど図れない状況の中で、県立主導による施設運営がなされ、重要な役割を担ってきた施設であると言える。

しかし、時代とともに、民間施設の力量も徐々に高まり、県内の類似施設も同様であるが、民間の特性である柔軟性を生かし、運営面やサービス面でも成熟してきた今日、県立施設でなければ取り組みが困難な先進的事業等を明示することは難しく、県営施設として先駆的、指導的運営を行う必要性が薄らいできていると思われる。

また、救護施設の全国の状況を見ても、公設民営施設を含めると約 80%が民間運営であり、県立県営施設は、全国 180 施設中5施設(約3%)のみとなっている。

さらに、運営面やサービス面で、民間施設が県営施設と何ら遜色ない今日の状況を踏まえて長期的な視点から見た場合、経営面(財政面)や人的な面においても、民間での施設運営が効率的であり、より柔軟できめ細かい対応が可能と思われ、民間ではカバーしにくい不採算部門を県が担うという側面も意義が薄らいできている。

以上のことから、民間のもつ柔軟性を活用したサービス提供を図るべく、施設管理面も含め、民間移行へ向けて検討を進めていくべきと考える。

【配慮すべき事項】

社会的入院患者、ホームレス、生活障害者などの今日的ニーズに対応した効率的・効果的運営や、利用者の自立支援に向けたサービス機能の充実が求められており、民間へ移行する際にも、こうした機能の充実について配慮する必要がある。

また、当施設が取り組んできた地域との交流、支援体制については評価できるものであり、これらの取り組みにも配慮していくことが望まれる。

なお、現施設は、老朽化や不十分な居住環境などの諸問題を抱えており、当施設を引き受ける民間団体が限られ、民間移行までに一定の期間を要することが考えられるが、民営化の検討如何に関わらず、施設利用者の安全面やプライバシーの確保のためにも、施設の整備について配慮すべきものとする。

(2) 養護老人ホーム(佐賀向陽園・伊万里向陽園)

【施設の役割・評価】

養護老人ホーム佐賀向陽園及び伊万里向陽園の沿革は、大正6年に開設された佐賀養老院に始まり、戦後、生活保護法に基づく養老院として民間公益法人による経営がなされていたが、戦後の経済混乱のなかで経営が行き詰まり、昭和25年に県がその経営移管を受けて、県立施設とした上で、社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会に運営委託を行い、現在に至っている。

養護老人ホームは経済的理由や精神・身体的理由、かつ身寄りがないなどの家庭的理由により入所措置が行われているが、現在の社会・経済情勢下でも入所が必要な待機者は多く、県内における養護老人ホーム定員の確保は今後とも必要であり、両施設とも施設運営を継続する必要がある。

【サービスの現状等について】

養護老人ホームについては、平成12年4月の介護保険法施行後も引き続き老人保護措置により利用決定・運営が実施され、利用者は介護保険料の負担はありながら、養護老人ホーム利用は居宅ではなく介護保険施設でもないとの理由で介護給付がなされていない。

しかし、一方では利用者の高齢化のなかで、介護認定を受けた利用者が増加し、老人保護措置費の病弱者加算による増加職員によるサービスが行われている。また、従来、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームが同じ措置施設であった時には、養護老人ホーム利用者の身体状態等が悪化した場合は措置換えにより、特別養護老人ホームを利用させることが行われてきたが、介護保険法施行後は、特別養護老人ホームが契約利用になったこと、特別養護老人ホーム利用希望者の多さもあり、特別養護老人ホームへの利用が困難となっている。

また、県立施設であるために、サービス向上のための施設改修は受託者のみの判断ではできない。県立施設であるが故に民間財団からの助成も対象となりにくい等の課題も公設民営施設としてある。

こうした背景のなかで、佐賀向陽園及び伊万里向陽園は、エレベーター設置などの環境改善に加えて、行事やクラブ活動等による施設内生活の充実に努力され、要介護者のサービスにも努力されていると判断できる。

なお、佐賀向陽園は昭和60年に全面改築し、全室個室化した。伊万里向陽園は昭和62年に大規模改修、昭和63年に増築し、全室個室化しているが、全般的な

施設老朽化があり、施設構造上、バリアフリーの面での課題がある。

【施策・制度の動向】

平成 16 年 10 月 28 日に「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの将来像研究会・報告書」において、養護老人ホーム入所者の介護ニーズを介護保険制度により対応する方針が示された。

養護老人ホームに介護保険制度を導入する手法としては、外部介護サービスを利用する、介護サービス内包型の特定施設入所者生活介護事業者となる(ケアハウスへの転換)、外部介護サービス利用と介護サービス内包型施設の混合型となるという 3 類型が示されている。

つまり、養護老人ホームの将来は、民間サービスを中心とする介護保険事業との関係で進むことになる。

【今後のあり方】

佐賀向陽園・伊万里向陽園については、施設整備が県において実施され、土地・建物も県有財産であるが、当初から運営は社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会に委託されていること及び県内の養護老人ホームについても、民間社会福祉法人により自立運営されていることから、民間社会福祉法人により運営されうる施設と考えられる。

現時点での養護老人ホームの事業内容、職員配置基準は法定されており、そのサービス内容は一定水準を確保するようされており、県立施設でなければならないというサービス内容はない。現状でも、佐賀向陽園・伊万里向陽園は民間委託で運営され、委託法人(社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会)の経営努力により水準の高いサービスが提供されている。

地方自治法の指定管理者制度の導入は公立施設運営のサービス向上と運営の効率化を図る目的ではあるが、既に民間委託された本施設については、指定管理制度という現状の委託と同種の制度よりもより自由な運営ができる方が望ましい。

高齢者サービスを内容とする養護老人ホームでは、例えば体育館等の一時的利用を行うような施設と違い、長期間、毎日の生活の中でのサービスを提供するものであり、一定期間ごとにサービス提供者が変わることもある指定管理者制度を適用することが妥当かの疑問がある。また、各施設の長年における運営に基づく優れた特色を維持発展させる上でも同一法人による期限のない運営がより望ましい。

「養護老人ホーム」に関する制度改正内容は、介護保険事業という民間サービス導入を前提としており、養護老人ホームの施設運営の観点からも現在以上に民間に

委ねる視点が必要と考えられる。他方からすれば、県が老人福祉施設を保有する必要性はないと判断される。

養護老人ホームの介護ニーズに介護保険事業を導入する場合に、施設における生活支援と介護サービス提供の調整を円滑・的確に行うための手法として、同一民間法人による養護老人ホーム経営と介護保険事業所経営が考えられるが、指定管理制度の下で、現行の養護老人ホーム運営以外の民間業務を対象とすることが果たして県として可能かどうか不明である。民間介護保険事業者を指導監督すべき県が同時に介護保険事業を委託先に認めることは、県権限との関係から慎重であるべきと考えられる。

養護老人ホーム利用者への介護サービス提供は、現在の老人保護措置費の算出根拠から考えれば、その人員配置基準の変更と措置費額の変更が生ずる可能性がある。このことへの将来の経営対応を図る趣旨でも介護事業展開にできるだけ障害のない運営形態が望ましい。

以上のことから、養護老人ホーム佐賀向陽園・伊万里向陽園については、民間移譲に向けて検討を進めていくべきと考える。

【配慮すべき事項】

昭和 25 年以來 54 年余にわたり施設運営委託を受けている社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会は、これまでの経営努力やサービスノウハウにより一定水準のサービスを提供を行っており、民間移譲を検討する際には、利用者へのサービス水準の継続について十分配慮することが必要である。

(3) 軽費老人ホーム(いずみ荘)

【施設の役割】

軽費老人ホームいずみ荘は、昭和 38 年の老人福祉法制定にあわせて県立福祉施設として創設された。

軽費老人ホームは、経済的理由や精神的・身体的理由、身寄りがいないなどの理由により自宅での生活が困難な高齢者に対して日常生活の場を提供する施設である。養護老人ホームとの違いは、軽費老人ホームはあくまで利用者との契約施設であり、入居費用が支払えることを条件としていることである。養護老人ホームの場合は、収入に応じた費用徴収が行われるが、基本的に公費負担である。

軽費老人ホームと同種の民間施設としてはケアハウスがあり、県内 24 施設、定員 835 名を数えており、軽費老人ホームと同様に収入額に応じた事務費補助により、負担額の軽減を行っている。

ケアハウスは平成 6 年以降順次整備され、従来型の軽費老人ホームに替わり、日常生活支援による住居型施設の中心となっている。

【サービスの現状等について】

施設は昭和 38 年開設から 40 年余を経過し、大規模改修も行われておらず老朽化している。また、階段など段差が多くバリアフリー化されていない。

定員 70 名に対して、施設の老朽化、ケアハウスの充実等により空き室が多く、軽費老人ホームに対するニーズは低下していると考えられる。

いずみ荘の利用料は他民間施設と比較し安く設定されているが、民間のケアハウス入所者と比べて妥当であるのか、民間施設であるケアハウスが充実してきた現在では比較検討の必要がある。

入所者は介護の観点からは自立した高齢者であり、自由行動とプライバシーを確保された居住の場となっているが、この場合に県立施設である意味が捉えにくい。また、心理的ケア等のサービスも十分行われていないのではないかと。

【施策・制度の動向】

平成 16 年 10 月 28 日に「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの将来像研究会・報告書」において、軽費老人ホーム利用者の介護ニーズを介護保険制度により対応することの徹底と居室面積の確保をはかり、多様な住まい方の選択肢の一つと位置づけている。

軽費老人ホームには、軽費老人ホーム 2 種類(A 型、B 型)、ケアハウスの三類型があり、制度的に類似しながら基準が異なるなど複雑化している。

そのため、将来的には、三類型をケアハウスに統一することが望ましいとされ、既存の軽費老人ホームは建て替え時にケアハウス移行が方向づけられている。

【今後のあり方】

軽費老人ホームに関しては、全国では、民間ケアハウスが整備されるのに伴い、都道府県立の軽費老人ホームは廃止、民間譲渡がされている。

軽費老人ホームは、介護保険制度では居宅と位置づけられ、いずみ荘利用者は介護保険サービスを受けることが可能であるが、いずみ荘では介護保険サービスの提供までは行われていない。

介護保険事業が民間主体のサービス中心のなかで、県が介護サービスを提供することは、県が事業者指導権限を有し、行政と民間の役割分担の観点からも適切とは考えられない。

民間介護保険サービスを施設内に受け入れることは、軽費老人ホーム自体のサービス内容との関係では、まさに老人用居宅の提供のみとなり、このような県立施設を維持することの妥当性はない。

介護保険サービス提供をも含む軽費老人ホームへの改修は、制度動向からすれば県立ケアハウスを整備することになるが、その場合の利用料はケアハウスの水準を基本に同程度の額とする必要があるが、民間ケアハウスの整備が進んでいる現状では、そこまでの施設整備を行なう必要性は考えられない。

以上のことから、軽費老人ホームいずみ荘は県立施設として保持する必要はなく、施設老朽度を勘案すると廃止すべきであると考える。

【配慮すべき事項】

廃止するとした場合には、新規募集の停止とあわせて、現利用者の行き先については十分配慮していくことが必要である。利用者の家族の状況、健康状態、身体状況等や一人ひとりの希望を十分に把握し、その実状や本人の希望に応じた新たな居住場所に円滑に移ることができるよう、施設の斡旋や関係機関との調整など誠意をもって対処することが望まれる。

また、施設を廃止するまでの間の施設運営等についても、利用者にとり適切なサービスを確保しつつ、効果的・効率的な経営を行うことが必要である。

(参考)委員の意見概要

【救護施設(日の隈寮)】

県内でこれ以上(2施設)は必要ないと思うが、救護施設はニーズの面から現状の施設は必要と思われる。

全国的なことであるが、多種多様な利用者に対応できる専門職員が必要である。

看護師1名、臨時看護師1名、介護福祉士1名と専門職員の配置が少ない。

専門性が必要であれば、アルバイト職員に対してもそれを教授し、スキルアップを図るべきであると思う。

知的、身体、精神疾患など多種多様な入所者の状況である。特に精神疾患の割合が44.9%と高く、今後も精神科医療機関からの入所者が増加すると思われるため、専門的な医療職員を配属する必要性があると思われる。

築後40年が経過し老朽化が目立ち、利用者が気の毒であるため、早急に施設のあり方について結論を出し、全面改築が必要と思われる。

施設の老朽化と利用者のプライバシー等が生活の場として好ましくない。

概ね定員を満たしているが、様々な病状の者が混在していることから、極め細かなサービスができていないのではとの危惧がある。

利用者が自立できるような道も考えるべきであると思う。

中間施設であれば、自立をもっと促す努力が必要である。

保護者のアンケートはだいたい良い方に書かれているが、この結果に満足してはいけない。

【養護老人ホーム(佐賀向陽園・伊万里向陽園)】

待機者もあり、今後は同種施設の増加なしの前提では向陽園のニーズがある。

定員80名の利用者のうち介護認定は26名であり、徐々に介護が必要な利用者が増え、痴呆性の利用者は15名、75歳以上の後期高齢者が55名生活している現状を踏まえると、高齢者介護に関わる専門的な自立的支援・予防的介護ができる体制が必要である。(佐賀向陽園)

重度化の状況も考慮し、特別養護老人ホームの予備軍という意識をもった対応が必要である。

施設生活がマンネリ化しないような行事やクラブ活動等が工夫されるなど、サービスの内容やプログラムを工夫して頑張っている印象を得た。(佐賀向陽園)

在宅の機能をプラスして、事業展開していくためには、どういう施設(県立、民営、指定管理者)がいいのかという検討が必要である。

指定管理者で同じような状況が続けるより、完全民営化で柔軟なサービスを展開していくべきでないか。

施設整備については、エレベーター設置など計画的に改善されており、良い環境にあると言える。(佐賀向陽園)

同園によると、県立施設では、規制があり、十分に事業展開ができない面があること、また収支の試算では、20年先も赤字にならないとのこと。(佐賀向陽園)

県立施設であることのプラスとマイナス、民間施設のプラスとマイナスを検討し、個別性と社会性を維持できる利用者本位のサービスや医療と介護制度が連携できる環境、多種多様な入所者が混在している状況で、日々ケアの向上ができるような施設環境にしていくことが望ましい。

【軽費老人ホーム(いずみ荘)】

階段など段差が多く、老朽化が著しい。

定員70名に対し、充足率6割(4割空き部屋)は、運営面で支障を来しているし、民間であれば(経営的に)大問題である。

空き部屋が30室あり、定員ほどのニーズがあるのか疑問である。

いずみ荘は、他の民間施設に比べ、利用料金の面で(安い)ため優遇されているのではないか。

軽費老人ホームに関して、設立当初の利用者ニーズと社会資本の整備状況(民間施設の充実)が違ってきているため、民間の同種の施設等の料金やシステムを比較検討し、再考する必要がある。

県立施設として、大規模な施設であればいいとか、シンクタンクの(研究)施設なものとかに中身を変えていくことが必要ではないか。現在の「いずみ荘」の位置付けであれば不要。

プライバシーがあって、自由行動をプラスと捉えているが、それで県立施設としての存在意義は何なのか。(単なる)老人アパートでいいのか。

利用者アンケートで、職員対応について、普通と不満の回答が合わせて43%もある。

心理的なケアが不足しているのではないか。

平均年齢80歳、75歳以上の後期高齢者が全利用者の70%であるが、介護認定者は、僅か2名ということで、食事や健康管理等の介護予防の機能が発揮されていると感じた。

グループワークとかが見えない。個別的なものしかしていない感じがするので、いろいろな情報(保健・医療等)を提供し、フィードバックしていくべきではないか。

県立福祉施設あり方検討委員会 児童等福祉部会検討結果報告書

平成17年1月26日

1. はじめに

児童等福祉部会は、県立福祉施設あり方検討委員会のもとで、みどり園(乳児院)、聖華園(児童養護施設)、佐賀婦人寮(婦人保護施設)の3施設に関して、それぞれの施設の今後のあり方を検討するよう求められ、平成16年8月31日に第1回児童等福祉部会を開催して以来、計5回の審議を行った。

県立福祉施設あり方検討委員会は、検討の前提として、「県全体の福祉サービスを高度化・充実する観点」から、「行政と民間の役割分担を明確化」し、県立福祉施設の今後のあり方を明らかにし、施設ごとに見直し検討を行い、基本的方向をまとめることを求められた。

各施設のあり方については、今日の福祉から見た施設の役割評価、利用者の立場に立ったハード・ソフト面のサービスの現状とあり方、民間にできることは民間に委ねる視点、県でなければできない業務の明確化、その他配慮すべき事項の視点から整理・検討を行った。

2. 審議状況

部会は計5回開催し、第2回に児童分野、第3回に婦人保護分野と分けて集中的な審議を実施した。

みどり園、婦人寮の視察及び施設職員との意見交換を実施した。聖華園については全体会議で視察、また民間との比較のため、児童養護施設佐賀清光園を視察した。

他県の乳児院(熊本乳児院)の現地調査を事務局で実施し、その報告を受けた。

婦人寮の利用者へのアンケートを実施した。

[検討経過]

区分	開催年月日	主な内容
第1回	H16. 8. 31	・県立福祉施設視察[みどり園、婦人寮] (施設職員との意見交換) ・意見交換
第2回	H16. 10. 6	・民間福祉施設視察[児童養護施設佐賀清光園] ・児童相談、婦人相談の現況について聴取 ・施設ごとの検討[みどり園、聖華園] ・婦人寮利用者アンケート実施案について検討

第3回	H16.10.27	・婦人寮利用者アンケート結果等報告、意見交換 ・施設ごとの検討[婦人寮]
第4回	H16.11.18	・「各施設のあり方についての考え方」について検討
第5回	H16.12.22	・児童等福祉部会検討結果報告書(案)検討

3. 検討内容及び経過

(1) みどり園

【施設の役割】

昭和15年に佐賀県助産婦会が貧困家庭の乳児の養護を目的として附属乳幼児保育園を設立したことに始まり、終戦後、社会事業が関心事となり、県が助成をはじめ、後に県の委託事業となった。

昭和22年に県へ移管され「佐賀みどり園」と改称した。以来、経営主体は社会福祉協議会、恩賜財団済生会、県直営と変遷を重ねたが、「家庭で養育できない乳児」を養育する県内で唯一の乳児院として入園児の養育にあたってきており、昭和39年に県直営となり、昭和56年からは短期入所の受け皿にもなっている。

新生児からの乳児の養育機能、障害児・病虚弱児等の養育機能、被虐待児に対する援助機能をもつとともに、被虐待児の緊急保護等の一時保護受託機関の機能も併せ持ち、乳児の養育に関する専門施設として位置付けられている。

そのほか、多数の実習生を受け入れ指導することで、次代を担う乳児保育等の専門スタッフや看護師の養成機能も果たしている。

こうした中、社会情勢等の変化により、児童の置かれている環境は大きく変化し、離婚や児童虐待等適切な育児の困難な家庭が増加しており、家庭に代わって乳幼児を育てる乳児院は必要不可欠な施設となっている。

また、保護者の事故や疾病等による突然の入院や、一時的な育児困難の状況等へ対応する短期入所や育児不安の母親等への育児支援等の役割も重要となっている。

【サービスの現状等について】

看護師や保育士の養護により、乳幼児にとって心身ともに安定した生活ができる場を提供している。

しかし、施設は老朽化しており居室等は狭く、親や身内の面会時にゆっくりと過ごすスペースがない。家庭復帰に向けた家族との面会や相談の時間を増やしていくためには面会室や相談室が必要である。

他県の民間乳児院では、乳児院の機能だけでなく、地域に開かれた育児の相談センターなどとして多様なサービスに取り組んでいる状況である。

【施策・制度の動向】

児童福祉法の改正により、乳児院でも、あるいは、児童養護施設でも、子どもの状況に応じて、乳児期から就学前までの継続した養育が可能となり、こうした制度の改正も視野に入れた検討が必要である。

【今後のあり方】

県内唯一の施設で、県立県営である。全国115の乳児院のほとんどは民間で運営されている(国立100、県立県営6、県立民営等9)。また、現在、県立県営で運営されている施設についても、今日の福祉の改革、福祉サービス提供者の官から民への流れや法の改正などを背景に民営化に向けた検討がなされている。

すでに多くの民間が運営しており、県営施設と同様に職員配置基準等は法定され、そのサービスは一定水準を確保するようにされており、柔軟できめ細かなサービス提供も行われていることから、必ずしも県立での運営である必要はないと思われる。

乳児院については、県内に不可欠な施設であるものの、将来的には国立民営が望ましいと思われる。

しかし、他県の乳児院の運営状況を見ると、乳児院の単独施設は20%で、多くは他の福祉施設との複合経営で運営されているところが多い。

当面は現状サービスを前提に、県立県営施設としての運営が必要であるものの、民営化など運営のあり方、施設の老朽化への対応、児童養護施設との関係などの課題を総合的に検討する必要がある。

また、県立施設であっても、家庭の機能低下に伴う乳児の育児や地域に開かれた育児支援に役立つ取り組みを行うとともに、効果的・効率的な施設運営に努める必要がある。

こうしたことから、様々な角度から民間の参入が可能となるような条件整備及び情報提供に努めるとともに、状況に応じて施設の委託(指定管理者制度¹の活用)や民間移譲等の民間移行について検討する必要がある。

1 指定管理者制度:「公の施設」の管理運営主体について、従来は公共団体等に限定されていたが、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、民間事業者を含む幅広い団体に拡大。既に管理委託しているすべての「公の施設」は平成18年9月1日までに移行することが必要。

【配慮すべき事項】

今後、児童虐待や親子関係の再構築に向けた家族支援など、きめ細かな専門的な支援・相談機能の充実について一層求められる状況にあり、仮に民間での運営を検討する際にも、こうした機能の充実についても継続されるよう配慮することが必要である。

(2) 聖華園

【施設の役割】

戦後、戦災孤児及び貧困家庭の子供を保護するため、昭和24年に佐賀県母子愛護連盟「聖華園」として認可された。戦後の復興期には全国で養護施設が増加したが、浮浪児等が多かった。経営的に厳しいことから県に移管され、昭和28年からは県社会福祉協議会に委託し、現在に至っている。

高度成長期以降、父母の行方不明や離別による児童の保護が増加している。また昭和48年に高校入学が認められ、高校在学中の児童が増加してきた。

昭和60年頃以降、一時期少子化傾向により施設の定員割れが生じた。また、要保護児童施策から児童の自立支援へと施設機能が変わってきた。

社会情勢等の変化により、児童のおかれていた環境が大きく変化し、経済的問題を含め、親の育児能力の低下がみられるなかで、児童養護施設としての役割は、家庭に代わり児童を養護するものであり、必要不可欠な施設である。

さらに、少子化でありながら、児童虐待などは増加傾向にあり、児童養護施設に対するニーズは増大している状況にある。

【サービスの現状等について】

現在、「児童の自立支援計画」を策定し、それに基づき児童の処遇に努めている。虐待を受けた児童の入所が増加していることから、平成16年度にファミリーソーシャルワーカー、心理職員を採用し対応している。

職員の暖かい愛情、熱意によって施設は運営されているが、児童定員が70名と多く家庭的な対応も出来にくい面もある。

施設は老朽化しており、児童の居室は4人部屋、6人部屋であり、今日では窮屈な居住環境であると思われる。

一方では、広い敷地内で幼児期から高校生まで、幅広い年齢層での関わりがあり、伸び伸びと遊んだり、スポーツができる環境にある。

県内の6児童養護施設で唯一の県立施設であり、運営は県社会福祉協議会への委託で行われている。県内の児童養護施設の中で最も定員規模が大きいが、民間施設と比べて提供するサービス等に差はない。しかし小規模グループケアなど施設整備を要する場合等機動的な対応の面で遅れをとっており、こういった面での課題も抱えている。

【施策・制度の動向】

2歳までが乳児院で幼児からは児童養護施設というこれまでの制度が見直され、子どもの状況に応じて、乳児期から就学前までの一貫した支援による運営が可能となることから、これらの動向も踏まえる必要がある。

【今後のあり方】

施設の整備は県で行われているものの、現在、社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会に委託されており、指定管理者制度の導入に伴い、対応が必要な施設である。

県内の児童養護施設の状態をみると、民間の社会福祉法人において自主的な運営を行っており、基本的には民間移譲が可能な施設と考えられる。また、心身ともに成長段階である児童を養護する施設であることから、一定期間ごとにサービス提供者が変わることもある指定管理者制度を適用するよりも、施設の長年における運営に基づく優れた特色を維持発展させる上でも同一法人による継続した運営がより望ましい。

しかし、聖華園は、県内の他の児童養護施設に比べて定員の規模が大きく、小規模グループケアの導入や老朽化している施設の取扱いなどを含めて検討することが必要である。

また、児童養護施設については、家庭の養育機能が低下した中で、施設入所時から家庭復帰や自立支援のプログラムに取り組むなどの対応が求められている。

こうしたことから、聖華園については、当面は施設運営の委託(指定管理者制度の活用)で対応していくものの、様々な角度から民間の参入が可能となるような条件整備及び情報提供等に努め、民間移譲について検討することが必要である。

【配慮すべき事項】

児童養護施設「聖華園」については、昭和28年以来50年にわたり委託を受けて運営を行っている社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会の経営努力や処遇ノウハウの蓄積により一定水準のサービスを行っており、民間移譲を検討する際には、利用者へのサービスの水準の継続について十分配慮することが必要である。

また、児童養護施設等を巡る課題として、自閉症、発達障害など、より専門的な支援が必要となってきたおり、他の県立施設等において、児童や家族に対する通所や入所による支援・相談体制の充実について検討する必要がある。

(3) 婦人寮

【施設の役割】

佐賀婦人寮は、昭和31年5月に制定された売春防止法に基づき、昭和33年に県内唯一の婦人保護施設として設置された。

運営については、当初から社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会に業務を委託し、現在に至っている。

設置当初は、性行又は環境に照らして売春を行う恐れのある女子が大部分を占めていたが、昭和30年代後半にはその数(割合)も減少してきた。

50年代後半になると入所者は減少傾向となったが、60年代に入ると、時代の変化とともに、精神的に不安定な女性の転落未然防止のため「社会的要保護女子」も保護の対象となった。

近年は、社会情勢の変化とともに入所者は多様化し、売春の恐れがある女性の他、知的障害者、軽度の精神障害者等社会生活を営む上において障害を持つ女性の自立支援も行っている。

また、平成14年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の全面施行により、配偶者からの暴力被害者(DV被害者)も、法律上婦人保護施設において保護することができるとされ、佐賀婦人寮の果たす役割が増えている。

こうしたことから、売春防止法に基づき設置された施設ではあるが、家庭環境の破綻や生活困窮のほか、暴力被害者に対する保護・自立支援としての役割が高まっている。

全国的にも売春防止法上の施設機能としては必要性が薄れてきているが、DV関係では、県内に民間のシェルターはなく、唯一の婦人保護施設であることから、当面必要な施設である。

【サービスの現状等について】

昭和33年に設置された施設であり、老朽化している。また、居室は5部屋に15名の入所で満室の状態である。入所者の抱える問題も様々であり個室を望む声も多い。

自立のための支援や相談が必要であるが、面接室や相談室がなく、対応する心理職員など、自立支援機能が不足している。

夜間は機械警備を導入しているが、女子職員1名の当直でDV被害者対応施設としては警備上の不安がある。

立地場所としては、静かな環境で、交通面はやや不便なところもあるが、市街地にあることで就業面では恵まれている。

【施策・制度の動向】

現在、県内のDV対策の充実のために、婦人寮を含む県内全体の体制づくりなどの検討が行われており、婦人相談所(総合福祉センター内)との連携、さらには、自立への次の段階であるステップハウス等の整備促進なども課題となっており、これらの方向も見極めていく必要がある。

【今後のあり方】

施設の整備は県で行われているものの、現在、社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会に委託されており、指定管理者制度の導入に伴い、対応が必要な施設である。この施設は、県に限らず市町村、社会福祉法人等も設置できることになっている。全国をみると、県立県営21施設、県立民営12施設、民設民営15施設といった状況になっている。

現在でも、委託法人による経営努力により一定のサービス水準が提供されており、必ずしも県立施設である必要はないものの、県内では唯一の婦人保護施設であり、施設の特异性や経営面などから、民間での設置・運営には課題があると思われ、施設の老朽化の問題もある。

また、自立までの通過施設として利用者の人格に配慮した相談・支援機能の強化に努めていく必要がある。

こうしたことから、佐賀婦人寮については、当面は施設運営の委託(指定管理者制度の活用)で対応していくものの、様々な角度から民間の参入が可能となるような条件整備及び情報提供に努め、民間移譲について検討することが必要である。

【配慮すべき事項】

婦人保護施設「佐賀婦人寮」については、昭和33年以来40数年にわたり委託を受けて運営を行っている社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会の経営努力や処遇ノウハウの蓄積により一定水準のサービスを行っており、民間移譲を検討する際には、利用者へのサービスの水準の継続について十分配慮することが必要である。

(参考)委員の意見概要

[みどり園]

施設の役割は高く評価する。

温かくいい施設とは思いますが家庭に勝るものはない。(養育に欠けどちらが幸せか言えないと思うが)現状では施設は狭くベッド間もくっついており危険ではと思った。もっと余裕を持った部屋が必要と思った。

施設が立派でも大事なものは人と人との交流だと考える。ソフト面の充実が大事だと考えるが、県立県営というのが邪魔しているようであれば、抜本的に考えていかななくてはいけない。

いつもきれいにされている施設と思う。いま求められていること、不足していることとしては虐待等のケアの体制と感じた。今後のあり方としては、1施設にひとつの機能ではなく、いくつかの複数の機能を持ち合わせた施設を考えていくべき。

みどり園、聖華園の連携、両方を兼ね備えた機能を持った施設があればいい。

充実したサービスをされているが、スペースにゆとりがなく、ゆとりある住環境が必要。

乳児の場合、専門性が関わってくる。深夜巡回など、数字に出ない専門性も要求され、それに見合う人件費も考慮されるべき。

このような施設は、経験や専門性が必要と思う。さらに、親への指導がどの程度出来ているのか。

[聖華園]

今後の施設としては多機能化は必要と思う。または施設間の連携など。

施設の子供達も職員が声かけ等仲良くして家族的な印象は受けたが、ある程度けじめが必要とも感じた。

みどり園、聖華園は根本的にはつながっていた方がいいと思う。

一番安心したのは学校との関係が非常によくいっていることだった。

児童養護施設としては、県内でも一番大きい施設。建物が古く、スペース的にも70名は厳しい。

子どもを支援する中での目的は、自立支援であり、児童施設の務めである。就職させるためには、高校を卒業していないと門が開かれないのが実状。子どもの問題は、だいたいは本人ではなく家庭にある。

民営化の問題では聖華園は県立民営であり、どこに主体性があるかわかりにくい。

聖華園は広いグラウンド等恵まれた面もある。

民間でできることという観点では、民間と同じ事をやっている。ただし、聖華園の定員規

模の施設運営を民間ですぐやれるかどうかは疑問。

トップ(施設長)が代わると、子どもの性格や生活態度などが変わることもある。

聖華園は施設運営での自由が利かないように感じた。

見学した民間施設はいろいろな面で良くできていた。

[婦人寮]

婦人寮をみて、現状ではあまりにも中で生活している人が我慢していると感じた。

今後民営でできるのであればそれが一番良い。

婦人寮のあり方が売春防止法からDVの施設のように変わりつつあり、シェルターの要素があるとすれば、もう少し考え方を変えた取扱いをする必要がある。

どうしても県がしなくてはいけないということは思わない。入所者は相談の場を望んでいると感じた。

売春関係、DV、知的障害といろいろな要素があり、それに対応する職員数(6名)では大変だと思う。婦人寮という呼び方も違和感がある。自立支援のための他の機関との連携も必要。今後は県立かどうかは関係なく、ニーズを広げていく必要がある。現代にあったような施設に変えていく必要がある。

施設の老朽化

県内には民間のシェルターはなく、そういう意味では婦人保護施設は必要。次へのステップを踏むまでの役割を担う必要がある。

駆け込み寺的な役割も必要になってきている。気軽に受け入れられるような社会の体制も必要である。

施設の位置付け(長期の入所施設ではない)を入所者にもしっかり認識してもらう必要がある。

就労支援、自立支援を含めた個別的なケアプランが今後必要。

DV等子ども同伴の場合、子どもと離される問題がある。

心のケアの問題がある。

県立福祉施設あり方検討委員会 障害児(者)福祉部会検討結果報告書

平成 17 年 1 月 26 日

1. はじめに

障害児(者)福祉部会は県立福祉施設あり方検討委員会のもとで、知的障害者更生・授産施設(佐賀コロニー) 身体障害者更生・授産・療護施設(希望の家) 知的障害者更生施設(九千部学園) 知的障害児施設(春日園) 知的障害児通園施設(くすのみ園) 知的障害者通勤寮(九千部寮・金立寮)の7施設に関して、それぞれの施設ごとの今後のあり方を検討するよう求められ、平成16年9月8日に第1回障害児(者)福祉部会を開催して以来、6回の審議を行った。

県立福祉施設あり方検討委員会は、検討の視点として、「県全体の福祉サービスを高度化・充実する観点」から「行政と民間の役割分担を明確化」し、県立福祉施設の今後のあり方を明らかにし、施設ごとに見直し検討を行い、基本的方向をまとめることを求められていた。

各施設のあり方については、今日の福祉から見た施設の役割、利用者の立場に立ったハード・ソフト面のサービスの現状等、「民間にできることは民間に委ねる」視点からの評価、県立福祉施設として目指すべき役割、強化すべきサービス、その他配慮事項、から検討を行った。

2. 審議状況

県立福祉施設あり方検討委員会を受けて、下記のとおり障害児(者)福祉部会を開催した。

- 第1回 平成16年 9月 8日(施設説明及び意見交換等)
- 第2回 平成16年10月 6日(施設ヒヤリング:希望の家、コロニー)
- 第3回 平成16年10月28日(施設ヒヤリング:上記以外5施設)
- 第4回 平成16年11月22日(アンケート調査結果報告等)
- 第5回 平成16年12月15日(考え方に関する討議)
- 第6回 平成17年 1月14日(部会報告書案の討議)

また、下記のとおり現地視察、先進地視察等を行った。

平成16年 9月29日(現地視察:九千部学園、九千部寮、くすのみ園、春日園)

平成16年10月25日(先進地視察:国立別府重度障害者センター、農協共済別府リハビリテーションセンター)

部会長及び事務局参加

また、審議の過程で、施設利用者・家族等へのアンケートや施設職員へのアンケート等を実施し、また県民からいただいた意見等についても審議の参考とした。

なお、保護者・家族等へのアンケート調査にあたっては、説明会を実施するとともに、佐賀コロニー(更生・授産)、希望の家(療護)については、委員が直接調査を行った。

3. 障害児（者）福祉施設の全体的な方向性について

【施設全体から見た方向性の検討】

県立福祉施設の中でも障害児（者）の施設は、施設数も多く、大規模な施設もあり、さらに、民間を含めた県内の施設において一定のウエイトを占めており、県全体の障害者福祉施設のあり方にも関わることや障害者施設の機能の見直しと再編の中で、施設間の関連性も高まることなどから、施設全体の基本的方向を見極め、個別の施設ごとのあり方を明確にしていく必要がある。

【施策・制度の動向】

（佐賀県新障害者プラン）

県では、平成 16 年 3 月に平成 16 年度から 10 か年間の障害者施策の基本となる、新しい「佐賀県障害者プラン」を策定したところである。

このプランでは、障害者が、将来に夢を持って、地域の中で健康で安心して生活し、その持てる能力を十分に発揮しながら、社会の一員としてあらゆる分野に参加・参画することができる社会の実現を目指すことを基本目標としている。

具体的な施策の方向としては、障害者がサービス提供者と対等な関係に基づき、主体的かつ適切な選択・決定ができるよう、ケアマネジメント実施体制の整備等、生活支援体制の整備を図ることとしている。

また、障害者が住み慣れた地域での生活を送ることができるよう、地域生活のための基盤づくりについて重点的に推進することとし、自立生活のための住まいの場の確保としてのグループホームや福祉ホームの整備推進や、ホームヘルプ・デイサービス・ショートステイ等の在宅サービスの量的・質的充実を図ることとしている。

さらに、地域生活支援としては、地域での生活を望む施設入所者の地域生活への移行を促進するため、入所施設に対し社会生活技能を高めるための支援を行うこととし、また、障害者施設は、各種在宅サービスを提供する在宅支援の拠点として地域の重要な資源と位置づけ、その活用を図ることとしている。

（国の施策の動向）

障害者基本法の改正に続き、今後の障害者保健福祉施策（改革のグランドデザイン）では、これまでの保護等を中心とした仕組みから自立支援型システムへの転換が示され、福祉施設のあり方についても見直しが必要とされている。

これまで障害者の施設について、例えば、更生施設は本来は通過施設として自立支援の機能が目的であったものが、日々の生活を支える居住支援サービスと一体的に提供される中で、実態として療護施設との違いが不明確となっていることなどの問題点も指摘されてきた。

改革のグランドデザインでは、混在化・不明確化している既存の施設の機能を見直し、大きくは、居住機能と自立訓練、就労支援など施設の支援機能を区分しながら、利用者本位の支援プログラムを整備することとされている。

<施設機能の再編>

障害者のニーズと適性に応じた自立支援の観点から、障害者保健福祉施策全体の体系を構築し、施設の機能も施策体系の中に位置付け、見直し・再編することが求められている。

現行の施設のサービス体系を、生活の維持・向上や機能訓練・生活訓練、あるいは就労移行のための支援など、その機能に着目して再編、整備することとされている。

障害者の就労支援については、企業等での就労へ移行するためのプログラムをはじめ、一定の工賃を得ることのできる活動等の支援プログラムの提供など多様な形態が検討されている。

施設を地域に開かれたものとするため、入所者だけでなく地域の障害者も利用可能とすることが求められている。

居住支援サービスについては、障害者支援施設、ケアホームや一般住宅への入居も含めて再編が検討されている。

改革のグランドデザインでは、利用者本位の施設とするため、施設の目的を明確化することとし、自立のための支援機能と生活の場としての機能を区分した考え方が示された（グランドデザインに沿った新体系への移行は、概ね5年程度とされている。）

このような中、県立施設こそ率先して、施設本来の目的としてきた支援機能と生活の場としての機能の再点検を行い、さらに県立施設として県内の民間福祉施設の状況を踏まえながら、民間には実施が困難で、民間から期待されるような、県でなければできない支援機能などに着目すべきと考えられる。

改革のグランドデザインが目指す障害保健福祉施策の総合化、障害者のニーズと適性に応じた自立支援への転換などに沿って、各種支援施策の一層の多様化・高度化が求められることから、県・市町村、民間等がそれぞれの役割を果たしながら一体となって連携し、効果的・効率的なサービス提供に取り組んでいくことが求められている。

改革のグランドデザインとの関係の整理については別添参考1

<制度の持続可能性の確保>

障害者の福祉サービスについては、既存の保険制度等と比較して持続的な仕組みとしては脆弱であり、給付の重点化・公平化、制度の効率化・透明化を図る抜本的な見直しが必要不可欠とされている。

障害者の施設福祉サービスは、支援費制度の下で民間を中心に運営されているが、制度の改革や財政状況などに関わらず普遍的に必要な視点として、県立県営施設についてもサービスの質や内容、コストを明らかにしていくことが求められている。このことは、コストの議論は避けてサービスの内容ばかりを問題にしたり、逆にコストばかりを問題にするのではなく、両者を併せた費用対効果を適切に評価しようとするものである。（当委員会においても、支援費制度の下では、民間は国の定めたサービス価格の範囲で運営していることに比べて、県立県営施設の超過負担についてはその内容などの説明責任があるとの議論もあった。）

【県立福祉施設のサービスの現状等について】

現状において、授産、更生、療護など施設の性格は分かれているが、実態はそれぞれの支

援機能や相互の違いが分かりにくくなっており、さらに民間の施設との違いや役割分担なども明確になっていない状況である。

一般的に言われる重度対応についても、民間施設での取り組みも進んできており、これからの課題でもある地域生活支援や入所者以外に開かれた施設サービス機能についても、むしろ民間の施設において先進的な取り組みがなされている状況である。

施設によっては、建物の老朽化に伴う施設整備や個室化等の居住環境が不十分であり、利用者の居住環境の向上が求められている。

【今後のあり方の基本的な方向】

(基本的な方向は民間への移行)

県立福祉施設のサービスの内容、民間にできることは民間に委ねる視点、さらに、県でなければできないサービスの明確化などを通して、県立福祉施設のあり方を検討したが、これからの障害者の施設福祉サービスの提供主体としては、「民間の柔軟さ、きめ細かな利用者本位のサービス提供、経営努力と活力」に期待するところが大きい。

また、今後の県立福祉施設の当面の役割としては、各種の支援機能の中でも民間では困難な支援機能に特化していくことが望ましいものと考えられる。

したがって、現段階で県立福祉施設が実施している居住機能など生活支援型のサービスや一般的な授産の機能などについては、基本的には民間に委ねていく視点に立つことが望ましい。

(当面、県で実施することが考えられるサービス)

本県では、現状において多くの県立県営の障害児(者)の施設を抱えており、中には規模の適正化が必要な大規模な施設もあり、老朽化した施設もある。また、それぞれ福祉施設は利用者に対して安定した継続的なサービスを提供していることから、民間移譲等に当たっても条件面の整備など様々な課題を抱えており、これらを踏まえた対応が求められる。

民間への移行期間であっても、福祉の改革は進展しており、利用者にとっては支援の場であり、サービスの充実と効果的・効率的な施設運営が必要である。

さらに、この間において、当面は県でなければできないサービスや民間の取り組み状況などを踏まえて、今後県の施設福祉サービスに関連して必要と考えられる役割としては、

- ・ 民間では支援が困難な方々や制度の狭間で国の支援の対象になりにくい方々に対するセーフティネットとしての施設サービスの提供、
- ・ 民間では実施することが困難な自立支援サービス、
- ・ 障害の早期発見など県の相談支援機関と連携した発達障害など新たな問題、地域生活支援に対する相談支援機能、雇用施策と連携した専門的相談機能

などが考えられる。

地域生活支援、相談支援機能などのサービスについては、従来型の入所機能を中心とした社会福祉施設とは異なり、新たなサービス分野であり、今後福祉サービスを一元的に実施することが期待されている市町村との役割分担を踏まえて、県としては、広域的・専門的な立場から地域生活支援など必要なサービスの内容と事業規模などを見極めていくことが必要で

ある。

【配慮すべき事項】

(地域生活支援への積極的かつ計画的な取り組み)

これからの障害者福祉の基本的な方向は、保護等を中心としてきた仕組みから障害者のニーズと適性に応じた自立支援を通じて、地域での生活を促進する仕組みへ転換することとされた。

しかし、現状では、障害者が地域でふつうの生活を送れるような環境が十分に整っている状況にはなく、今後、県、市町村を中心とした障害者保健福祉施策の積極的な取り組みが不可欠であり、障害者の地域生活を支える「住む」、「働く」、「様々な面での相談支援体制」、「社会参加」、「権利擁護体制の確立」、「地域生活を支える福祉施設の機能強化」など行政、関係機関団体、事業所、NPOなどはもとより、広く県民の障害等に対する理解と支援を得るための取り組みを行いながら、障害者がふつうの生活を送れるようなトータルな地域社会の仕組みづくりを着実に進めていく必要がある。

このため、今回のあり方検討を意義あるものとするためには、今後、県立施設の民間移譲等の計画づくりだけでなく、「障害者のニーズと適性に応じた自立支援」を通じて地域での生活を促進するため、県、市町村、福祉関係団体等の役割分担と連携など地域生活支援へ向けた「佐賀県版のグランドデザイン」の作成も考えられる。

また、県は市町村や関係機関・団体などと連携し、グループホーム等の生活の場をはじめ地域における総合的支援体制を整備するため、県立福祉施設の見直しとともに、サービス提供体制の計画的推進、広域的・専門的な地域生活支援、市町村等との連携や支援など、地域生活支援のための施策に人材・財源を振り向けていく必要がある。

(共通の理解の促進と利用者や家族などの安心の確保)

障害者にとって、個々の障害の種別、程度または家族の置かれている状況等により、生活の場としての入所施設の機能が求められているのは言うまでもない。

障害者を保護する立場を中心に考えるのか、極力自己実現ができるよう支援する立場や可能な限り地域生活にチャレンジすることも含めて考えるかの違いでもあり、単に施設から地域への理念だけが先行すると、障害者だけでなく家族などの不安も大きい。

また、今回のあり方検討において行われた施設の利用者と家族のアンケート調査では、地域生活への意向は利用者本人よりも家族は低くなっていることに留意する必要がある。

なお、民間移譲などによるサービス提供の環境等の変化に関しては、利用者や家族の立場に立った十分な配慮が必要である。

また、障害者の地域生活支援の取り組みや地域社会の仕組みづくりを着実かつ具体的に進めるとともに、福祉施設自体が地域社会へ開かれたものとなり、ノーマライゼーションの理念から施設の生活をふつうの生活に近づける取り組みなども重要であり、さらに、福祉施設が生活の場としての機能だけではなく、自立生活等に向けた訓練機能など、障害者のライフステージの中の一つのステージとして必要な支援機能を担うものとの認識が必要である。

(民間移譲等の計画づくり)

今後、県立福祉施設の現在の状況を出発点として、民間への移行や当面県として取り組むサービスの充実へ向けて着実に進めていくためには、実効性のあるプログラムづくりが必要である。

- ・ 民間移譲等の計画（民間移譲のための条件整備など）
- ・ 民間移譲を念頭に置きながら規模の適正化など経過的な対応に関する計画
- ・ 当面は県でなければできないサービスについての機能強化計画 など

さらに、これらの計画づくりとともに、

- ・ 民間の積極的な参入を促進するための情報提供に取り組む必要がある。
- ・ 当面の間、県立として一定のサービスを提供する場合においても、利用者本位・県民の視点に立って、さらに、民間の先進的なサービス提供への取り組みも参考にしながら、施設運営に生かしていくとともに施設運営の現状等に関する積極的な情報公開、第三者評価の導入に取り組む必要がある。
- ・ また、これまでの県という行政システムの中で実施してきた施設の管理・運営とサービス提供の問題などの検証も踏まえて、当面県がサービスを提供する場合においても施設の効果的・効率的な運営のための組織のあり方も含めた検討が求められる。
- ・ また、民間では支援が困難、制度の狭間などで国の制度の対象になりにくい方々への支援などについては、県としての取り組みを検討するとともに、一方では、県の職員には福祉の専門職として専門的知識・技術の向上を図っていくことが求められる。

効果的・効率的な施設経営と運営について（制度等のまとめ）別添参考2

4. 各施設ごとのあり方

(1) 知的障害者更生・授産施設（佐賀コロニー）

【施設の役割】

佐賀コロニーは、昭和46年に知的障害者更生施設と知的障害者授産施設を併設する総合援護施設として開所した。

開設当初は、県内に福祉施設も少なく、県立施設として先駆的役割を果たしてきたものの、近年は民間施設の質的、量的整備が進み、民間施設とのサービスの内容等に大きな差はみられなくなってきた。

佐賀コロニーは定員数が320名(更生200名、授産120名)と大規模な施設となっており、このこと自体が大きな課題となっている。

今後入所者の地域移行を推進するにあたって、グループホーム等の住居の確保や日中活動の場の確保等地域で安心して暮らせる環境の整備に期間を要することが予想されることから、入所施設としての役割は今後一定期間は必要と考えられる。

【サービスの現状等について】

利用者の平均入所期間が授産施設で17年、更生施設で19年を超えるなど長期化しており、これに伴い平均年齢が授産施設で47歳、更生施設で43歳を超えるなど利用者の高年齢化が進んでいる。

また、利用者のうち障害程度区分A判定(重度)の方が全体の65%を占めるなど重度化しており、また自閉症や行動障害、重複障害の利用者も増加している。

施設は昭和46年に建築され、30年以上を経過し老朽化が進み居住環境が悪化している。また居室は4～5人部屋であり、プライバシーの保護の面や利用者の精神的な安定の面からも課題があり、施設の生活を「ふつうの生活」に近づけるためには、今後個室化、ユニット化などの対応が求められる。

平成12年度から15年度の退所者は66人であるが、29名は他の施設等(長期入院含)への移動であり、就職・グループホーム・通所授産施設等への移行は32名にとどまっており、利用者の意思や能力に応じた地域生活移行への取り組みがなかなか進んでいない面も見受けられる。

居住棟・授産棟などが約10haの敷地に配置され、定員も320名を数える大規模施設であり、今後利用者の地域移行を進めながら、適正規模まで施設を縮小することも検討する必要がある。

また、広大な敷地があることから、民間も含めてこれを活用した様々な取り組みを検討することが可能である。

【施策・制度の動向】

障害者施設の機能の明確化は、これまでも課題となっており、改革のグランドデザインを契機に、現在の授産と更生施設の機能の見直しと再構築へ向けた取り組みの中で、今後どの

ような施設の機能を見出していくのか早急な検討が求められる。

実態としては、居住支援サービス型の大規模施設と思われ、施設が老朽化しており、今後改築等を行う場合、現在の国の制度では、現状の施設の機能と規模をそのまま継続し整備することには、施設整備の支援は見込めない状況である。

【今後のあり方】

県内には、他に民間の更生施設が10ヶ所、民間の入所授産施設2ヶ所あるが、いずれもサービスの内容や機能的に大きな差はみられないことから、基本的には民間での運営が可能な施設と考えられる。

特に、授産施設については、民間ならではの柔軟な発想で取り組むことが期待できることから、通所施設への転換も含め、あえて県立で行う必要性は低いものと思われる。

しかし、県内の民間施設と比較して施設が大規模であることから、現状のままで民間が運営することには課題があると同時に、地域移行の進展に伴う規模縮小なども想定されることから、様々な角度から民間の参入が検討できるよう、情報提供を行いながら、「民間にできることは民間に委ねる」ことを検討することが求められる。

また、強度行動障害等、民間で受入困難な利用者に対するセーフティネットとしての機能については、当分の間県がその役割を担うことも考えられる。

【配慮すべき事項】

県は、関係機関等と連携し、グループホーム等の生活の場をはじめ、地域における総合的支援体制を整備していくことが必要である。

施設機能としての地域生活支援については、市町村と県の役割分担を踏まえて、その必要性と実効性などを勘案して検討していくことが求められる。

地域生活移行や大規模施設の解消については、民間移行に関わらず取り組むべき課題であり、民間移行の検討とともに、現在の施設の運営の中でも積極的な対応が求められる。

また、地域への移行が少数に留まっていることから、日中活動の場やグループホーム等への助言・支援等を行うなど、佐賀コロニー等施設から地域移行した障害者をバックアップしていくことが考えられる。

(2) 身体障害者更生・授産・療護施設（希望の家）

【施設の役割】

希望の家は、昭和48年に肢体不自由者更生施設として開所し、翌49年に授産施設及び療護施設を併設した複合施設として開設した。

開設当初は、県立福祉施設として先駆的役割を果たしてきたものの、近年は民間施設の質的、量的整備が進み、民間施設との役割分担が明確化されていない面も見受けられる。

障害者の社会復帰、自活を目的として必要な訓練等を行う「更生部門」「授産部門」においては、利用者のニーズの変化等により、入所期間が長期化するなど、施設の目的と実態に乖離が生じており、地域生活移行等に対応した支援が求められている。

今後、利用者の地域移行を推進するに当たっては、地域での住居の確保や日中活動の場の確保等地域で安心して暮らせる環境の整備に期間を要することが予想されることから、入所施設としての役割は今後とも一定期間必要と考えられる。

【サービスの現状等について】

利用者の平均入所期間が授産施設で11年、療護施設で14年となるなど長期化しており、これに伴い平均年齢が授産施設で51歳、療護施設で56歳を超えるなど利用者の高年齢化が進んでいる。

また、利用者のうち障害程度区分A判定（重度）の方が全体の56%を占めるなど重度化しており、重度重複加算対象者も全体の約11%を占めている。

更生部門は定員30名に対し利用者10名、授産部門は定員40名に対し利用者31名と、定員割れが生じている。

施設は昭和48年に建築され、30年以上経過し老朽化が進み居住環境が悪化している。また居室は6人部屋が8室あるなど、利用者のプライバシー保護の面や精神的安定の面からも課題があり、今後個室化、ユニット化などの対応が求められる。

社会復帰を目的とする更生部門では、昭和48年度から平成15年度までの退所者は284人であるが、家庭復帰などの地域生活移行は139人に留まっており、143人は他の施設等（希望の家授産・療護施設、長期入院を含む）への移動となっており、利用者の意思や能力に応じた地域生活移行への取り組みがなかなか進んでいない面も見受けられる。

【施策・制度の動向】

身体障害者の更生施設については、期限を定めたプログラムに基づき、必要な訓練を行い、地域生活への移行を促進する機能を強化する方向にある。

授産と療護についても、居住支援とともに生活福祉事業と就労支援事業などに再編される方向にある。

【今後のあり方】

県内には、他に民間授産施設(入所)が2ヶ所、民間療護施設が5ヶ所あるが、サービスの内容や機能的に大きな差はみられないことから、基本的には民間での運営が可能な施設と考

えられる。

更生施設に関しては、全国の身体障害者更生施設の状況を見ると、基本的には民間での運営が可能な施設と考えられるが、県内で唯一の更生施設であり、またリハビリなどその機能強化が求められている状況から、民間法人等の動向も踏まえ、運営主体について検討していく必要がある。

また、地域移行の進展に伴う規模縮小も想定されることから、様々な角度から民間の参入が検討できるよう情報提供を行いながら、「民間にできることは民間に委ねる」ことを検討することが求められる。

重度重複障害等民間で受入困難な利用者に対するセーフティネットとしての機能については、当分の間、県がその役割を担うことも考えられる。

なお、リハビリ機能については、今後も十分な支援が必要とされることから、その機能強化について検討する必要がある。

【配慮すべき事項】

県は、関係機関等と連携し、生活の場をはじめ、地域における総合的支援体制を整備していくことが必要である。

自立可能な利用者については、今後、個別の地域移行プログラムを策定し、地域での自立生活への移行を促進しながら、施設規模を順次縮小していくことが必要である。

また、地域への移行が少数に留まっていることから、日中活動の場やグループホーム等への助言・支援等を行うなど、希望の家等施設から地域移行した障害者をバックアップしていくことが考えられる。

なお、利用者の高齢化・重度化等に対応するため、少人数のユニットケアを基本とした支援策を検討し、併せて居住環境を整備していくことが考えられる。

(3) 知的障害者更生施設（九千部学園）

【施設の役割】

九千部学園は、昭和37年の開設以来、養護学校等を卒業した者を3年間の期限付きで職業訓練・自活訓練を実施し、就職させることを目的とした知的障害者更生施設であり、全国ではあまり例のないユニークな施設といえる。

就労に対する障害者のニーズが高まるなか、直接就業に結びつき障害者の自立を促進する施設機能については今後とも重要な施設と考えられる。

【サービスの現状等について】

平成8年に改築を実施しており、居室環境等については特に問題はない。

在宅の障害者に対する就労支援、相談事業等を行う生活支援センターについて、現実的に卒園者のみが登録されている状況であり、地域に広く開放されたセンターとしての機能強化について検討すべきである。

【施策・制度の動向】

企業等において就労を希望する障害者に対して期限の定められたプログラムに基づき、職場適応訓練等を通じて必要な知識、能力を育成するための訓練を行う事業と住まいとしての障害者支援施設をあわせた位置付けとなる方向である。

【今後のあり方】

民営化などの検討の以前の問題として、知的障害者の一般就労の促進のための施設として、今後どのように位置付けていくか議論が分かれるところである。

障害者の就労支援については、今後とも拡充強化する方向にあり、3カ年間の教育訓練機能も含めて障害者の意欲と能力に応じて職業生活を設計・選択できるような支援体制の確立の中で位置付けを検討する必要がある。

また、現在のサービスの状況から見て、民間において取り組むことが困難なものとは言えないものと思われる。

【配慮すべき事項】

障害者の就労支援については、国において拡充強化が図られることとなっており、一般就労支援についても雇用施策との連携によるプログラムなどが示されることから、今後これらも踏まえて、県でなければできない就労支援サービスについて検討する必要がある。

障害者の就業施策が見直される中で、施設機能のあり方自体の検討が必要であり、早期に方向性を見出し、その上で民間にできることは民間に委ね、逆に県でなければできないサービス部分があれば、県として取り組んでいくなどの対応が求められる。

現状のシステムを継続し、県立県営施設として維持する場合においても、より効率的・効果的な運営について検討することが必要である。

(4) 知的障害児施設（春日園）

【施設の役割】

知的障害のある18歳未満の児童を入所させ、保護するとともに、必要な知識・技能を修得させ、社会生活ができるように指導・訓練を行うことを目的として昭和28年に設置された施設であり、県西部の「くろかみ学園（民間）」と県中部に位置する本園で、全県下をカバーしている。

また、平成5年度からは、在宅の知的障害児・者に対する指導援助を推進するため短期入所事業や地域療育等支援事業を実施している。

近年、少子化の進行や養護学校高等部の整備に伴い18歳未満の児童の施設利用者が減少している。昭和41年当時は80名の定員だったが、暫時減少し、現在は50名の定員に対し近年は常時36名程度の利用者に留まるなど、入所施設としてのニーズは減少しているものと思われる。

しかし、在宅の障害児サービスのニーズは高まっており、在宅支援機能の強化が求められている。

【サービスの現状等について】

施設は平成5年に改築しており、居室環境等については特に問題はない。

少子化の影響等から定員割れが続いており、適正な定員の設定が課題となっている。

近年の入所児童の傾向として、重度の知的障害や自閉症等の強い行動障害などをもち、特に処遇が非常に難しい児童が増加しており、専門的かつ高度な療育が求められている。

【施策・制度の動向】

障害児の施設については、措置事務を県から市町村に委譲し、施設の機能についても見直しを行い、新たに、教育と連携して「発達支援・育児支援システム」を整備する方向である。

【今後のあり方】

県内には、他に民間知的障害児施設が1つあるが、機能的に大きな差はみられないことから、入所施設としての機能については基本的に民間での運営も可能な施設と考えられる。

しかし、現在の傾向として、自閉症児等対応が困難な利用者や、児童虐待など緊急を要する利用者も増加しており、民間の状況もみながら、これらに対応する支援機関としての役割が考えられる。

【配慮すべき事項】

発達障害等多様化した障害に対応したより高度で専門的な援助・支援を行うため、療育プログラムなどの専門的知識の習得等職員の技術向上が必要であると考えられる。

また、くすのみ園との統合等、施設機能の再構築を検討する必要がある。

なお、デイサービス等在宅サービスの充実を図り、地域における在宅福祉の拠点としての機能強化についても検討すべきである。

(5) 知的障害児通園施設（くすのみ園）

【施設の役割】

くすのみ園は、知的障害児に対する早期の療育指導を行うことを目的に昭和 58 年に開園した。この間、県立施設として、在宅の障害児等を対象とした外来通所指導や、全県下を対象とした巡回療育指導等に取り組み、県内の障害幼児に対する療育の中核的施設として機能してきた。

発達障害など、多様化する障害への療育指導に関する機能の必要性はさらに高まっており、より専門的な対応が求められている。

【サービスの現状等について】

通園施設であるため、利用者は近隣地域に限られており、他の地域へのサービスの提供が不足している。

近年、障害児の療育技術の普及が図られた結果、保育所等への受入が促進され、児童を受け入れる場の整備が図られているが、その一方、発達障害等多様化した障害に対応したより高度で専門的な援助技術が求められており、職員の専門性の向上も求められている。

【施策・制度の動向】

障害児の施設については、措置事務を県から市町村に委譲し、施設の機能についても見直しを行い、新たに、教育と連携して「発達支援・育児支援システム」を整備する方向である。

【今後のあり方】

全国の知的障害児通園施設(240ヶ所)のうち、市町村設置が149ヶ所(62%)、社会福祉法人設置が79ヶ所(33%)となっており、都道府県設置は「くすのみ園」も含め4ヶ所(2%)にすぎない(うち3ヶ所は事業団運営)など、通園施設機能については基本的に民間での運営も可能な施設と考えられる。

しかし、発達障害等多様な障害への療育指導に関しては、県内でも一部の民間法人等で対応しているものの、まだ十分な状況ではない。県内では、発達障害等多様化する障害の早期発見、早期療育の機能が求められており、地域における発達障害児等を抱える施設への支援、相談援助等の支援センター的な役割の強化なども考えられる。

【配慮すべき事項】

より専門性の高い職員の養成を図るべきである。

春日園との統合等、施設機能の再構築について検討する必要がある。

(6) 知的障害者通勤寮（九千部寮・金立寮）

【施設の役割】

九千部寮（昭和44年開設）、金立寮は（昭和51年開設）は、就労している知的障害者に対し、居室を提供し、自立した生活に必要な助言及び指導を行うことを目的として設置した施設であり、開設当初から財団法人佐賀県手をつなぐ育成会に管理運営を委託している。

九千部学園や佐賀コロニーからの利用者を受け入れており、日常生活の支援、就労の場の確保等、働く障害者の生活訓練の場として機能を果たしてきた。

今後とも、地域社会での自立生活に向けた通過型の基幹的施設としての機能が必要とされるものと考えられる。

【サービスの現状等について】

九千部寮では、利用者の平均入所期間が男性で4年6月、女性で8年となっているが、最長の方で18年を超えている状況にある。金立寮では、平均入所期間が男性で13年、女性で11年10月となっており、最長入所期間は27年を超えており、金立寮の入所期間の長期化が顕著である。

九千部寮は、平成11年に移転改築をしており、また居室も2人部屋で整備されているため、概ね問題はない。

しかし、金立寮は、老朽化が進んでおり、また、利用者一人あたりの居室面積が5㎡余りで、国の施設基準の下限である6.6㎡を下回る状況となっている（現在は3.3㎡以上での経過措置）。居室も4人部屋であり、プライバシーの保護の面また入所者の精神的な安定の面からも課題があり、今後2人部屋化、個室化などの対応が求められている。

九千部寮の平成8年度から15年度までの退所者は35人であり、そのうち就労・家庭復帰等地域生活への移行は32人である。

金立寮の平成6年度から15年度までの退所者は12人であり、そのうち就労・家庭復帰等地域生活への移行は5人に留まっている。

地域への移行が少数に留まっていることから、今後、障害者の地域生活移行に向けた支援体制の充実を図り、自立可能な利用者については、積極的に地域での自立生活への移行を推進することが求められる。

【施策・制度の動向】

現在、通勤寮は、居住支援と自立生活支援の機能を有しているが、改革のグランドデザインが具体化する中で位置付けなど今後の国等の動向を見極めながら施設機能の構築を図っていく必要がある。

【今後のあり方】

施設の整備は県で行われているものの、既に運営は財団法人佐賀県手をつなぐ育成会に委託されており、指定管理者制度の導入に伴い、対応が必要な施設である。

全国の通勤寮（124）のうち社会福祉法人が設置運営主体となっているものが全体の75%

を占めており、都府県が設置主体（全て民営）となっている通勤寮は 19 カ所（15.3%）にすぎないなど、民間の法人等において自主的な運営がなされており、基本的に民間移譲も可能な施設と考えられる。

県立福祉施設として特に強化すべきサービスではないが、県内の知的障害者更生施設等の利用者の地域生活移行が進む中、入所施設から地域へ移行する間の通過型訓練施設として、地域移行希望者等を積極的に受け入れることで、その自立支援を促進する役割が求められている。

さらに地域において就労し、単身で自活している知的障害者の生活上の相談に応じ、助言を行うなど、地域での生活に必要な支援を行う生活支援センターとしての機能の付加について検討する必要がある。

【配慮すべき事項】

支援費施行に伴い、より効率的、効果的な運営が求められており、運営体制等について検討が必要である。

【参考資料】委員の意見概要

(1) 知的障害者更生施設・知的障害者授産施設（佐賀コロニー）

一生を送るプロセスの中で、地域でおくれる時間というものを、人として大切にしてほしいという思いがあるので、その辺を見直してほしい。

古い建物であり、4人部屋になっているが、現在は利用者のプライバシーが重要視されてきており、この点でも課題である。

300人を超える人を一か所に集めて生活をしていくのは問題がある。これを今からどう良い方向へ向けられるかどうかを考えていかなければならない。

佐賀県では、障害児・者をきちんと視野に入れた医療機関がないという問題がある。地域に帰すとなれば、何かあった時に戻れる場所を作らなければならない。コロニーの新しい機能がそこに出てくるのではないか。

民間施設で定員を減らし、本人希望を第一としてグループホームを始めた際、本人希望は高いものの、家族等には戸惑いが非常に強かった。数回の説明会を開き、既にあるグループホームを家族・本人に見せ、本人に選ばせてスタートした。一番必要なのは、説明することと了解してもらうこと、そして、本人の選択と自己決定である。

今後、障害種別を問わずに、市町村が一元的にサービスの実施主体となって、その方のニーズを把握してサービスを提供していく時代になっていく。地域密着の中での県の役割は、民間では受けられない人を、県が公的な責任のもと受けとめ、その中でモデル的なあり方を示していくといったものではないか。

職員のコスト意識が低い。県の機能・公的に支えている部分は、特色のある、特異な分野をかなり打ち出していく必要がある。県職員給与が民間施設職員の倍以上であれば、質か量か、特異なサービスなのか、そうした特徴のあるものを提供しなければならない。

今のサービス内容は民間でも既にやっている。全てを民間に移すとかではなく、試験的な取り組みや、民の手本となるようなことを実践するものとなるべきではないか。地域移行の取り組みや、知的の高齢者の対策とかを先駆的にやるとか。そうしないと県立としての赤字の説明がきちんとできないのではないか。

バックアップ施設、支援センターとして、コロニーの機能を生かせたらと思う。そうすれば民間団体が受け皿を考えていくのではないか。現在のグループホームには、支援センターがなく、自分達だけで運営を行っている状況である。

(2) 身体障害者更生・授産・療護施設（希望の家）

施設が老朽化し、6人部屋ではプライバシーが守れないなど問題がある。

更生部門、授産部門とも定員割れを起こしている。

受け入れる方の障害の内容が変わっている。設立当初は車椅子があればほとんどが社会復帰できる人だったが、現在は、脳性麻痺や半身不随、脳血管障害の人であり、そういう時代の変化の中で施設が変われなかったのではないか。

県立施設の自己点検評価は、大変分析が甘い。

更生施設の利用者は訓練終了後退所することとなり、その後に新たな利用者を入れなくて

はいけないが、その時どういう魅力を作るかというのを考えない限り新たに入所を希望する者はいない。

肢体不自由の施設は自立支援施設でなければならない。

療護の部分は民間施設で十分対応できる。

療護施設に長くいると、誰もが自立への気持ちがなくなっていくので、その前にリハビリを行い、社会に戻っていく仕組みをつくらなければならないが、この部分の構築が佐賀県では遅れたのではないか。

リハビリについては、その要が県内には希望の家しかないのでは、見直して機能を高めていく部分がある。県立施設として、どうしてもやらなければならない部分があるのではないか。

(3) 知的障害者更生施設（九千部学園）

利用者と施設との契約に基づく支援費制度下で、利用者を選抜することについて、どう整理をするかが課題ではないか。

国公立では、施設の目的に合わない人はあまり受け入れない傾向がある。やはり選考という点があり、施設管理という面がどうしても強く出る。

今のシステムを継続するためには、県営でしかやれないのかどうかの検討が必要である。

民間では困難との意見もあるが、民間では既にやっていることである。アルバイトやパートでは指導ができないという考えも誤りではないか。考え方を改めて経営努力をしなければいけない。

パート・アルバイトにも善い面・悪い面がある。要は、専門職員を入れているかどうかである。専門性は大事であり、専門職員をどれだけ配置するかという問題でもあるが、かといって余計な人員は不要である。

利用者に対する24時間対応は民間施設では当たり前であり、九千部学園だけが特別に対応している訳ではない。

コスト面として、減価償却費や、職員・利用者一人当たりのコストを、民間の類似施設と比較して検討する必要がある。

施設の利用料に関して本人負担が応能負担から応益負担となり、ホテルコストをとるようになってきている中で、どう対応するのか。表面上では利用者主体といていても、実態は職員中心となっているのではないか。これは施設だけでなく、県全体としての問題ではないか。

ユニークな施設として評価されていることは十分承知しているが、多額の赤字があるのは課題である。

(4) 知的障害児施設（春日園）

民間の障害児の施設において、利用者が成人してもそのまま施設に留まるなど、障害者の施設への移行がなかなかうまくいかなかったと聞いている。

入所施設から地域への流れであり、在宅支援の意識はあると思うが、退園後のグループホームがなく、在宅も若干名でしかない。春日園は軽度の方が1/3いるが、地域への移行に

向けた取り組みが必要ではないか。

県立施設と民間施設と比較することについては、減価償却などコストが全てではない。県立は独立採算としてのものではない。ただし、効率性は職員も考えていくべきである。今後、在宅サービスの実施や、他施設との再編等を考えるべきではないか。

将来的にはグループホームは増えると思われる。施設からグループホームへ直接いくのは心配だろうから、事前の訓練が必要である。県立施設はその意識が低いのではないか。

便利だと感じている人と逆に不満を持っている人の両方がいる。デイサービスは既に民間でもやっている。定員も2名で使い勝手が悪いと思っている人がいる。県立ならではの柔軟性をもった対応ができないか。

障害児の施設については緊急性も求められる。単独施設では融通もききにくい。

(5) 知的障害児通園施設（くすのみ園）

くすのみ園は専門性をもった県内唯一の施設であり、利用者のニーズも多い。しかし定員が30名しかないので、その専門的なノウハウを民間施設に対して広げていくことが必要ではないか。療育センター的役割を担って欲しい。

発達障害も増加、多様化するなか、職員の専門性を確保することが必要であり、専門性の高い職員を増員することが必要ではないか。

先端的センター機能も必要だが、県内市町村でのニーズを把握するなかで、福祉圏域ごとのきめ細かな支援が必要ではないか。

小児分野について、佐賀県は比較的弱い。小児療育について専門職の配置が必要であることを、もっと認識すべきである。

重度・重症の障害児が増加し、発達障害も増加する中、くすのみ園が総合福祉センターの一部として整備されていることがいいのかどうかも含めて検討すべきである。佐賀県全体の障害児療育について支援体制を整理すべきである。

現場の保育士を受け入れての教育機関の役割もあるのではないか。

くすのみ園を総合福祉センターから離れた場合に、総合福祉センターに専門スタッフを置いて実施することが可能かどうか。

くすのみ園、春日園については、発達障害など市町村の療育教室の高度なバックアップ施設としての整備も考えられるのではないか。

(6) 知的障害者通勤寮（九千部寮・金立寮）

通勤寮は地域で就労するための生活の場である。就労者へのフォローがないと離職につながる。利用者の意見、地域の状況を見ながら検討する必要がある。

通勤寮は住宅政策によるものと考えられ、その運営に対して一般財源で補填するのは難しいのではないか。

知的障害者生活支援センター事業は、佐賀県では九千部学園に委託されているが、他県では通勤寮が担っている。本県でも、通勤寮の機能として検討できないか。

通勤寮の位置付けが、制度の狭間になっているのかもしれないが、曖昧ではないだろうか。支援費制度になっても位置付けが不安定であり、運営も厳しい。

入所も長期化しており、グループホーム受入も十分でない状況である。生活支援センターをやるなら、今後は肢体不自由と一体的にやるべきであろう。

時代的に寮という考え方ではいけないのではないか。個室という住宅提供になるべきではないだろうか。

グループホームを運営して、通勤寮にはかなわないと実感している。世話人だけの介護・支援等は大変であり、特に日中は病気した時の通院とかの対応もある。

今後、通勤寮を地域生活の基幹的な役割をもつグループホームとするのか、または住宅提供施設として位置付けるのかが課題である。

改革のグランドデザインとの関係の整理について

県立福祉施設の中でも、障害児(者)の福祉施設は、県内の福祉施設の中でも定員など一定のウェイトを占め、施設の種別も多岐にわたっており、これからの障害者福祉の方向性を踏まえて、施設のあり方を検討する必要がある。

あり方検討は、今日の福祉から見た施設のソフト・ハード面からのサービスの状況及びこれを県として取り組む必要性、民間にできることは民間に委ねる視点、逆に、当面県でなければできないサービスの明確化などを検討の大枠として施設ごとの方向性を取りまとめていくこととしているが、平成16年6月の障害者基本法の改正、10月に提示された「今後の障害者保健福祉施策について(改革のグランドデザイン案)」は、今後の障害児(者)の福祉施設のあり方を大きく左右するものであり、県立福祉施設のあり方検討においても可能な限り反映していく必要がある。

障害者基本法が改正され、今後の基本方針を、「21世紀の共生社会の姿を障害のある人もない人も、地域で共に暮らし、共に働く社会」と掲げ、地域生活支援、障害を理由とする差別の禁止、バリアフリーの一層の推進、就労支援の充実、住民に身近な市町村における計画策定の義務化など、地域生活支援への施策の方向性が明確なものとなった。

福祉施設での生活は、地域生活に比べ、施設とそこで働く人材によって日々の生活を支える体制が整っており、医療との連携も容易なことなど安全安心の場であると言える。

一方、現状では地域生活の基盤が十分整っている状況にはなく、障害者が地域で暮らす上で、住まいの確保、生活支援、就労などの活動支援、相談支援、権利擁護など広範な領域にわたり、地域生活を軸に各種のサービス体系を構築していかなければならない課題を抱えている。

このようなことから、家族や保護者には、地域生活への不安が大きく、仮に地域生活への移行を自らの問題とすると現実的には難しいのではないかとの切実な思いがある。一方で、施設の利用者からすると、施設以外の生活もしてみたいなどの希望は家族や保護者の心配と比べると高いのではないかと思われる。

いずれにしても障害者の立場からすると、施設か地域かの二者選択の問題ではなく、生活の場が家庭であれ、地域であれ、施設であれ、今の生活を固定化して捉えるのではなく、自分らしい生活を選択できることや地域生活にチャレンジし、またいつでも安心して施設を利用できるような施設の存在が地域生活の支えともなる。

これからの障害者へのサービスの提供と支援のあり方が、これまでのややもすれば保護を中心とした仕組みや考え方から「障害者のニーズと適性に応じた自立支援」へと転換しようとする方向性が掲げられ、具体的な取り組みの道筋も示されてきた。

このような視点から障害者の福祉施設を見ると、授産、更生、療護など様々な施設種別はあるものの、実態は生活の場と一体となり、本来の目的などの支援機能など違いが分かりにくくなってきており、ニーズの結果がこのような実態となっているとするのか、障害者の意欲や障害の程度などに対応し可能な限り自立支援へ向けて施設のあり方を整理する必要があるとされている。

障害者の生活の場としての施設については、常時介護が必要な重度障害者には医療施設も含めた対応が必要であり、生活の場の提供とともに日常生活の質を高める支援を行い、施設での生活を「ふつうの生活」に近づける取り組みが求められる。

また、サービスなどの支援を施設の中だけで完結させるのではなく、施設機能や施設の人材を生かして、利用者のライフスタイルを通じた支援のためのリハビリなどを目的とした通過施設としての役割、地域生活を送る障害者のためのショートステイなどの支援の役割、地域生活への移行を支援する役割など、生活の場としての役割と自立支援などの役割を明確にしていくことが求められている。

障害者の施設福祉サービスについては、公立、民間立であることを問わず、これからの障害者保健福祉施策の方向性を踏まえて、対応していくものであり、障害者の施設について、本来の設置目的とは異なるような利用の実態や他の施設との違いが分かりにくいという問題や地域生活支援などについても、ランドデザインの中で一定の方向性が示されており、県立の障害児(者)の施設のあり方については、国が現段階で提示したランドデザインとの関係も明らかにしながら、検討する必要がある。

1. 改革のランドデザインを踏まえたあり方検討について

(1) ランドデザインの基本的な視点

○障害者保健福祉施策の総合化

- ・市町村を中心に、年齢、障害種別、疾病を超えた一元的な体制を整備
- ・創意と工夫により制度全体が効果的・効率的に運営される体系へと見直し
「地域福祉を実現」

○自立支援システムへの転換

- ・保護を中心とした仕組みから「障害者のニーズと適性に応じた自立支援」を通じて、地域での生活を促進する仕組みへと転換し、障害者による「自己実現・社会貢献」を図る。

○制度の持続可能性の確保

- ・給付の重点化・公平化や制度の効率化など抜本的な見直しが不可欠

(2) グランドデザインと福祉施設のあり方検討との関係のポイント

県立福祉施設のあり方検討との関係において、整理する必要がある主なポイントは、

県と市町村の役割の変化としての「市町村を中心とするサービス提供体制の確立」、

施設から地域生活への移行を促進する上での「地域生活支援への取組」、

これからの福祉施設におけるサービス提供のあり方に関わる「障害保健福祉サービス体系の再編」

と整理される。

① 福祉施策としての県の役割について ～県と市町村の役割の変化としての「市町村を中心とするサービス提供体制の確立」～

障害者サービスについては、これまでも段階的に県から市町村へ事務の委譲が行われてきたが、今後も市町村へ移譲され、市町村が一元的に実施主体となりニーズを把握して計画的にサービスを提供することとなる。

県は、市町村の広域的・技術的支援、県内のサービスの量的・質的水準の向上、サービス提供体制の計画的な整備、市町村間の格差調整、小規模な市町村の広域的対応の支援など、障害者のための重層的な支援となるよう市町村を支援する業務が中心となる。

【県立福祉施設との関係からの整理】

(技術的相談支援業務へのシフト)

市町村が行う障害者サービスの判定等を技術面において支援するため、県の身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所（佐賀県では総合福祉センター）、精神保健福祉センターの機能再編や職種の必置規制の見直し、判定の標準化等を含め、市町村支援機能の強化を図る。

(広域的な対応)

県は市町村が行う判定等に係る支援、居住支援等の広域的な対応や危機介入等の専門性の高い対応等を実施する。

＜グランドデザインを踏まえた県立福祉施設のあり方＞

県立福祉施設の機能において、生活支援型の入所施設機能から、一つの方向性として、福祉用具の利用についての技術支援や専門的相談業務などへシフトしていく場合は、総合福祉センターと県立福祉施設の機能分担なども考えられる。

障害者の地域生活支援において、県の役割として障害者保健福祉圏域（県の保健所単位のエリア）をカバーする相談支援業務が重要なものとなる。

人材を含めた県立福祉施設の機能のこれからの一つとして、障害者の地域生活を支援するグループホームの支援など、危機介入も含めた対応が考えられる。

② 施設から地域生活への移行を促進する上での「地域生活支援への取組」

これからの障害保健福祉の基本的な視点は、これまでの保護等を中心とした仕組みから、障害者のニーズと適性に応じた自立支援を通じて地域での生活を促進する仕組みへ転換することとしており、障害者が可能な限り、地域において日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。

このため、グランドデザイン全体の体系が地域生活を支援するものとなっており、福祉施設の機能も基本的には自立支援、地域生活を支援することとされている。

【県立福祉施設との関係からの整理】

（総合的な自立支援システムの構築）

身体・知的・精神等の障害共通の仕組みとして、障害程度等に応じて、介護給付、自立支援給付、地域生活支援事業などが提供される総合的な自立支援システムを構築する。

（ライフスタイルに応じたサービス提供）

障害児については、適切な発達を促していくため、教育と連携を図りながら「発達支援・育児支援システム」を構築する。

既存の授産施設、更生施設等を就労移行支援事業、要支援障害者雇用事業等に再編する。

雇用施策と連携を強化することにより、障害者の意欲と能力に応じて職業生活を設計・選択できるような支援体制を確立する。

（権利擁護の推進とサービスの質の向上）

地域生活を進めるためにも障害などに対する正しい理解を深めることが重

要。また、相談支援体制の整備と併せて、障害者の権利擁護を推進する体制の整備を進める。

施設の設置者は、入所期間、退所者の状況や就労の実績など機能別の標準的なサービス評価基準に基づき、積極的に自己評価を行い公表すること。第三者評価制度の計画的な整備。

＜グランドデザインを踏まえた県立福祉施設のあり方＞

障害者保健福祉圏域など広域的なエリアにおいて、地域生活支援のための相談体制の整備、権利擁護への対応、ケアマネジメント制度の導入など今後の取り組みに対して、県の総合福祉センター、保健所・福祉事務所、福祉施設の機能などを効果的・効率的に生かしながら、市町村とともに重層的な支援体制を整備していくことが必要と考えられる。

乳児期の障害の早期発見から、学齢期につながる発達支援、家族支援、青年期につながる就労支援や発達障害、高機能自閉症など新たな問題に対して、次のライフステージにつながる自立支援として、県の機関の専門性を高め佐賀県ならではの障害者支援機能の構築が考えられる。

障害者の就労支援については、一般就労への支援とともに、一般就労は困難であるが自己実現や社会貢献のための「働くこと」を可能にする場づくりが必要であり、県立福祉施設で行われている授産事業についても、目的、事業の実態、利用者の受け止め方などの評価を行い、今後のあり方を検討することが求められている。

③ 県立福祉施設の機能の見直し ～これからの福祉施設におけるサービス提供のあり方に関わる「障害保健福祉サービス体系の再編」～

グランドデザインでは、障害者の施設について通所・入所施設等の再編が必要とし、再編後の事業の実施主体については、分野によっては社会福祉法人の他、NPOなども運営可能となるよう法的な整備が図られる。

県立福祉施設のあり方検討とは密接に関係するものであり、新たな再編の方向性において、これが「民間にできること」、「むしろ民間の方が柔軟に対応できること」、あるいは、「県でなければできないこと」などを考慮していく必要がある。

【県立福祉施設のあり方検討との関係】

(施設の再編)

授産などの就労支援については、就労移行型支援事業など明確な目的設定が

求められる。

一般就労が困難な障害者については、生活福祉事業においてその適性に応じ何らかの創作活動や一定の工賃を得ることができる活動等の支援プログラムを提供する。

入所施設については、新たな居住支援の体系に移行するものを除き、障害者支援施設として位置付け、生活療養、生活福祉、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援事業を選択する仕組みとする。

障害者支援施設の利用者は、当該施設以外の施設等が提供する通所型の事業を利用できるようにする。

障害者の支援施設は地域に開かれたものとするため、入所者だけでなく地域の障害者も利用可能なものとする。

グランドデザインでは、施設の機能が不明確となり、結果的に施設利用の効果も分かりにくいものとなるため、ここで新たに利用者本位の視点に立って、支援等の機能面と住まいの場としての機能を明確に区分して、施設本来の機能と目的を明確にしようとするものである。

新体系への移行は、概ね5年程度とされており、近い将来の問題として受け止める必要がある。【別添資料参照】

<県立福祉施設との関係>

県立の福祉施設は、授産、更生、療護施設、あるいは複合施設として設置されているが、グランドデザインの方向に沿って、今後の方向性を検討していく必要がある。

県立福祉施設は、大規模なものもあるが、老朽化している施設について、今後施設の改築などを行う場合、これまでの規模や機能のままでは、国の補助などの支援の対象とはならないことを前提とする必要がある。

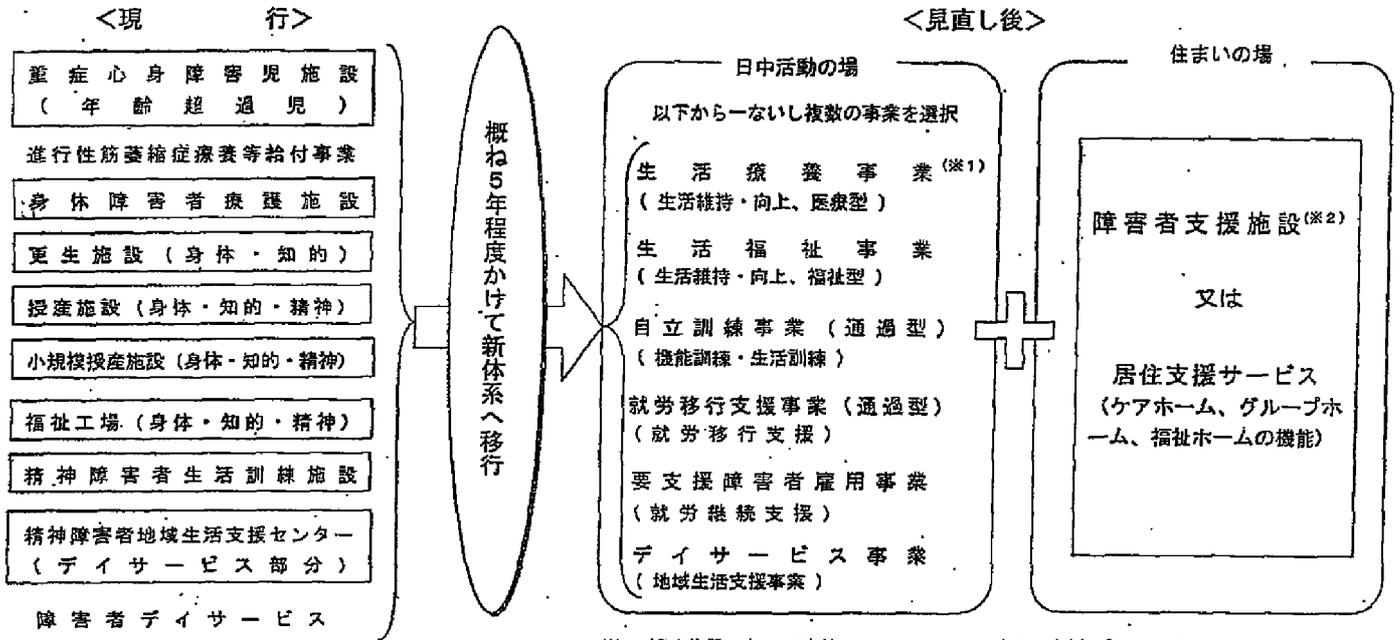
重度の障害者への医療施設での対応、通過型施設での自立訓練・就労移行支援など目標の明確化と住まいの場としての障害者の支援施設に区分され、それぞれ、民間がふさわしいのか、県でなければできないサービスとして対応していくのか、県内の民間施設の状況も踏まえながら検討していく必要がある。

発達障害への支援やライフステージをつなぐ発達段階の相談支援など入所・通所などを合わせた支援については、新たな課題となっている。

施設体系・事業体系の見直し

<見直しの方針>

- 「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題への対応するため、自立訓練や就労移行支援等の地域生活への移行へ資する機能を強化するための事業を実施する。
- 入所期間の長期化など本来の施設の機能と入所者の実態の乖離を解消するため、サービス体系を機能に着目して再編し、効果的・効率的にサービスが提供できる体系を確立する。



※1 医療施設において実施。

※2 障害者支援施設はいずれも第1種社会福祉事業。

再編後の各事業の目的等

生活療養事業 (身体)	常時介護を要する重度の障害者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他日常生活の世話をを行う事業 (医療施設で実施)
生活福祉事業 (身体・知的)	障害者支援施設等において常時介護を要する重度の障害者に対し、介護その他日常生活上の世話をを行う他、レクリエーション、創作的活動、就労的活動など必要な便宜を与える事業
自立訓練事業(機能訓練) (身体)	身体機能に障害のある者に対し、有期限のプログラムに基づき、必要な治療やリハビリを行うとともに、独立生活に必要な訓練を行う事業
自立訓練事業(生活訓練) (知的・精神)	知的障害者又は精神障害者でその障害の状態から自立生活が困難な者に対し、有期限のプログラムに基づき、地域での生活を営む上での必要な訓練を行い、地域生活へ移行するための必要な訓練を行う事業
就労移行支援事業 (身体・知的・精神)	企業等や就労すること又は自ら就労を行うことを希望する障害者に対し、有期限のプログラムに基づき、職場実習等の訓練を通じて一般企業等への就労に向けて、必要な知識、能力を育むための訓練を行う事業。
要支援障害者雇用事業 (身体・知的・精神)	一般企業での就労が困難な障害者を雇用し、その者の職業遂行を支援し、よって障害者の職業能力の向上を図る事業

※ 重度精神障害者の入院施設は、精神病床の機能分化で対応。

効果的・効率的な施設経営と運営について（制度等のまとめ）

福祉施設におけるサービス提供は、行政が主導的な役割を果たしてきたが、福祉制度の充実に伴い、今日では、高齢者の介護等分野は、ほとんどの分野で民間主体のサービス提供が行われている状況である。また、障害児(者)や児童の分野でも、在宅支援や地域生活支援、施設の生活をふつうの生活に近づけるサービスなどニーズの高度化や変化に対応した取り組みについては、むしろ民間の方がサービスの質と量において先導している状況にある。

措置から選択、支援費制度の導入など福祉の基本的な考え方が大きく転換したこと、サービスの質と費用を適切に評価し公表すること、民間にできることは民間に委ねること、多様なニーズに対してはむしろ民間の創意工夫によるサービス提供の方が効果的・効率的であること、サービスの多様化・高度化・一般化に対応するため、行政サービスの一層の効率化と、行政機能や組織の見直しなどの行財政改革が求められている。

こうした背景の中で、地方自治法の改正による指定管理者制度の導入や地方独立行政法人法が施行された。

住民へのサービスの向上を図るため、教育、文化、スポーツ、産業振興、公園など幅広い分野にわたって公の施設が設置されている。社会福祉の分野では、相談業務を行う施設や福祉施設などを設置している。

このような状況の中で、県立県営施設と県立民営（県で条例に基づき設置し、その運営を委託している）施設の今後の運営と指定管理者制度、地方独立行政法人との関係を整理すると、概ね次のようにまとめられる。

1. 全体的な検討の流れ

○公の施設の管理の現状

現在は直接管理運営している施設

公共的団体へ管理委託している施設

○公の施設のあり方検討（現在委託している施設は法期限（平成18年9月1日）までに移行すること）

引き続き県が保有する施設

→ 現在委託している施設は指定管理者制度へ移行

県が保有する必要がない施設、民間による管理運営が可能な施設

→ 民間への移管・移譲（民間にできることは民間に委ねる。むしろ民間の能力や活力を活用）

→ 施設の廃止（総合的な観点から施設の必要性が薄れたことなど）

○すべての公の施設についての検討（現在直営の施設）

現在委託している施設と異なり、指定管理者制度における法期限はないものの、法の趣旨を踏まえて、施設の適正かつ効率的な運営を図る観点からの総合的な検討が必要。

指定管理者制度導入の検討

地方独立行政法人の検討

県立県営で効果的・効率的な管理運営についての検討

2. 福祉施設の管理運営の特性について

民間によって設置運営されている実績があり、むしろこれが一般的となっていること。

サービスの価格が措置費、支援費、介護保険など国の制度として定められていること。

サービスの内容に係る施設や人的配置基準などが定められていること。

主として特定の入所者を対象とした対人サービスであること。

利用者本位の観点からサービスの提供について継続性が求められること。

サービスの内容については、自己点検、苦情処理、施設監査、さらには、第三者評価やサービス内容についての情報公開が進められている分野であること。

3. 指定管理者制度との関係

県立福祉施設のあり方検討では、まず、

ア) 今日の福祉からみた施設の役割評価、

イ) 利用者の立場に立ったハード・ソフト面のサービスの現状とあり方、

ウ) 民間にできることは民間に委ねる視点、

エ) 県でなければできない業務の明確化、

オ) その他配慮すべき事項

の段階に分けて検討を進めている。

これらの検討を踏まえながら、具体的な管理運営の方法などについては、平成17年度から全体及び個別の施設の運営計画などを策定していくことになる。

この場合、民間にできることは民間に委ねる視点から民間移管・移譲の方法等の検討とともに、当面県でなければできないサービスや県内の民間施設の状況などから県に期待されるサービスについては県立で行うこととし、さらに、県立で行う場合の効果的・効率的な運営方法についても検討していくこととなる。

(1) 現在委託している県立施設

現在委託している施設については、関係する公共的団体に委託しているが、平成17年度までに、現在の受託している社会福祉法人等も含めて、民間へ移管・移譲されない場合は、指定管理者制度へ移行することになる。

しかし、これらの施設について、基本的には、あえて県からの委託を受けることなく、民間として独自に管理から運営を一貫して行える性格の施設でもある。指定管理者制度のねらいは、民間によるサービスの向上と経費の削減の両面であるが、現在委託している施設については、国が定めた措置費などの範囲内での運営が可能な状況である。

したがって、民間にできることをあえて指定管理者制度を導入することによって、県にとっては管理の負担が伴い、一方、指定された法人にとっては協定という形で一定の制約を受けることから、法人全体の自主性や効果的・効率的な運営には阻害要因となるものと思われ、諸条件が整えば、基本的には民間への移譲が望ましいものと考えられる。

あり方検討委員会の部会の議論の中でも、県立民営の性格は、運営の主体が明確にならない、独自の創意工夫が生かせない、類似の施設でも民立民営で行われているなどの意見も出された。

本来的には、民間への移譲が望ましいものの、県内の社会福祉法人等の参入のための具体的な条件の設定や整備などに検討が必要なことから、平成18年4月の段階では、法律的には指定管理者制度の導入が必要となる。

この際、基本的には将来の民間移譲を前提とした指定管理者制度の導入であり、さらに、福祉施設のサービスは、主要な部分においては、広く一般住民を対象としたものではなく、児童や障害者、高齢者など現在の施設利用者に対する施設職員によるサービスであり、サービスの継続性が求められることに十分配慮する必要がある。

(2) 県立県営施設

県立県営の福祉施設については、他の分野の直営の公の施設と同様に、指定管理者制度の法期限はないものの、法の趣旨からすると、サービスの質の向上と効果的・効率的な管理運営の面から指定管理者制度の活用を含めた検討が今後継続して求められることとなる。

しかし、福祉施設については、高齢者、障害者、児童などの施設において、一般的に民間主体で法人を設立し、施設整備を行い、自主的な管理運営と経営努力が行われており、これが多様なニーズに対応して柔軟できめ細かなサービス提供に結びついていることから、基本的には、指定管理者制度を選択するより、民間

移譲など完全民営化の方が望ましいと思われる。

なお、県立県営施設に対して民間活力を活用する場合、老朽化した施設整備や規模の問題などがあり、受け手側の民間の状況と県の対応などにおいて、民間移譲が容易な施設と将来的には民間移譲としながらも当面の措置として指定管理者制度を活用する施設など、状況に応じて最も適切な対応が検討される必要がある。

県立県営施設の場合、民間に置き換えて経営状況を試算すると、すべての施設で国が定めたサービスの価格による収入を支出が超過しているが、仮に指定管理者制度を導入する場合、単純な比較はできないが、現在県立県営施設が提供しているサービスが類似の民間施設と大きな違いがなければ、国が定めた制度の費用の範囲で運営できることも考えられる。

4. 地方独立行政法人との関係

福祉施設については、種別によっても経営環境は異なるが、制度上のサービスに特別な機能を付加しない限り、民間で設置運営が可能であることから、指定管理者制度は民営化への過渡期的な運営形態として選択できる制度とも思われる。

地方公共団体が設置した福祉施設については、民間との役割分担などを踏まえながら、民間への移管・移譲、指定管理者制度の導入、状況によっては廃止などの対応が図られつつあるが、新たな手法として「地方独立行政法人」が制度化されている。

「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会の安定等の公共上の見地から、その地域において確実に実施される必要のある事業のうち、自治体が直接実施する必要はないものの、しかし採算性に乏しく民間に委ねた場合に必ずしも実施されないおそれがあるものと自治体が認めるものを効果的・効率的に行わせることを目的として、自治体が設立する法人である。

病院などの経営を行う地方公営企業は地方公共団体の一部としての形態であるが、地方独立行政法人は、地方公共団体とは別の法人格を有する。

【地方独立行政法人のメリット】

経営責任のより一層の明確化、経営の目標や方針が明確化

行政から独立した意思決定、地方自治法の枠組みから外れることによる事業執行の弾力化

職員の意識改革につながり、組織全体として業務改善へのインセンティブが働く

人事管理に関して弾力的な運用が期待される。

5. 県立福祉施設のあり方検討と今後の運営形態について

県立福祉施設のあり方検討において、「民間にできることは民間に委ねる」、「県でなければできないサービスの明確化」を中心に方向性を議論されており、基本的には民間移譲等が望ましいとしても、施設の規模や施設老朽化の状況、あるいは県内の民間には類似の施設運営の実績がないなど、民営化までの期間も含めて円滑な民営化が進められるのかという意見もあり、一部の部会からは、効果的・効率的な運営のための県立施設の受け皿として法人等の設置も必要ではないかとの指摘もあった。

あり方検討委員会において、「民間にできること」といった民間から見て消極的な理由ではなく、むしろ民間の柔軟性やきめ細かな対応など民間の活力が期待できることなどから「民間に委ねる」方向性と、当面は県でなければできないサービスについて取りまとめ、県はこの報告書を受けて、平成17年度以降において、具体的な計画策定を行うこととしている。

<計画策定のイメージ>

円滑な民間移譲のための計画の策定（条件設定、情報提供など）

民営化までの一定の期間における規模の適正化や地域生活移行等の計画の策定

県でなければできないサービスに対応した施設機能の再構築などの計画の策定

（施設の入所サービスだけでなく、自立支援や専門性を生かした相談業務なども含めた県の保健福祉サービスの全体の高度化・効率化と合わせた検討も視野に入れる必要がある。）

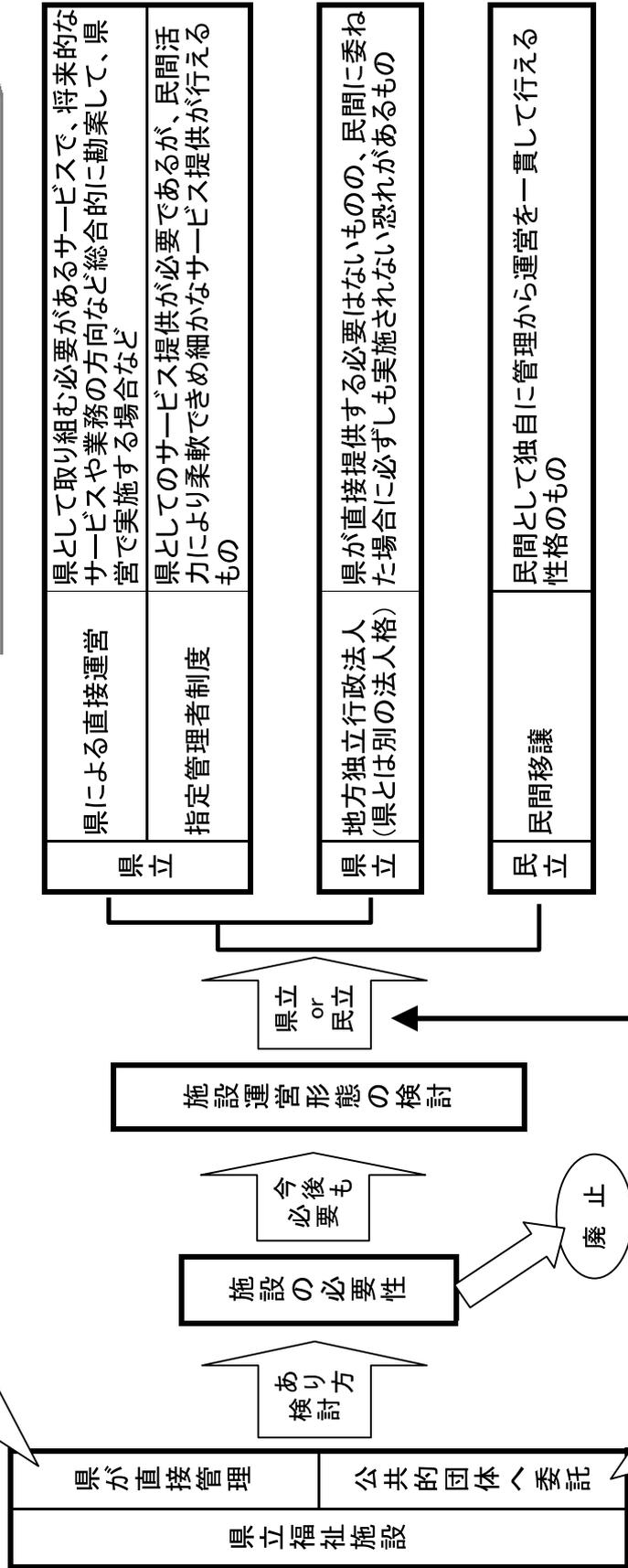
民間移譲の計画と当面県で行うサービスの実施の両者を勘案した県立福祉施設全体の効果的・効率的な運営計画の策定

当面県立などの形態でサービス提供をする場合においても、独立行政法人制度のメリットなども考慮しながら、積極的な情報公開、効果的・効率的な管理運営が求められるが、県に期待されるサービスの内容、大規模施設や複合的機能を持つ施設の民営化の形態や計画期間の見込み、施設整備の考え方と実施の可能性、人材活用、県政全体の行財政改革などを総合的に勘案して、県立の施設としてどのような運営形態が適切であるのかを検討することになるものと思われる。

効果的・効率的な施設経営と運営について(制度等のまとめ)

【福祉施設の管理運営の特性】

- 民間による設置運営の実績
- サービスの価格が支援費など国の制度により既定
- 施設や人的配置基準などが国により既定
- 主として特定入所者を対象とした対人サービス
- 利用者本位の観点からサービス提供の継続性が必要



＜平成17年度以降、具体的な計画を策定＞

- 円滑な民間移譲(条件設定、情報提供等)
- 民営化までの一定期間における規模の適正化、地域生活移行等
- 県としてのサービス提供に対応した施設機能の再構築 など

佐賀県立福祉施設あり方検討委員会

— 報 告 書 —
(素 案)

平成17年1月

目 次

(頁)

1	はじめに	1
2	県立福祉施設の果たしてきた役割	2
3	県立福祉施設をめぐる課題	4
4	県の福祉行政の役割	7
5	県立福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な視点	12
6	県立福祉施設の今後の基本的な方向	15
7	各施設の今後のあり方	
	(1) 高齢者等福祉分野	20
	(2) 児童等福祉分野	27
	(3) 障害児(者)福祉分野	33
8	むすび	48

【資料編】

県立福祉施設の一覧

県立福祉施設の概要

アンケート調査等実施結果の概要

効果的・効率的な施設経営と運営について

委員会における検討経過

県立福祉施設あり方検討委員会設置要綱

県立福祉施設あり方検討委員会部会運営要領

1 はじめに

現在、県では、県立福祉施設として、救護施設や知的障害者更生施設など8つの福祉施設を県が直接運営し、養護老人ホームや児童養護施設など6施設については管理運営を委託している。

これら福祉施設については、県や市町村などの公立によるもののほか、社会福祉法人による整備が進んできており、施設の種類によっては、民間立の施設が大部分を占める状況にある。

また、近年、少子高齢化の急速な進展や核家族化など地域社会・家族機能が大きく変化する中で、福祉サービスに対する利用者のニーズは増大し、多様化・高度化しており、これからの福祉施策には、従来の限られた対象者の保護・救済から、すべての国民を対象としたサービス提供が求められている。

また、地方分権の進展や福祉制度の改革によって、本来的に住民に身近な行政を担っていく主体としての市町村の役割が重視されてきており、県の福祉行政の役割は、広域的・専門的な立場から市町村等のバックアップや調整をしていく機能を担ったり、県全体の福祉を計画的に推進していくなど、その役割を特化し、県全体の限られた財源の中で効果的・効率的な福祉の運営に取り組んでいくことが求められている。

このような中、今後の県の施設福祉行政の取り組みに当たっては、民間との役割分担を明確にし、時代にあった福祉サービスの向上を図るため、利用制度における適切なサービス提供のための様々な支援、事業者指導、利用者の権利擁護、人材育成や、児童虐待、発達障害等新たな福祉ニーズへの対応などに重点を移していく必要がある。県自らが福祉サービスを直接あるいは委託して提供している県立福祉施設の今後のあり方を検討することが必要となっているとの観点から、「県立福祉施設あり方検討委員会」は、平成16年5月に設置された。

当委員会においては、学識経験者や施設関係者のみならず、利用者や一般県民の立場からも委員として参画し、それぞれの立場から、県立福祉施設の今後の方向性について検討を重ねた。

検討に当たっては、全体委員会を 回開催し、施設種別ごとに3つの部会に分かれ集中的な審議をそれぞれ5～6回実施するとともに、施設現場の視察・ヒアリング、利用者・家族等や職員へのアンケートなども実施した。また、委員会と部会は公開し、委員会は議事録を、部会は概要等をホームページに掲載するなど透明性の確保にも努めた。

以上のように、県立福祉施設の今後のあり方について、調査・検討を行ってきたが、これらの意見等を取りまとめたので、その結果を報告する。

2 県立福祉施設の果たしてきた役割

わが国の福祉施設は、戦前は救護法により、生活困窮者対策・救貧対策の一環として、もっぱら民間の慈恵に委ねられていたが、戦後、戦争被災者や海外からの引き揚げ者の急増による生活困窮対策や孤児・浮浪児等の保護などを中心として整備されてきた。

本県の福祉施設も、このような時代背景の下、県民の福祉施設に対するニーズに応えるため、障害者や生活困窮者などを保護対象として整備されてきた。児童福祉や老人福祉分野では民間で先駆的に取り組まれたものの経営が行き詰まったり、障害分野では民間の参入があまり図られなかったことから、概ね県立主導により、昭和20年代以降、児童養護施設、養護老人ホーム及び障害者施設等各分野の福祉施設の整備が進められた。

老人施設としては、軽費老人ホーム「いずみ荘」が、老人福祉法(昭和38年)の施行に伴い、県立施設では全国で4番目に創設され、生活保護法下の佐賀養老院を前身とした養護老人ホーム「佐賀向陽園、伊万里向陽園」は昭和25年に民間から県に譲渡された。

また、「日の隈寮」は昭和38年県下初の生活保護法の救護施設として開設された。

児童養護施設としては、昭和15年民間施設として乳児院が設立されたが、昭和22年県に移管され「みどり園」と改称し、昭和39年からは県直営となった。児童養護施設「聖華園」も、昭和24年に民間施設として認可され戦災孤児及び貧困家庭の子供を収容していたが、その後県立施設となっている。

知的障害児(者)施設としては、知的障害児施設「春日園」が、昭和28年に精神薄弱児施設として開設され、平成5年には重度棟を設置し、在宅の知的障害児(者)への地域療育なども行っている。知的障害者更生施設として、九千部学園が昭和37年に全国で7番目、九州では最初に設置され、開設以来一貫して園生全員の就職による社会参加に取り組んでいる。

また、知的障害者を受け入れる入所施設が不足し、民間施設の創設がすぐには期待できない中で、親の会の強い要望で、更生施設と授産施設を併せ持つ総合援護施設として昭和46年に知的障害者総合援護施設「佐賀コロニー」が県立施設として設置された。

さらに、知的障害者が就労するには住居等の問題があったことから、父母の会等の強い要望により、通勤寮として、昭和44年に九千部寮が、ついで昭和51年に金立寮が設置された。

昭和50年代、県内には肢体不自由児の療育を除いて、障害をもつ幼児に対して、きちんとした形での療育が行われておらず、早期発見・早期療育の要望が強かったことから、昭和58年に知的障害児通園施設「くすのみ園」が開園した。

身体障害者施設としては、「希望の家」が、身体障害者更生指導所を前身とし、昭和48年から49年にかけて、更生施設、授産施設、療護施設の3つの施設が複合した身体障害者更生援護施設として開所された。

婦人の施設としては、売春防止法制定(昭和31年)により、佐賀婦人寮が昭和33年に県内唯一の婦人保護施設として設置された。現在では、配偶者からの暴力被害者の保護の観点から役割が増加している。

3 県立福祉施設をめぐる課題

(1) 施設福祉から在宅・地域福祉へ

① 増大するニーズに対して福祉施設を拡充・整備(戦後から昭和期の福祉)

戦後の福祉は、行政の措置制度に基づき、行政や行政から委託を受けた社会福祉法人による一律のサービスを提供する福祉施設を中心に対応してきた。

福祉の拡充期においては、保育、高齢者、障害者等各分野において、民間施設の設置を促進し、施設福祉サービスを拡充してきた。

② 多様化するニーズに対して在宅福祉を拡充(平成期の福祉)

家族を取り巻く状況や社会構造が大きく変化し、個人の生活スタイルも多様化する中で福祉も一般化してきた。

高齢者、障害者の在宅志向に適切に対応するため、住民に身近な市町村において施設サービスと在宅サービスを一体的に提供するシステムを構築することとし、特に、在宅福祉サービスを拡充してきた。

③ すべての人が共生社会を目指す地域福祉へ(これからの福祉)

利用者本位の制度への転換、在宅福祉サービスの充実など、これまでの福祉の改革を背景に、障害者、子ども、高齢者など福祉サービスの利用者を支援する仕組みを地域社会の中で構築し、すべての人が地域で生き生きと自立した生活が送れるような「共生社会」を目指した地域福祉を推進していくことが必要となっている。

(2) 行政の措置制度から利用者が選択する制度への流れ

① 県から市町村への措置権の委譲(県と市町村の役割分担の変化)

平成2年に福祉関係8法の改正が行われ、平成5年度から、住民に身近な市町村においてきめ細かな福祉サービスが実施できるよう県から市町村へ措置権が委譲された。

また、平成14年度から精神障害者に係る事務が保健所から市町村へ、さらに、平成15年度からは知的障害者に係る事務についても市町村に委譲されるなど、福祉サービスを巡る県と市町村の役割分担が変化してきた。

② 画一的な措置から対等な関係の契約制度・利用制度へ

児童分野においては平成9年に保育所の選択(利用)制度に変わり、高齢者分野においては平成12年に介護保険が導入され、障害者分野においては平成15年に支援費制度が導入(障害児の施設サービスを除く。)された。

(3) 多様な福祉サービスの担い手の参入

① 民間福祉施設の整備充実

わが国の福祉は、昭和30年代後半の福祉六法(生活保護・児童・母子寡婦・知的障害・

身体障害・老人)の制定以降、経済成長などを背景として、各分野で多くの福祉施設が整備された。施設の整備については、行政が先導的な役割を担ってきたが、昭和50年代後半から施設数が増大する中で、行政や行政からの委託を受けた施設だけでなく、民間(社会福祉法人)による各種の福祉施設の整備が進展し、施設数、利用者数でも大きなウェイトを占める状況となってきた。また、利用者の処遇の面でも重度対応の取組も進み、さらに、地域福祉の拠点として在宅福祉サービスを支援する機能も充実してきた。

② 多様な民間のサービス提供主体の参入

現在、政府全体において、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」との原則の下に、一層の規制改革や地方分権が推進されている。

また、多様化する住民のニーズにより効果的・効率的に対応するため、平成15年に地方自治法が改正され、公の施設の管理について「指定管理者制度」が導入された。

(4) 福祉を巡る新たな動き

施設入所型の福祉から地域生活への移行を進める観点で、障害者基本計画・新障害者プランにおいても、障害者が身近なところで利用できる通所施設の整備を促進することなどの方向性が示された。

このような地域生活移行への施策の転換は、全国的な潮流となっており、様々な試みも展開されてきた。知的障害者の福祉のあり方を巡っては、「みやぎ知的障害者施設解体宣言」など脱施設化の議論が活発化してきており、また、地域生活支援へ向けた高齢者、障害者のグループホームなど創意工夫を凝らした取り組みも活発化してきた。

(5) 福祉サービスの利用者を支援し、利益を保護する仕組みの整備

サービスの利用者と提供者との間の対等な関係の確立と、増大・多様化する福祉ニーズに対応するサービスを確保するための支援制度も、地域福祉権利擁護事業(平成11年度)や苦情解決制度(平成12年度)、第三者評価制度(平成14年度)などと整備されてきた。

(6) 施設整備等に対する国の支援の方向

障害者施設整備に関しては、施設から地域生活への移行を推進する観点から、入所施設は地域の実情を踏まえ真に必要なものに限定する方向が示され、これに伴い入所施設の整備費は原則として国の補助対象としないこととし、代わりに通所授産施設などを重点的に整備することとされた。

(7) 福祉施設に求められている運営面の対応や機能

県立と民間とを問わず福祉施設には、利用者本位のサービス提供と地域生活支援のための施設の機能などが求められている。

サービスの質についての自己評価と積極的な情報公開
支援費制度の趣旨に沿ったサービス提供

利用者の立場に立ったサービス契約
苦情や問題の解決への積極的な対応
サービス等についての第三者評価への積極的な対応

(8) 施設の老朽化と職員年齢構成

県立施設は民間に先駆けて整備してきたこともあり、施設が老朽化し、個室化などの対応も進展していない。

また、これまで施設の整備とともに人材を確保してきており、年齢構成も40歳代、50歳代の比重が高くなっている。

(9) 行政の組織運営

行政は、公権力を直接行使するもの(許認可など)や、教育・行政指導、秘密性・機密性の高い事業、行政に対する信頼性が特に高い事業、行政運営上著しく安定性及び公平性が必要な事業、プライバシーの保護を特に要する事業、など行政自らが実施する(現在のところ民間委託になじまない)ものに取り組むため、組織の運営について、人事管理、財務管理、業務管理などが民間とは異なるシステムとなっている。

今日、各種の法令等により規定され固定的であった行政システムについても弾力化が検討されつつあるが、一定の制限があり、民間と同じようなサービスを行う分野においては、一般に行政の構造的な硬直性・非効率性などが指摘されているところである。

4 県の福祉行政の役割

これからの県の福祉行政は、家庭内暴力、児童虐待など新たな福祉ニーズとともに、増大・多様化する県民の福祉へのニーズに対して、的確に対応していくとともに、障害者・高齢者・児童などを問わず県民一人ひとりが地域社会の中で、ふつうの生活を送ることができるよう、総合的な生活支援の福祉の実現を目指した積極的な施策の推進が必要となってきている。

また、これまでの福祉の制度改革や地方分権の動向などを踏まえた市町村や民間、さらには、NPOなどとの役割分担、協働に基づき、県全体として効果的・効率的に福祉サービスを提供し、利用できる仕組みを確立し、これが維持・充実していくよう、県全体の福祉についての総合的・計画的な経営へ向けた努力と責任が課されている。

(1) 福祉サービスの提供についての県の役割の変化・重点化

これまでの画一的な措置制度から利用者の自己選択・自己決定による福祉サービス利用制度への転換は、社会福祉における公的責任のあり方も転換させるものとなった。

措置制度における公的責任は、「行政の義務」から生じる実施責任であり、利用者の権利よりも行政の権限が先行し、行政主体の施策・制度としての性格が強かった。

今日の福祉改革により、利用者の権利擁護が福祉サービスの基本的な視点となり、公的な責任は、行政権限の行使ではなく、利用者の権利を保障することが第一義的なものとなった。

このため、福祉についての県の役割は、従来型の事業や事務を見直し、

県内において、多様な事業主体の参画と積極的な取り組みを促進し、利用者本位の福祉サービスを提供するシステムを構築すること

利用者が安心してサービスを選択・利用できる仕組みづくりやフォローアップなどの支援機能を整備すること

限られた財源の中で、県民の信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の向上を図られるよう、県内の福祉の取組を計画的に推進していくこと

などが、これからの県の福祉行政の主要な課題となっている。

① 利用者本位の福祉システムの構築

障害者、高齢者、児童などの福祉サービスについて、これまでの施設や在宅福祉サービスの充実と時代にあった見直しを行いながら、利用者の選択を保障するために、必要とされる福祉サービスの供給の量と質を確保するための施策に重点的な取組を図ることが求められている。

特に、宅老所や小規模グループホームなど地域生活支援、児童虐待など県民の多様な福祉ニーズに対応できるサービス基盤を整備していくことが求められている。

② 県民が安心してサービスを選択・利用できる仕組みづくり

県の役割、福祉についての公的責任は、福祉サービス提供者の透明性を担保し、苦情解決のシステム化、サービスの質の評価など従来の「実施責任」から、社会福祉の枠組みやサービス水準の確保、フォローアップなどの「管理運営責任」へと転換し、利用者の権利を尊重するための諸施策に積極的に取り組んでいく必要がある。

総合的な情報提供サービスの充実

権利擁護事業の充実

苦情処理制度の確立と適切な運用

福祉人材などの育成や資質の向上のための施策の充実

監査業務の充実

第三者評価システムの構築と適切な運用

③ サービスの質と効率性の向上

限られた財源と定められたサービス価格の中で、利用者本位の質の高いサービスを効率的に実現するためには、多様なサービス提供主体による競争原理が働き、創意工夫によるサービスの競い合いが行われることと、併せて誰もが安心して選択・利用できるような環境づくりが必要であるとされており、福祉サービスについても、サービスの質の向上と効率性が同時に求められる状況となっている。

(2) 県の福祉行政を取り巻く状況

① 国の財政運営と構造改革

現在進められている国の財政運営と構造改革は、地方の福祉行政の運営にも大きな転換をもたらすものである。

(財政運営の方向)

主要予算では社会保障関係費が、一般歳出の4割、地方への国庫補助金等の6割を占め、少子高齢化の進展の中で、社会保障関係費の伸びの抑制が、わが国の財政運営上の最大の課題となっている。

(福祉施策の方向)

将来にわたり維持可能な制度となるよう介護保険制度を見直すため、介護予防、施設における個室・ユニット化、第三者評価の義務付け、「ホテルコスト」等の利用者負担の見直しや、障害者の雇用・就業、自立を支援するため、在宅就労や精神障害者の雇用促進、地域生活支援のためのハード・ソフトの基盤整備等の施策についての法的整備を含めた充実強化、などが掲げられている。

(三位一体改革)

地方自らの支出を、自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やすとともに、国と地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築につながるよう三位一体の改革が進められて

いる。

(国の補助金等)

平成16年度予算において、十分な財源移譲が確保されないままに国から地方への補助金の一部が廃止された。これに伴い、佐賀県でも、265億円の財源不足となり、事業費の削減や基金の取り崩しなどで対応することとなった。平成17年度予算においても、国庫補助負担金の大幅な改革が実施される見込みである。

② 全国における各県独自の福祉施策への取り組み

福祉施策については、国の制度に基づき全国共通で取り組んでいる事業のほか、各県の実情に応じて、国の制度にない事業や政策的に必要な事業、先導的なモデル事業など独自の観点から実施されている。財政的な制約が強まる中、事業の実施に当たっては、既存事業の見直しなどを行い、費用対効果などを見極めながら対応されている。

高齢者福祉では、介護予防、地域生活支援、虐待対策など、障害者福祉では、地域生活支援、就業支援対策など、児童等の福祉では、児童虐待、次世代育成支援など、地域福祉では、世代間交流、福祉の風土づくり、バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応などに取り組まれている。自殺予防のためのうつ病対策、社会的ひきこもり、自閉症・発達障害支援対策などを強化する事例も見られる。

(3) これからの県の福祉行政の役割

① 福祉の運営責任(地方分権)

平成11年に地方分権一括法が成立し、社会福祉行政においても、国家責任による生存権保障である生活保護以外の障害者、高齢者、児童福祉は地方自治体が主体的に実施する事務となった。

さらに、今日の「国から地方へ」「官から民へ」の国の改革が進められる中で、福祉行政についての国・県・市町村の三層構造に大きな変革が迫られている。

これまでは、県は、障害者・高齢者・児童などの福祉事業について、施設の整備や在宅のソフト事業など県内の市町村や福祉事業者の要望などを取りまとめて国へ申請してきたが、今後は、限られた予算枠の中で、県自らが県内の各種の福祉事業の予算などを決定していくこととなる。

このため、県民満足度を最大限に高めていく視点から、県の福祉予算について適切な運営とともに、配分や予算の内容、事業効果など県民に分かりやすく情報を提供するなどの十分な説明責任を果たすことが一層求められている。

② 地域生活支援

地域生活支援は、障害者・高齢者・児童などすべての福祉に共通した課題であり、県の福祉行政の主要な課題として位置付け、積極的な対応を図る必要がある。

(新障害者プランの策定)

県では、平成16年3月に「新障害者プラン」を策定した。プランの策定に当たって実施したニーズ調査では、在宅の障害者の約9割、施設利用の障害者の約4割が地域生活を希望しており、プランの主要な数値目標の一つには、施設から地域生活移行者の数を平成20年度までに90人と掲げている。

(地域福祉の推進)

障害者や高齢者など県民の誰もが、住み慣れた地域社会の中で自立した生活ができるようにするためには、住民相互の助け合いや地域の様々な社会資源の活用により、総合的な福祉サービスを提供するための取組である地域福祉の推進が重要である。

平成12年に社会福祉法において「地域福祉の推進」が明確に位置付けられ、その方策として市町村に「地域福祉計画」、都道府県には「地域福祉支援計画」の策定が求められた。

県では平成16年3月に、市町村における地域福祉計画の円滑な実施を支援するため、地域福祉支援計画を策定し、併せて市町村における地域福祉計画づくりを促進している。

③ 福祉サービス利用の管理運営

県の福祉行政の役割として、県内の各種の福祉サービスについての「管理運営責任」を果たしていくことが、これからの福祉の基盤づくりにおいて最も重要である。

このため、平成11年から、判断能力が十分ではない方々に対する福祉サービスの利用援助などを行う「地域福祉権利擁護事業」に取り組み、平成12年からは、福祉サービスの利用者等からの苦情を適切に解決し利用者の権利を養護する「福祉サービス苦情解決制度」を実施してきた。

福祉サービスに係る「第三者評価事業」については、認知症高齢者グループホームに係る第三者評価事業が平成14年度から先行して実施されているが、今後は、福祉サービス全般について、取り組みを拡充していくことが求められている。

④ 新たな福祉ニーズへの対応

(児童虐待への対応)

平成16年度の児童虐待防止法改正により、児童虐待の定義の見直し、児童虐待に係る通告義務の拡大などが行われ、児童福祉法改正により、市町村が指導相談の窓口となり地域のネットワークを構築するとともに、県には、児童相談所の専門機関としての機能強化が求められることとなった。

県では、児童相談所の体制強化に取り組むとともに、虐待を受けた児童が入所している児童養護施設が虐待によるケアと早期の家庭復帰支援を行う体制整備に対する支援に取り組んでいる。今後とも、県(児童相談所等)と市町村、児童養護施設、教育、警察など関係機関等のネットワークの構築を図りながら、児童虐待の予防、早期発見、迅速な対応、虐待を受けた児童へのケアなど総合的な機能強化を図る必要がある。

(DV被害女性の支援)

平成16年4月に総合的な窓口として「佐賀県DV総合対策支援センター」が設置され、一時保護が必要なケースなどについては、婦人相談所(総合福祉センター内)へ引き継がれ、佐賀婦人寮も受け皿となっている。

(発達障害などへの対応)

教育の現場においては、学習障害、注意欠陥、多動性障害、高機能自閉症など様々な課題に直面しており、特別支援教育の充実を図るため、教育と福祉・保健・医療との密接な連携による児童生徒一人ひとりのニーズに応じた対応が必要となっている。

(その他の課題)

その他、介護予防対策事業や元気な高齢者に対する施策、障害者や高齢者の自立と社会参加を促進するための福祉用具や住宅改修等に関する普及促進・研究開発・情報提供、総合的な母子家庭等の自立支援対策などの課題がある。

5 県立福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な視点

佐賀県においては、オープン・現場主義・県民協働の3つの視点で県民満足度を高める県政を推進しており、県立福祉施設のあり方の検討においても、これらの視点とともに、検討のプロセスそのものを重視し、県民に公開しながら、県民協働で検討を進めていくこととした。

(1)利用者・県民の立場からの視点

① 現在の利用者・家族などの立場

施設によっては、利用者にとって長年住み慣れた居場所であることや利用者の家族の立場に立った検討が必要であり、施設のサービス内容と負担など利用者に対して積極的に情報を提供し、利用者の立場に立った選択を支援することが必要である。

② 今後の利用者としての県民の立場

施設福祉から在宅福祉、さらに地域生活支援へと福祉の考え方がシフトしつつある。現実には地域生活を送る上で様々な課題も抱えているが、これらの課題に対応していくこと自体が地域におけるふつうの生活であり、共に支え合う福祉を県民協働で創造していくという福祉の方向性を見極め、県民がどのような施設運営とサービスを選択していくのか、今後の利用者あるいは家族としての県民の立場から検討を行う必要がある。

③ 福祉のあり方を県民協働で考え進めていく立場

これからの福祉は、地域住民の支え合いや福祉サービスと連携しながらサービスを必要とする人の生活を県民協働で支援していく方向を目指しており、福祉はすべての県民に共通する課題となっている。

このような県民協働の視点に立つ時、県民は福祉サービスの利用者としての立場だけでなく、その財源を負担する立場でもあり、福祉サービスが効果的・効率的に提供される仕組みづくりや運営体制などを検討していくことが求められる。

さらに、今後、県民の福祉ニーズに適切に対応するための行政と民間の役割分担のあり方を踏まえて、県が施設を設置運営する役割や位置付け、運営に伴う費用などについて、県として説明責任を果たしていく必要がある。

(2)あり方検討の前提と大枠

福祉の改革が進む中で、利用者本位、県民の立場・視点に立って、県全体の福祉サービスを高度化・充実する観点から、行政と民間との役割分担を明確にしながら、県立福祉施設について、「県でなければならないサービスは何か」、「民間にできることは民間に委ねる」という視点に立ってあり方を検討する。

県全体の施設福祉サービスの現状や方向性を見据えた中で、県立福祉施設を取り巻く現状と課題を整理し、今後のあり方を明らかにする。

県立福祉施設全体のあり方とともに、それぞれの施設ごとに設置・運営のあり方や役割な

どについて、見直し検討を行い、基本的方向をまとめる。

(3) 分野別のあり方検討

県立福祉施設は、高齢者等の施設、障害児(者)の施設、児童等の施設に区分され、あり方検討委員会では、3つの部会に分かれて、それぞれの施設ごとに今後のあり方を検討する。

① 当該分野についての県全体の施設福祉からの位置付け

県全体の施設福祉からの位置付け

- ・ 県全体の福祉サービスの高度化・充実を図る観点からあり方を検討
- ・ その他必要な事項

② 施設ごとの個別検討

今日の福祉から見た施設の役割についての評価

- ・ 設置目的などからして、施設そのものの存在意義が薄れていないか、また、県立施設として今後も必要か、など
- ・ 利用者の立場に立ったハード・ソフト面のサービスの現状等とあり方
- ・ 利用者ニーズや設置目的との適合性において、施設におけるサービス内容の現状など
- ・ 施設を利用した在宅サービス、地域生活支援への取り組み状況など
- ・ 支援費制度への転換への対応状況など
- ・ QOLの観点からの施設の現状など

③ 「民間にできることは民間に委ねる」視点からの検討

- ・ 民間においても実施している、あるいは実施できるサービス内容かどうか
- ・ サービスの内容(ハード面・ソフト面)の民間との比較検討
- ・ サービスの内容とコスト面からの民間との比較検討
- ・ 比較検討については全国的な動向なども参考

④ 「県でなければできない業務」の明確化

利用者や県民にとって、「県立県営施設」とは何か

【県でなければできない業務の例示】

- ・ 現在の福祉のサービス制度では対応できない先駆的・先進的取り組み
- ・ 複合するニーズへの対応など制度の狭間となるケースへ対応し、福祉サービス全体のセーフティネットの役割
- ・ 民間でのサービスが育成されていない分野や民間ではカバーしにくい不採算部門など、あるいは県全体の福祉の高度化・充実の観点から必要となる分野など

⑤ 県の福祉サービス提供の仕組みについて

当面は県でなければできない業務についても、サービスの内容とそれに伴うコストとの関係や第三者評価(県民の評価)による定期的な検証と評価が必要ではないか。

従来の措置に基づく画一的なサービス提供から利用者本位へと福祉の制度は転換したが、こうした福祉の改革の中で、行政(県)の仕組みによる施設管理・運営(人事・財務管理・業務管理)の機能には課題が多いことも指摘されており、本来の機能を高めていくだけでなく、これから求められる機能を付加していくこと、さらに、運営などについても新しい時代にあったものにあわせていくことが求められるのではないか。

6 県立福祉施設の今後の基本的な方向

(1) 県の福祉行政のあり方

(福祉サービスの变化)

戦後の増大する福祉ニーズに対応し、全国的にも行政主導で福祉施設の整備拡充を図ってきた時代、民間福祉の拡充とともに家族を取り巻く環境の変化などを背景に、福祉が一般化してきた時代、施設福祉から在宅福祉への志向が高まってきた時代などを経ながら、今日、障害者、児童、高齢者など福祉サービスの利用者を支援する仕組みを地域社会の中で構築し、すべての人のニーズと適性に応じた自立支援を通じて、地域で生活ができるような「共生社会」の実現が目指されている。

(制度の改革)

福祉の制度は、行政の画一的な措置制度から、介護保険制度や支援費制度など、利用者とサービス提供者との対等な関係に基づく契約・利用制度へと改革された。

さらに、障害者の福祉を巡っては、平成16年6月の障害者基本法の改正とこれに基づく、改革のグランドデザインが提示され、これまでの保護等を中心とした仕組みから、障害者のニーズと適性に応じた自立支援を通じて、地域生活を促進するための仕組みへと転換されることとなった。

(県と市町村の役割の変化)

福祉行政は、国・県・市町村の三層構造が大きく変化し、各種の福祉に関する事務が県から住民に身近な市町村へ委譲され、県の役割は、県全体の福祉制度・サービスの効果的・効率的な運営、民間を中心に提供される福祉サービスの振興とサービスの利用についての、監査、権利擁護、第三者評価、苦情処理などの管理運営、各種の福祉の計画づくり、広域的・専門的な観点からの支援・調整などが基本的なものとなる。

(新たな福祉ニーズの増大)

県の福祉行政は、介護保険の見直し、新たな障害者保健福祉施策の推進などニーズの増大・多様化に対応して一層の充実が求められる中で、さらに、障害者、児童、高齢者など誰もが地域で自分らしい生活が送れるような支援、施設から地域生活への移行の支援などの基盤づくりとともに、児童虐待、DV、発達障害など新たな課題に対しても対応が必要となっている。

(民間福祉の充実)

民間福祉施設の整備が進展し、施設数、利用者数でも大きなウェイトを占めるようになり、サービス面でも重度対応の取り組みも進み、施設での生活を支えるきめ細かなサービスや地域福祉の拠点としての在宅福祉、地域生活支援サービスなどにも柔軟かつ積極的な取り組みが進展してきている。

(民間にできることは民間に委ねる取り組みの進展)

福祉施設については、支援費制度への転換などもあり、これまでも公立施設の民間移譲等が進展してきた。

さらに、多様化するニーズにより効果的・効率的に対応しサービスの向上を図るため、地方自治法改正により指定管理者制度が導入され、さらに、民間では困難なサービスの提供については地方独立行政法人制度が具体化し、民間移譲との比較検討などが求められる中、今日では少なくなった県立県営施設や県事業団委託施設など公の施設についても、民間移譲や委託、事業団の民営化などの検討や具体的取組が全国的に進展している状況である。

(三位一体の改革などの取り組み)

地方自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やすとともに、国と地方を通じて、簡素で効率的な行財政システムの構築につながるよう三位一体の改革が進められており、厳しい地方財政運営の下、限られた財源の中で、県民満足度を最大限に高めていく視点から、県の福祉予算について、適切な運営と配分についての説明責任が求められている。

(県の福祉行政の責務等)

このような福祉の改革が進む中で、県は県全体の福祉行政とともに県立福祉施設を運営しているが、定められた福祉制度の価格等のシステムのもとで、民間福祉施設などの経営努力によって多様なサービスが提供されており、県の福祉行政の中でも施設福祉サービスについては、地域においてサービス提供の基盤を整備し、これらのサービスを利用者が安心して利用できるような仕組みづくりに責任を持つという役割が重要なものとなっている。

また、福祉を必要とする一人ひとりのニーズと適性に応じたきめ細かな支援が求められており、さらに、児童虐待など新たな課題にも適切に対応していくため、限られた財源を効果的・効率的に福祉サービスの向上に結びつけていくことが、県の基本的な責務である。

(2) 県立福祉施設の基本的な方向

これまでの変化する時代背景の下で、県立福祉施設は、民間の参入がさほど図れない状況の中で、県立主導による施設運営がなされ、重要な役割を担ってきた。

しかし、時代とともに、民間福祉施設の整備充実が図られ、県内においても、民間福祉施設が各分野で整備され、民間の特性である柔軟性や創意工夫を活かし、運営面やサービス面でも充実し、重度対応も進んできており、地域生活支援などについては、むしろ県内の福祉サービスを先導している状況となっていることから、現在県立施設が行っているサービス内容については、県立施設でなければ取り組みが困難なものとは言えなくなってきた。また、全国的にみても、県立県営施設での運営は少なく、今日の制度改革や福祉の改革を踏まえ民営化などの検討が進められている。

また、特別な支援機能が付加されていない一般的な福祉施設の機能については、社会福祉法その他の法律に基づき、施設種別ごとに事業内容や職員配置基準が定められ、そのサ

サービス内容は一定水準を確保するようされており、このような観点からしても、現状のサービス内容であれば、必ずしも県立施設でなければならぬものとはいえない。

さらに、行政の組織の運営については、人事管理・財務管理・業務管理など民間とは異なるシステムとなっており、特に、民間と競い合いながら利用者本位のサービスを提供するという事業分野においては、運営面や管理面で、予算制度や人事制度などで制約をうける行政組織としての県立施設の諸問題については、一般的に指摘される場所である。

このほか、介護保険事業をはじめとして施設サービスの提供がほとんど民間となりつつある中で、県が事業者指導権限を有していることと県自らが施設を運営あるいは委託することの関係についても留意する必要がある。

こうしたことから、現在県立施設として提供している施設サービスについては、「民間にできることは民間に委ねる」、さらに、「民間の柔軟さ、きめ細かな利用者本位のサービス提供、経営努力と活力」に期待するところが大きく、基本的な方向としては、民間へ移行する視点に立つことが望ましいものとする。

また、県立施設としての役割が終了し、施設老朽度から施設を維持することが困難なものについては、廃止に向けて取り組むべきとする。

当面の県立福祉施設の役割としては、民間の取り組み状況なども踏まえて、制度の狭間など国の支援の対象となりにくい方々への支援や民間では困難な支援機能などに特化していくことが望ましいとする。

① 県営施設

現在提供しているサービス内容であれば民間で運営が可能であることから、基本的には民間へ移行していくことが望ましい。

しかし、施設規模や定員が大規模で複合的な機能を持つ施設もあること、施設が総じて老朽化していることなどの課題を抱えており、一方では、受け皿となる民間法人の状況などを考慮することが必要である。

こうしたことから、様々な角度から民間の参入が可能となるような条件整備や情報提供に努めていくとともに、民間移行について状況に応じた対応を検討していくべきとする。

また、この検討とともに、民間では困難な相談支援機能などに機能を特化していくことについても同時に検討していくことが必要である。

② 委託施設

施設の整備は県で行われているものの、当初から民間法人に委託されており、現在では、国の制度で定められたサービス価格の範囲で運営され、サービスの提供についても柔軟な対応がなされていると思われる。

しかし、県立施設であるために、サービス向上のための施設改修などが受託者のみの判断ではできず、各種の助成も受けられないなどの制約もある。

施設の種類にもよるが、一般的に設置から運営までを民立民営としてサービス提供が可能な施設については、あえて、県からの委託を受けて運営するという形態よりも、民間による自立運営が望ましい。

さらに、委託施設であることから指定管理者制度への対応が必要であるが、施設サービスが、長期間、毎日の生活の中でサービス提供を行っていくものであることを考慮すると、一定期間ごとにサービス提供者が変わることもある指定管理者制度の適用は十分な検討が必要である。

こうしたことから、現在委託している施設については、諸条件が整えば、民間移譲に向けた検討を進めていくべきと考える。

(3) 配慮すべき事項

県立福祉施設の中には、単に民間への移譲等の問題だけでなく、施策面からの検討や民間との役割分担を踏まえた施設の位置付けの検討が必要であったり、県内には類似の施設がないものもあり、さらに、地域生活支援や生活の質を高める施設サービスが求められる中で、大規模施設であることなど課題を抱えており、これらの課題に適切に対応していく必要がある。

① 老朽化や大規模な施設への対応

県立施設には、老朽化していたり不十分な居住環境など課題を抱えている施設や、施設規模や定員が県内類似施設に比べ大規模な施設があり、こうした課題へ対応していく必要がある。

② 民間移行や機能強化等の計画づくり

今後、民間への移行や当面県として取り組むサービスの充実へ向けて着実に進めていくためには、実効性のあるプログラムづくりが必要である。

また、これらの計画づくりとともに、民間の積極的な参入を促進するための情報提供や、県立施設運営に民間の先進的なサービス提供への取り組みを生かしたり、積極的な情報公開、第三者評価の導入に取り組む必要がある。

さらに、これまでの県という行政システムの中で実施してきた施設の管理・運営とサービス提供の問題などの検証も踏まえ、県立施設の効果的・効率的な運営の検討が求められる。

③ 現在のサービス利用者への配慮

施設によっては利用者にとって長年住み慣れた居場所であったり、長年の施設運営により蓄積されたサービスノウハウにより一定のサービス提供を行っており、指定管理者制度などに伴って経営環境が変わる場合であっても、現在サービスを利用されている方や家族等に十分配慮した対応が必要である。

④ 福祉の制度改革への対応

障害者福祉では、今後の障害者保健福祉施策(改革のグランドデザイン)において、利用者本位の施設とするため、施設の目的を明確化することとし、自立のための支援機能と生活の場としての機能を区分した考えが示されている。

児童福祉では、児童福祉法改正により、乳児院あるいは児童養護施設でも、子どもの状況に応じて、乳児期から就学前までの継続した養育が可能となる。

高齢者福祉では、養護老人ホームや軽費老人ホーム利用者の介護ニーズを介護保険制度により対応する方向が示されている。

県立福祉施設についても、これらを踏まえた対応が必要である。

⑤ 県内福祉サービスの充実・高度化

今回のあり方検討を意義あるものとするため、今後、県立福祉施設の民間移行等の計画づくりや積極的な見直しを行うとともに、地域生活支援のための環境整備など県内福祉サービスの充実・高度化を図る施策に人材・財源を振り向けていく必要がある。

なお、配慮すべき事項としては、県立施設のそれぞれが抱えており、具体的には、7の「各施設の今後のあり方」に掲げている。

7 各施設の今後のあり方

(1) 高齢者等福祉分野

① 救護施設「日の隈寮」

【施設の役割】

救護施設は、戦後、多数の戦災孤児や浮浪者、身寄りのない者を抱えた時代の要請を受け、生活保護法(昭和25年制定)の下に法制化されたものである。

「日の隈寮」(定員70名)は、昭和38年、県下初の救護施設として開設され、これまで、身体障害者、知的障害者、精神障害者など障害の種別を問わず、あらゆる障害に対応できる県立唯一の福祉施設として、社会的ニーズに応えてきた。

また、現在、県内には、民間救護施設である「しみず園」(定員100名)があるが、日の隈寮と同様、時代の変遷に対応しながら、大きな役割を担ってきた。

これから、さらに、経済の縮小や家族形態の変化等が進む中で、精神障害者、ホームレス、生活障害者などが増加し、他の施設では受け入れ困難なセーフティネットの施設としてのニーズがますます高まることが予想されることから、今後とも救護施設自体の役割は大きく、現在の2か所の救護施設は必要であると考えられる。

【サービスの現状等】

施設の面では、昭和38年に開設されて以来、既に40年を経過し、これまで根本的な改修も行われていないことから、施設の老朽化がかなり進んでいる状況にある。

また、施設利用者の高齢化に伴うバリアフリー化や多人数部屋(6人部屋)の解消など、諸問題が残されており、利用者の安全面やプライバシーに配慮した施設整備の緊急の必要性に直面していると思われる。

ソフト面では、他の社会福祉施設と異なり、多様な種類の障害のある方々や重複障害のある方々が利用され、個々の利用者に対する支援も複雑多岐となっており、それらに対応できる専門知識と豊富な経験が、より一層求められている状況にあることから、今後は、個人支援の更なる充実を図るため、職員の専門性、総合能力の向上が必要となっている。

特に、現在の利用者の中には、精神疾患患者の割合が高いことから、専門的な対応能力を有する職員の配置も必要と考える。

なお、これまででは、施設利用者の生活支援サービスが中心であったが、今後は、自立支援を目的としたサービスの提供も検討していくことが望ましい。

【施策・制度の動向】

厚生労働省の社会保障審議会福祉部会、生活保護制度の在り方に関する専門委員会において、生活保護制度の見直し検討がなされた。

当該委員会では、救護施設のあり方として、他法の専門的施設が充実してきているため、それらの施設に移っていくべきではないか等の意見も一部にあったものの、救護施設は、

重複障害者など他法の専門的施設で対応が困難な要保護者のほか、様々な理由により居宅生活が困難な 社会的入院患者、 ホームレス、 社会生活への適応が十分でない者等に対し、生活支援を行うための施設として機能しており、今後も社会情勢に応じて柔軟に対応できる施設として期待が大きいとの見解が示されている。

【今後のあり方】

これまでの変化する時代背景の下で、身体障害者や知的障害者等の施設不足を補う施設として、民間の参入がさほど図れない状況の中で、県立主導による施設運営がなされ、重要な役割を担ってきた施設であると言える。

しかし、時代とともに、民間施設の力量も徐々に高まり、県内の類似施設も同様であるが、民間の特性である柔軟性を生かし、運営面やサービス面でも成熟してきた今日、県立施設でなければ取り組みが困難な先進的事業等を明示することは難しく、県営施設として先駆的、指導的運営を行う必要性が薄らいできていると思われる。

また、救護施設の全国の状況を見ても、公設民営施設を含めると約 80%が民間運営であり、県立県営施設は、全国 180 施設中5施設(約3%)のみとなっている。

さらに、運営面やサービス面で、民間施設が県営施設と何ら遜色ない今日の状況を踏まえて長期的な視点から見た場合、経営面(財政面)や人的な面においても、民間での施設運営が効率的であり、より柔軟できめ細かい対応が可能と思われ、民間ではカバーしにくい不採算部門を県が担うという側面も意義が薄らいできている。

以上のことから、民間のもつ柔軟性を活用したサービス提供を図るべく、施設管理面も含め、民間移行へ向けて検討を進めていくべきと考える。

【配慮すべき事項】

社会的入院患者、ホームレス、生活障害者などの今日的ニーズに対応した効率的・効果的運営や、利用者の自立支援に向けたサービス機能の充実が求められており、民間へ移行する際にも、こうした機能の充実について配慮する必要がある。

また、当施設が取り組んできた地域との交流、支援体制については評価できるものであり、これらの取り組みにも配慮していくことが望まれる。

なお、現施設は、老朽化や不十分な居住環境などの諸問題を抱えており、当施設を引き受ける民間団体が限られ、民間移行までに一定の期間を要することが考えられるが、民営化の検討如何に関わらず、施設利用者の安全面やプライバシーの確保のためにも、施設の整備について配慮すべきである。

② 軽費老人ホーム「いずみ荘」

【施設の役割】

軽費老人ホームいずみ荘は、昭和38年の老人福祉法制定にあわせて県立福祉施設として創設された。

軽費老人ホームは、経済的理由や精神的・身体的理由、身寄りがいないなどの理由により自宅での生活が困難な高齢者に対して日常生活の場を提供する施設である。養護老人ホームとの違いは、軽費老人ホームはあくまで利用者との契約施設であり、入居費用が支払えることを条件としていることである。養護老人ホームの場合は、収入に応じた費用徴収が行われるが、基本的に公費負担である。

軽費老人ホームと同種の民間施設としてはケアハウスがあり、県内24施設、定員835名を数えており、軽費老人ホームと同様に収入額に応じた事務費補助により、負担額の軽減を行っている。

ケアハウスは平成6年以降順次整備され、従来型の軽費老人ホームに替わり、日常生活支援による住居型施設の中心となっている。

【サービスの現状等】

施設は昭和38年開設から40年余を経過し、大規模な改修も行われておらず老朽化している。また、階段など段差が多くバリアフリー化されていない。

定員70名に対して、施設の老朽化、ケアハウスの充実等により空き室が多く、軽費老人ホームに対するニーズは低下していると考えられる。

いずみ荘の利用料は他民間施設と比較し安く設定されているが、民間のケアハウス入所者と比べて妥当であるのか、民間施設であるケアハウスが充実してきた現在では比較検討の必要がある。

入所者は介護の観点からは自立した高齢者であり、自由行動とプライバシーを確保された居住の場となっているが、この場合に県立施設である意味が捉えにくい。また、心理的ケア等のサービスも十分行われていないのではないかと。

【施策・制度の動向】

平成16年10月28日に「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの将来像研究会・報告書」において、軽費老人ホーム利用者の介護ニーズを介護保険制度により対応することの徹底と居室面積の確保をはかり、多様な住まい方の選択肢の一つと位置づけている。

軽費老人ホームには、軽費老人ホーム2種類(A型、B型)、ケアハウスの三類型があり、制度的に類似しながら基準が異なるなど複雑化している。

そのため、将来的には、三類型をケアハウスに統一することが望ましいとされ、既存の軽費老人ホームは建て替え時にケアハウス移行が方向づけられている。

【今後のあり方】

軽費老人ホームに関しては、全国では、民間ケアハウスが整備されるのに伴い、都道府県立の軽費老人ホームは廃止、民間譲渡がされている。

軽費老人ホームは、介護保険制度では居宅と位置づけられ、いずみ荘利用者は介護保険サービスを受けることが可能であるが、いずみ荘では介護保険サービスの提供までは行われていない。

介護保険事業が民間主体のサービス中心のなかで、県が介護サービスを提供することは、県が事業者指導権限を有し、行政と民間の役割分担の観点からも適切とは考えられない。

民間介護保険サービスを施設内に受け入れることは、軽費老人ホーム自体のサービス内容との関係では、まさに老人用居宅の提供のみとなり、このような県立施設を維持することの妥当性はない。

介護保険サービス提供をも含む軽費老人ホームへの改修は、制度動向からすれば県立ケアハウスを整備することになるが、その場合の利用料はケアハウスの水準を基本に同程度の額とする必要があるが、民間ケアハウスの整備が進んでいる現状では、そこまでの施設整備を行なう必要性は考えられない。

以上のことから、軽費老人ホームいずみ荘は県立施設として保持する必要はなく、施設老朽度を勘案すると廃止すべきであると考ええる。

【配慮すべき事項】

廃止するとした場合には、新規募集の停止とあわせて、現利用者の行き先については十分配慮していくことが必要である。利用者の家族の状況、健康状態、身体状況等や一人ひとりの希望を十分に把握し、その実状や本人の希望に応じた新たな居住場所に円滑に移ることができるよう、施設の斡旋や関係機関との調整など誠意をもって対処することが望まれる。

また、施設を廃止するまでの間の施設運営等についても、利用者にとり適切なサービスを確保しつつ、効果的・効率的な経営を行うことが必要である。

③ 養護老人ホーム「佐賀向陽園、伊万里向陽園」

【施設の役割】

養護老人ホーム佐賀向陽園及び伊万里向陽園の沿革は、大正6年に開設された佐賀養老院に始まり、戦後、生活保護法に基づく養老院として民間公益法人による経営がなされていたが、戦後の経済混乱のなかで経営が行き詰まり、昭和25年に県がその経営移管を受けて、県立施設とした上で、社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会に運営委託を行い、現在に至っている。

養護老人ホームは経済的理由や精神・身体的理由、かつ身寄りがないなどの家庭的理由により入所措置が行われているが、現在の社会・経済情勢下でも入所が必要な待機者は多く、県内における養護老人ホーム定員の確保は今後とも必要であり、両施設とも施設運営を継続する必要がある。

【サービスの現状等】

養護老人ホームについては、平成12年4月の介護保険法施行後も引き続き老人保護措置により利用決定・運営が実施され、利用者は介護保険料の負担はありながら、養護老人ホーム利用は居宅ではなく介護保険施設でもないとの理由で介護給付がなされていない。

しかし、一方では利用者の高齢化のなかで、介護認定を受けた利用者が増加し、老人保護措置費の病弱者加算による増加職員によるサービスが行われている。また、従来、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームが同じ措置施設であった時には、養護老人ホーム利用者の身体状態等が悪化した場合は措置換えにより、特別養護老人ホームを利用させることが行われてきたが、介護保険法施行後は、特別養護老人ホームが契約利用になったこと、特別養護老人ホーム利用希望者の多さもあり、特別養護老人ホームへの利用が困難となっている。

また、県立施設であるために、サービス向上のための施設改修は受託者のみの判断ではできない。県立施設であるが故に民間財団からの助成も対象となりにくい等の課題も公設民営施設としてある。

こうした背景のなかで、佐賀向陽園及び伊万里向陽園は、エレベーター設置などの環境改善に加えて、行事やクラブ活動等による施設内生活の充実に努力され、要介護者のサービスにも努力されていると判断できる。

なお、佐賀向陽園は昭和60年に全面改築し、全室個室化した。伊万里向陽園は昭和62年に大規模改修、昭和63年に増築し、全室個室化しているが、全般的な施設老朽化があり、施設構造上、バリアフリーの面での課題がある。

【施策・制度の動向】

平成16年10月28日に「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの将来像研究会・報告書」において、養護老人ホーム入所者の介護ニーズを介護保険制度により対応する方針が示された。

養護老人ホームに介護保険制度を導入する手法としては、外部介護サービスを利用する、介護サービス内包型の特定施設入所者生活介護事業者となる(ケアハウスへの転換)、外部介護サービス利用と介護サービス内包型施設の混合型となるという3類型が示されている。

つまり、養護老人ホームの将来は、民間サービスを中心とする介護保険事業との関係で進むことになる。

【今後のあり方】

佐賀向陽園・伊万里向陽園については、施設整備が県において実施され、土地・建物も県有財産であるが、当初から運営は社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会に委託されていること及び県内の養護老人ホームについても、民間社会福祉法人により自立運営されていることから、民間社会福祉法人により運営される施設と考えられる。

現時点での養護老人ホームの事業内容、職員配置基準は法定されており、そのサービス内容は一定水準を確保するようされており、県立施設でなければならないというサービス内容は無い。現状でも、両向陽園は民間委託で運営され、委託法人の経営努力により水準の高いサービスが提供されている。

地方自治法の指定管理者制度の導入は公立施設運営のサービス向上と運営の効率化を図る目的ではあるが、既に民間委託された本施設については、指定管理制度という現状の委託と同種の制度よりもより自由な運営ができる方が望ましい。

高齢者サービスを内容とする養護老人ホームでは、長期間、毎日の生活の中でのサービスを提供するものであり、一定期間ごとにサービス提供者が変わることもある指定管理者制度を適用することが妥当かの疑問がある。また、各施設の長年における運営に基づく優れた特色を維持発展させる上でも同一法人による期限のない運営がより望ましい。

養護老人ホームに関する制度改正内容は、介護保険事業という民間サービス導入を前提としており、養護老人ホームの施設運営の観点からも現在以上に民間に委ねる視点が必要と考えられる。他方からすれば、県が老人福祉施設を保有する必要性はないと判断される。

養護老人ホームの介護ニーズに介護保険事業を導入する場合に、施設における生活支援と介護サービス提供の調整を円滑・的確に行うための手法として、同一民間法人による養護老人ホーム経営と介護保険事業所経営が考えられるが、指定管理制度の下で、現行の養護老人ホーム運営以外の民間業務を対象とすることが果たして県として可能かどうか不明である。民間介護保険事業者を指導監督すべき県が同時に介護保険事業を委託先に認めることは、県権限との関係から慎重であるべきと考えられる。

養護老人ホーム利用者への介護サービス提供は、現在の老人保護措置費の算出根拠から考えれば、その人員配置基準の変更と措置費額の変更が生ずる可能性がある。このことへの将来の経営対応を図る趣旨でも介護事業展開にできるだけ障害のない運営形態が望ましい。

以上のことから、養護老人ホーム佐賀向陽園・伊万里向陽園については、民間移譲に向

けて検討を進めていくべきと考える。

【配慮すべき事項】

昭和 25 年以来 54 年余にわたり施設運営委託を受けている社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会は、これまでの経営努力やサービスノウハウにより一定水準のサービスの提供を行っており、民間移譲を検討する際には、利用者へのサービス水準の継続について十分配慮することが必要である。

(2) 児童等福祉分野

① 乳児院「みどり園」

【施設の役割】

昭和 15 年に佐賀県助産婦会が貧困家庭の乳児の養護を目的として附属乳幼児保育園を設立したことに始まり、終戦後、社会事業が関心事となり、県が助成をはじめ、後に県の委託事業となった。

昭和 22 年に県へ移管され「佐賀みどり園」と改称した。以来、経営主体は社会福祉協議会、恩賜財団済生会、県直営と変遷を重ねたが、「家庭で養育できない乳児」を養育する県内で唯一の乳児院として入園児の養育にあたってきており、昭和 39 年に県直営となり、昭和 56 年からは短期入所の受け皿にもなっている。

新生児からの乳児の養育機能、障害児・病虚弱児等の養育機能、被虐待児に対する援助機能をもつとともに、被虐待児の緊急保護等の一時保護受託機関の機能も併せ持ち、乳児の養育に関する専門施設として位置付けられている。

そのほか、多数の実習生を受け入れ指導することで、次代を担う乳児保育等の専門スタッフや看護師の養成機能も果たしている。

こうした中、社会情勢等の変化により、児童の置かれている環境は大きく変化し、離婚や児童虐待等適切な育児の困難な家庭が増加しており、家庭に代わって乳幼児を育てる乳児院は必要不可欠な施設となっている。

また、保護者の事故や疾病等による突然の入院や、一時的な育児困難の状況等へ対応する短期入所や育児不安の母親等への育児支援等の役割も重要となっている。

【サービスの現状等】

看護師や保育士の養護により、乳幼児にとって心身ともに安定した生活ができる場を提供している。

しかし、施設は老朽化しており居室等は狭く、親や身内の面会時にゆっくりと過ごすスペースがない。家庭復帰に向けた家族との面会や相談の時間を増やしていくためには面会室や相談室が必要である。

他県の民間乳児院では、乳児院の機能だけでなく、地域に開かれた育児の相談センターなどとして多様なサービスに取り組んでいる状況である。

【施策・制度の動向】

児童福祉法の改正により、乳児院でも、あるいは、児童養護施設でも、子どもの状況に応じて、乳児期から就学前までの継続した養育が可能となり、こうした制度の改正も視野に入れた検討が必要である。

【今後のあり方】

県内唯一の施設で、県立県営である。全国 115 の乳児院のほとんどは民間で運営されて

いる(国立民営 100、県立県営6、県立民営等9)。また、現在、県立県営で運営されている施設についても、今日の福祉の改革、福祉サービス提供者の官から民への流れや法の改正などを背景に民営化に向けた検討がなされている。

すでに多くの民間が運営しており、県営施設と同様に職員配置基準等は法定され、そのサービスは一定水準を確保するようにされており、柔軟できめ細かなサービス提供も行われていることから、必ずしも県立での運営である必要はないと思われる。

乳児院については、県内に不可欠な施設であるものの、将来的には国立民営が望ましいと思われる。

しかし、他県の乳児院の運営状況を見ると、乳児院の単独施設は 20%で、多くは他の福祉施設との複合経営で運営されているところが多い。

当面は現状サービスを前提に、県立県営施設としての運営が必要であるものの、民営化など運営のあり方、施設の老朽化への対応、児童養護施設との関係などの課題を総合的に検討する必要がある。

また、県立施設であっても、家庭の機能低下に伴う乳児の育児や地域に開かれた育児支援に役立つ取り組みを行うとともに、効果的・効率的な施設運営に努める必要がある。

こうしたことから、様々な角度から民間の参入が可能となるような条件整備及び情報提供に努めるとともに、状況に応じて施設の委託(指定管理者制度¹の活用)や民間移譲等の民間移行について検討する必要がある。

【配慮すべき事項】

今後、児童虐待や親子関係の再構築に向けた家族支援など、きめ細かな専門的な支援・相談機能の充実について一層求められる状況にあり、仮に民間での運営を検討する際にも、こうした機能の充実についても継続されるよう配慮することが必要である。

② 児童養護施設「聖華園」

【施設の役割】

戦後、戦災孤児及び貧困家庭の子供を保護するため、昭和24年に佐賀県母子愛護連盟「聖華園」として認可された。戦後の復興期には全国で養護施設が増加したが、浮浪児等が多かった。経営的に厳しいことから県に移管され、昭和28年からは県社会福祉協議会に委託し、現在に至っている。

高度成長期以降、父母の行方不明や離別による児童の保護が増加している。また昭和48年に高校入学が認められ、高校在学中の児童が増加してきた。

昭和60年頃以降、一時期少子化傾向により施設の定員割れが生じた。また、要保護児童施策から児童の自立支援へと施設機能が変わってきた。

社会情勢等の変化により、児童のおかれている環境が大きく変化し、経済的問題を含め、親の育児能力の低下がみられるなかで、児童養護施設としての役割は、家庭に代わり児童を養護するものであり、必要不可欠な施設である。

さらに、少子化でありながら、児童虐待などは増加傾向にあり、児童養護施設に対するニーズは増大している状況にある。

【サービスの現状等】

現在、「児童の自立支援計画」を策定し、それに基づき児童の処遇に努めている。虐待を受けた児童の入所が増加していることから、平成16年度にファミリーソーシャルワーカー、心理職員を採用し対応している。

職員の暖かい愛情、熱意によって施設は運営されているが、児童定員が70名と多く家庭的な対応も出来にくい面もある。

施設は老朽化しており、児童の居室は4人部屋、6人部屋であり、今日では窮屈な居住環境であると思われる。

一方では、広い敷地内で幼児期から高校生まで、幅広い年齢層での関わりがあり、伸び伸びと遊んだり、スポーツができる環境にある。

県内の6児童養護施設で唯一の県立施設であり、運営は県社会福祉協議会への委託で行われている。県内の児童養護施設の中で最も定員規模が大きいのが、民間施設と比べて提供するサービス等に差はない。しかし小規模グループケアなど施設整備を要する場合等機動的な対応の面で遅れをとっており、こういった面での課題も抱えている。

【施策・制度の動向】

2歳までが乳児院で幼児からは児童養護施設というこれまでの制度が見直され、子どもの状況に応じて、乳児期から就学前までの一貫した支援による運営が可能となることから、これらの動向も踏まえる必要がある。

【今後のあり方】

施設の整備は県で行われているものの、現在、社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会に委託されており、指定管理者制度の導入に伴い、対応が必要な施設である。

県内の児童養護施設の状況を見ると、民間の社会福祉法人において自主的な運営を行っており、基本的には民間移譲が可能な施設と考えられる。また、心身ともに成長段階である児童を養護する施設であることから、一定期間ごとにサービス提供者が変わることもある指定管理者制度を適用するよりも、施設の長年における運営に基づく優れた特色を維持発展させる上でも同一法人による継続した運営がより望ましい。

しかし、聖華園は、県内の他の児童養護施設に比べて定員の規模が大きく、小規模グループケアの導入や老朽化している施設の取扱いなどを含めて検討することが必要である。

また、児童養護施設については、家庭の養育機能が低下した中で、施設入所時から家庭復帰や自立支援のプログラムに取り組むなどの対応が求められている。

こうしたことから、聖華園については、当面は施設運営の委託(指定管理者制度の活用)で対応していくものの、様々な角度から民間の参入が可能となるような条件整備及び情報提供等に努め、民間移譲について検討することが必要である。

【配慮すべき事項】

児童養護施設「聖華園」については、昭和 28 年以来 50 年にわたり委託を受けて運営を行っている社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会の経営努力や処遇ノウハウの蓄積により一定水準のサービスを行っており、民間移譲を検討する際には、利用者へのサービスの水準の継続について十分配慮することが必要である。

また、児童養護施設等を巡る課題として、自閉症、発達障害など、より専門的な支援が必要となっており、他の県立施設等において、児童や家族に対する通所や入所による支援・相談体制の充実について検討する必要がある。

③ 婦人保護施設「佐賀婦人寮」

【施設の役割】

佐賀婦人寮は、昭和31年5月に制定された売春防止法に基づき、昭和33年に県内唯一の婦人保護施設として設置された。

運営については、当初から社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会に業務を委託し、現在に至っている。

設置当初は、性行又は環境に照らして売春を行う恐れのある女子が大部分を占めていたが、昭和30年代後半にはその数(割合)も減少してきた。

50年代後半になると入所者は減少傾向となったが、60年代に入ると、時代の変化とともに、精神的に不安定な女性の転落未然防止のため「社会的要保護女子」も保護の対象となった。

近年は、社会情勢の変化とともに入所者は多様化し、売春の恐れがある女性の他、知的障害者、軽度の精神障害者等社会生活を営む上において障害を持つ女性の自立支援も行ってきている。

また、平成14年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の全面施行により、配偶者からの暴力被害者(DV被害者)も、法律上婦人保護施設において保護することができることとされ、佐賀婦人寮の果たす役割が増えている。

こうしたことから、売春防止法に基づき設置された施設ではあるが、家庭環境の破綻や生活困窮のほか、暴力被害者に対する保護・自立支援としての役割が高まっている。

全国的にも売春防止法上の施設機能としては必要性が薄れてきているが、DV関係では、県内に民間のシェルターはなく、唯一の婦人保護施設であることから、当面必要な施設である。

【サービスの現状等】

昭和33年に設置された施設であり、老朽化している。また、居室は5部屋に15名の入所で満室の状態である。入所者の抱える問題も様々であり個室を望む声も多い。

自立のための支援や相談が必要であるが、面接室や相談室がなく、対応する心理職員など、自立支援機能が不足している。

夜間は機械警備を導入しているが、女子職員1名の当直でDV被害者対応施設としては警備上の不安がある。

立地場所としては、静かな環境で、交通面はやや不便なところもあるが、市街地にあることで就業面では恵まれている。

【施策・制度の動向】

現在、県内のDV対策の充実のために、婦人寮を含む県内全体の体制づくりなどの検討が行われており、婦人相談所(総合福祉センター内)との連携、さらには、自立への次の段階であるステップハウス等の整備促進なども課題となっており、これらの方向も見極めてい

く必要がある。

【今後のあり方】

施設の整備は県で行われているものの、現在、社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会に委託されており、指定管理者制度の導入に伴い、対応が必要な施設である。この施設は、県に限らず市町村、社会福祉法人等も設置できていることになっている。全国をみると、県立県営 21 施設、県立民営 12 施設、民設民営 15 施設といった状況になっている。

現在でも、委託法人による経営努力により一定のサービス水準が提供されており、必ずしも県立施設である必要はないものの、県内では唯一の婦人保護施設であり、施設の特殊性や経営面などから、民間での設置・運営には課題があると思われ、施設の老朽化の問題もある。

また、自立までの通過施設として利用者の人格に配慮した相談・支援機能の強化に努めていく必要がある。

こうしたことから、佐賀婦人寮については、当面は施設運営の委託(指定管理者制度の活用)で対応していくものの、様々な角度から民間の参入が可能となるような条件整備及び情報提供に努め、民間移譲について検討することが必要である。

【配慮すべき事項】

婦人保護施設「佐賀婦人寮」については、昭和 33 年以来 40 数年にわたり委託を受けて運営を行っている社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会の経営努力や処遇ノウハウの蓄積により一定水準のサービスを行っており、民間移譲を検討する際には、利用者へのサービスの水準の継続について十分配慮することが必要である。

(3) 障害児(者)福祉分野

① 障害児(者)福祉施設の全体的な方向性

【施設全体から見た方向性の検討】

県立福祉施設の中でも障害児(者)の施設は、施設数も多く、大規模な施設もあり、さらに、民間を含めた県内の施設において一定のウエイトを占めており、県全体の障害者福祉施設のあり方にも関わることや障害者施設の機能の見直しと再編の中で、施設間の関連性も高まることなどから、施設全体の基本的方向を見極め、個別の施設ごとのあり方を明確にしていく必要がある。

【施策・制度の動向】

(佐賀県新障害者プラン)

県では、平成16年3月に平成16年度から10か年間の障害者施策の基本となる、新しい「佐賀県障害者プラン」を策定したところである。

このプランでは、障害者が、将来に夢を持って、地域の中で健康で安心して生活し、その持てる能力を十分に発揮しながら、社会の一員としてあらゆる分野に参加・参画することができる社会の実現を目指すことを基本目標としている。

具体的な施策の方向としては、障害者がサービス提供者と対等な関係に基づき、主体的かつ適切な選択・決定ができるよう、ケアマネジメント実施体制の整備等、生活支援体制の整備を図ることとしている。

また、障害者が住み慣れた地域での生活を送ることができるよう、地域生活のための基盤づくりについて重点的に推進することとし、自立生活のための住まいの場の確保としてのグループホームや福祉ホームの整備推進や、ホームヘルプ・デイサービス・ショートステイ等の在宅サービスの量的・質的充実を図ることとしている。

さらに、地域生活支援としては、地域での生活を望む施設入所者の地域生活への移行を促進するため、入所施設に対し社会生活技能を高めるための支援を行うこととし、また、障害者施設は、各種在宅サービスを提供する在宅支援の拠点として地域の重要な資源と位置づけ、その活用を図ることとしている。

(国の施策の動向)

障害者基本法の改正に続き、今後の障害者保健福祉施策(改革のグランドデザイン)では、これまでの保護等を中心とした仕組みから自立支援型システムへの転換が示され、福祉施設のあり方についても見直しが必要とされている。

これまでも障害者の施設について、例えば、更生施設は本来は通過施設として自立支援の機能が目的であったものが、日々の生活を支える居住支援サービスと一体的に提供される中で、実態として療護施設との違いが不明確となっていることなどの問題点も指摘されてきた。

改革のグランドデザインでは、混在化・不明確化している既存の施設の機能を見直し、大

きくは、居住機能と自立訓練、就労支援など施設の支援機能を区分しながら、利用者本位の支援プログラムを整備することとされている。

<施設機能の再編>

障害者のニーズと適性に応じた自立支援の観点から、障害者保健福祉施策全体の体系を構築し、施設の機能も施策体系の中に位置付け、見直し・再編することが求められている。

現行の施設のサービス体系を、生活の維持・向上や機能訓練・生活訓練、あるいは就労移行のための支援など、その機能に着目して再編、整備することとされている。

障害者の就労支援については、企業等での就労へ移行するためのプログラムをはじめ、一定の工賃を得ることのできる活動等の支援プログラムの提供など多様な形態が検討されている。

施設を地域に開かれたものとするため、入所者だけでなく地域の障害者も利用可能とすることが求められている。

居住支援サービスについては、障害者支援施設、ケアホームや一般住宅への入居も含めて再編が検討されている。

改革のグランドデザインでは、利用者本位の施設とするため、施設の目的を明確化することとし、自立のための支援機能と生活の場としての機能を区分した考え方が示された(グランドデザインに沿った新体系への移行は、概ね5年程度とされている。)

このような中、県立施設こそ率先して、施設本来の目的としてきた支援機能と生活の場としての機能の再点検を行い、さらに県立施設として県内の民間福祉施設の状況を踏まえながら、民間には実施が困難で、民間から期待されるような、県でなければできない支援機能などに着目すべきと考えられる。

改革のグランドデザインが目指す障害保健福祉施策の総合化、障害者のニーズと適性に応じた自立支援への転換などに沿って、各種支援施策の一層の多様化・高度化が求められることから、県・市町村、民間等がそれぞれの役割を果たしながら一体となって連携し、効果的・効率的なサービス提供に取り組んでいくことが求められている。

<制度の持続可能性の確保>

障害者の福祉サービスについては、既存の保険制度等と比較して持続的な仕組みとしては脆弱であり、給付の重点化・公平化、制度の効率化・透明化を図る抜本的な見直しが必要不可欠とされている。

障害者の施設福祉サービスは、支援費制度の下で民間を中心に運営されているが、制度の改革や財政状況などに関わらず普遍的に必要な視点として、県立県営施設についてもサービスの質や内容、コストを明らかにしていくことが求められている。このことは、コストの議論は避けてサービスの内容ばかりを問題にしたり、逆にコストばかりを問題にするというのではなく、両者を併せた費用対効果を適切に評価しようとするものである。(当委員会においても、支援費制度の下では、民間は国の定めたサービス価格の範囲で運営してい

ることに比べて、県立県営施設の超過負担についてはその内容などの説明責任があるとの議論もあった。)

【サービスの現状等】

現状において、授産、更生、療護など施設の性格は分かれているが、実態はそれぞれの支援機能や相互の違いが分かりにくくなっており、さらに民間の施設との違いや役割分担なども明確になっていない状況である。

一般的に言われる重度対応についても、民間施設での取り組みも進んできており、これからの課題でもある地域生活支援や入所者以外に開かれた施設サービス機能についても、むしろ民間の施設において先進的な取り組みがなされている状況である。

施設によっては、建物の老朽化に伴う施設整備や個室化等の居住環境が不十分であり、利用者の居住環境の向上が求められている。

【今後のあり方の基本的な方向】

(基本的な方向は民間への移行)

県立福祉施設のサービスの内容、民間にできることは民間に委ねる視点、さらに、県でなければできないサービスの明確化などを通して、県立福祉施設のあり方を検討したが、これからの障害者の施設福祉サービスの提供主体としては、「民間の柔軟さ、きめ細かな利用者本位のサービス提供、経営努力と活力」に期待するところが大きい。

また、今後の県立福祉施設の当面の役割としては、各種の支援機能の中でも民間では困難な支援機能に特化していくことが望ましいものと考えられる。

したがって、現段階で県立福祉施設が実施している居住機能など生活支援型のサービスや一般的な授産の機能などについては、基本的には民間に委ねていく視点に立つことが望ましい。

(当面、県で実施することが考えられるサービス)

本県では、現状において多くの県立県営の障害児(者)の施設を抱えており、中には規模の適正化が必要な大規模な施設もあり、老朽化した施設もある。また、それぞれ福祉施設は利用者に対して安定した継続的なサービスを提供していることから、民間移譲等に当たっても条件面の整備など様々な課題を抱えており、これらを踏まえた対応が求められる。

民間への移行期間であっても、福祉の改革は進展しており、利用者にとっては支援の場であり、サービスの充実と効果的・効率的な施設運営が必要である。

さらに、この間において、当面は県でなければできないサービスや民間の取り組み状況などを踏まえて、今後県の施設福祉サービスに関連して必要と考えられる役割としては、

- ・ 民間では支援が困難な方々や制度の狭間で国の支援の対象になりにくい方々に対するセーフティネットとしての施設サービスの提供、
- ・ 民間では実施することが困難な自立支援サービス、
- ・ 障害の早期発見など県の相談支援機関と連携した発達障害など新たな問題、地域生活

支援に対する相談支援機能、雇用施策と連携した専門的相談機能などが考えられる。

地域生活支援、相談支援機能などのサービスについては、従来型の入所機能を中心とした社会福祉施設とは異なり、新たなサービス分野であり、今後福祉サービスを一元的に実施することが期待されている市町村との役割分担を踏まえて、県としては、広域的・専門的な立場から地域生活支援など必要なサービスの内容と事業規模などを見極めていくことが必要である。

【配慮すべき事項】

(地域生活支援への積極的かつ計画的な取り組み)

これからの障害者福祉の基本的な方向は、保護等を中心としてきた仕組みから障害者のニーズと適性に応じた自立支援を通じて、地域での生活を促進する仕組みへ転換することとされた。

しかし、現状では、障害者が地域でふつうの生活を送れるような環境が十分に整っている状況にはなく、今後、県、市町村を中心とした障害者保健福祉施策の積極的な取り組みが不可欠であり、障害者の地域生活を支える「住む」、「働く」、「様々な面での相談支援体制」、「社会参加」、「権利擁護体制の確立」、「地域生活を支える福祉施設の機能強化」など行政、関係機関団体、事業所、NPOなどもとより、広く県民の障害等に対する理解と支援を得るための取り組みを行いながら、障害者がふつうの生活を送れるようなトータルな地域社会の仕組みづくりを着実に進めていく必要がある。

このため、今回のあり方検討を意義あるものとするためには、今後、県立施設の民間移譲等の計画づくりだけでなく、「障害者のニーズと適性に応じた自立支援」を通じて地域での生活を促進するため、県、市町村、福祉関係団体等の役割分担と連携など地域生活支援へ向けた「佐賀県版のグランドデザイン」の作成も考えられる。

また、県は市町村や関係機関・団体などと連携し、グループホーム等の生活の場をはじめ地域における総合的支援体制を整備するため、県立福祉施設の見直しとともに、サービス提供体制の計画的推進、広域的・専門的な地域生活支援、市町村等との連携や支援など、地域生活支援のための施策に人材・財源を振り向けていく必要がある。

(共通の理解の促進と利用者や家族などの安心の確保)

障害者にとって、個々の障害の種別、程度または家族の置かれている状況等により、生活の場としての入所施設の機能が求められているのは言うまでもない。

障害者を保護する立場を中心に考えるのか、極力自己実現ができるよう支援する立場や可能な限り地域生活にチャレンジすることも含めて考えるかの違いでもあり、単に施設から地域への理念だけが先行すると、障害者だけでなく家族などの不安も大きい。

また、今回のあり方検討において行われた施設の利用者と家族のアンケート調査では、地域生活への意向は利用者本人よりも家族は低くなっていることに留意する必要がある。

なお、民間移譲などによるサービス提供の環境等の変化に関しては、利用者や家族の

立場に立った十分な配慮が必要である。

また、障害者の地域生活支援の取り組みや地域社会の仕組みづくりを着実かつ具体的に進めるとともに、福祉施設自体が地域社会へ開かれたものとなり、ノーマライゼーションの理念から施設の生活をふつうの生活に近づける取り組みなども重要であり、さらに、福祉施設が生活の場としての機能だけではなく、自立生活等に向けた訓練機能など、障害者のライフステージの中の一つのステージとして必要な支援機能を担うものとの認識が必要である。

(民間移譲等の計画づくり)

今後、県立福祉施設の現在の状況を出発点として、民間への移行や当面県として取り組むサービスの充実へ向けて着実に進めていくためには、実効性のあるプログラムづくりが必要である。

- ・ 民間移譲等の計画(民間移譲のための条件整備など)
 - ・ 民間移譲を念頭に置きながら規模の適正化など経過的な対応に関する計画
 - ・ 当面は県でなければならないサービスについての機能強化計画 など
- さらに、これらの計画づくりとともに、
- ・ 民間の積極的な参入を促進するための情報提供に取り組む必要がある。
 - ・ 当面の間、県立として一定のサービスを提供する場合においても、利用者本位・県民の視点に立って、さらに、民間の先進的なサービス提供への取り組みも参考にしながら、施設運営に生かしていくとともに施設運営の現状等に関する積極的な情報公開、第三者評価の導入に取り組む必要がある。
 - ・ また、これまでの県という行政システムの中で実施してきた施設の管理・運営とサービス提供の問題などの検証も踏まえて、当面県がサービスを提供する場合においても施設の効果的・効率的な運営のための組織のあり方も含めた検討が求められる。
 - ・ また、民間では支援が困難、制度の狭間などで国の制度の対象になりにくい方々への支援などについては、県としての取り組みを検討するとともに、一方では、県の職員には福祉の専門職として専門的知識・技術の向上を図っていくことが求められる。

② 知的障害者総合援護施設「佐賀コロニー」

【施設の役割】

佐賀コロニーは、昭和 46 年に知的障害者更生施設と知的障害者授産施設を併設する総合援護施設として開所した。

開設当初は、県内に福祉施設も少なく、県立施設として先駆的役割を果たしてきたものの、近年は民間施設の質的、量的整備が進み、民間施設とのサービスの内容等に大きな差はみられなくなってきている。

佐賀コロニーは定員数が 320 名(更生 200 名、授産 120 名)と大規模な施設となっており、このこと自体が大きな課題となっている。

今後入所者の地域移行を推進するにあたって、グループホーム等の住居の確保や日中活動の場の確保等地域で安心して暮らせる環境の整備に期間を要することが予想されることから、入所施設としての役割は今後一定期間は必要と考えられる。

【サービスの現状等】

利用者の平均入所期間が授産施設で 17 年、更生施設で 19 年を超えるなど長期化しており、これに伴い平均年齢が授産施設で 47 歳、更生施設で 43 歳を超えるなど利用者の高年齢化が進んでいる。

また、利用者のうち障害程度区分 A 判定(重度)の方が全体の 65%を占めるなど重度化しており、また自閉症や行動障害、重複障害の利用者も増加している。

施設は昭和 46 年に建築され、30 年以上を経過し老朽化が進み居住環境が悪化している。また居室は 4～5 人部屋であり、プライバシーの保護の面や利用者の精神的な安定の面からも課題があり、施設の生活を「ふつうの生活」に近づけるためには、今後個室化、ユニット化などの対応が求められる。

平成 12 年度から 15 年度の退所者は 66 人であるが、29 名は他の施設等(長期入院含)への移動であり、就職・グループホーム・通所授産施設等への移行は 32 名にとどまっており、利用者の意思や能力に応じた地域生活移行への取り組みがなかなか進んでいない面も見受けられる。

居住棟・授産棟などが約 10ha の敷地に配置され、定員も 320 名を数える大規模施設であり、今後利用者の地域移行を進めながら、適正規模まで施設を縮小することも検討する必要がある。

また、広大な敷地があることから、民間も含めてこれを活用した様々な取り組みを検討することが可能である。

【施策・制度の動向】

障害者施設の機能の明確化は、これまでも課題となっており、改革のグランドデザインを契機に、現在の授産と更生施設の機能の見直しと再構築へ向けた取り組みの中で、今後どのような施設の機能を見出していくのか早急な検討が求められる。

実態としては、居住支援サービス型の大規模施設と思われ、施設が老朽化しており、今後改築等を行う場合、現在の国の制度では、現状の施設の機能と規模をそのまま継続し整備することには、施設整備の支援は見込めない状況である。

【今後のあり方】

県内には、他に民間の更生施設が10ヶ所、民間の入所授産施設2ヶ所あるが、いずれもサービスの内容や機能的に大きな差はみられないことから、基本的には民間での運営が可能な施設と考えられる。

特に、授産施設については、民間ならではの柔軟な発想で取り組むことが期待できることから、通所施設への転換も含め、あえて県立で行う必要性は低いものと思われる。

しかし、県内の民間施設と比較して施設が大規模であることから、現状のまま民間が運営することには課題があるとともに、地域移行の進展に伴う規模縮小なども想定されることから、様々な角度から民間の参入が検討できるよう、情報提供を行いながら、「民間にできることは民間に委ねる」ことを検討することが求められる。

また、強度行動障害等、民間で受入困難な利用者に対するセーフティネットとしての機能については、当分の間県がその役割を担うことも考えられる。

【配慮すべき事項】

県は、関係機関等と連携し、グループホーム等の生活の場をはじめ、地域における総合的支援体制を整備していくことが必要である。

施設機能としての地域生活支援については、市町村と県の役割分担を踏まえて、その必要性和実効性などを勘案して検討していくことが求められる。

地域生活移行や大規模施設の解消については、民間移行に関わらず取り組むべき課題であり、民間移行の検討とともに、現在の施設の運営の中でも積極的な対応が求められる。

また、地域への移行が少数に留まっていることから、日中活動の場やグループホーム等への助言・支援等を行うなど、佐賀コロニー等施設から地域移行した障害者をバックアップしていくことが考えられる。

③ 身体障害者総合援護施設「希望の家」

【施設の役割】

希望の家は、昭和 48 年に肢体不自由者更生施設として開所し、翌 49 年に授産施設及び療護施設を併設した複合施設として開設した。

開設当初は、県立福祉施設として先駆的役割を果たしてきたものの、近年は民間施設の質的、量的整備が進み、民間施設との役割分担が明確化されていない面も見受けられる。

障害者の社会復帰、自活を目的として必要な訓練等を行う「更生部門」「授産部門」においては、利用者のニーズの変化等により、入所期間が長期化するなど、施設の目的と実態に乖離が生じており、地域生活移行等に対応した支援が求められている。

今後、利用者の地域移行を推進するに当たっては、地域での住居の確保や日中活動の場の確保等地域で安心して暮らせる環境の整備に期間を要することが予想されることから、入所施設としての役割は今後とも一定期間必要と考えられる。

【サービスの現状等】

利用者の平均入所期間が授産施設で 11 年、療護施設で 14 年となるなど長期化しており、これに伴い平均年齢が授産施設で 51 歳、療護施設で 56 歳を超えるなど利用者の高年齢化が進んでいる。

また、利用者のうち障害程度区分 A 判定(重度)の方が全体の 56%を占めるなど重度化しており、重度重複加算対象者も全体の約 11%を占めている。

更生部門は定員 30 名に対し利用者 10 名、授産部門は定員 40 名に対し利用者 31 名と、定員割れが生じている。

施設は昭和 48 年に建築され、30 年以上経過し老朽化が進み居住環境が悪化している。また居室は 6 人部屋が 8 室あるなど、利用者のプライバシー保護の面や精神的安定の面からも課題があり、今後個室化、ユニット化などの対応が求められる。

社会復帰を目的とする更生部門では、昭和 48 年度から平成 15 年度までの退所者は 284 人であるが、家庭復帰などの地域生活移行は 139 人に留まっており、143 人は他の施設等(希望の家授産・療護施設、長期入院を含む)への移動となっており、利用者の意思や能力に応じた地域生活移行への取り組みがなかなか進んでいない面も見受けられる。

【施策・制度の動向】

身体障害者の更生施設については、期限を定めたプログラムに基づき、必要な訓練を行い、地域生活への移行を促進する機能を強化する方向にある。

授産と療護についても、居住支援とともに生活福祉事業と就労支援事業などに再編される方向にある。

【今後のあり方】

県内には、他に民間授産施設(入所)が2ヶ所、民間療護施設が5ヶ所あるが、サービスの内容や機能的に大きな差はみられないことから、基本的には民間での運営が可能な施設と考えられる。

更生施設に関しては、全国の身体障害者更生施設の状況を見ると、基本的には民間での運営が可能な施設と考えられるが、県内で唯一の更生施設であり、またリハビリなどその機能強化が求められている状況から、民間法人等の動向も踏まえ、運営主体について検討していく必要がある。

また、地域移行の進展に伴う規模縮小も想定されることから、様々な角度から民間の参入が検討できるよう情報提供を行いながら、「民間にできることは民間に委ねる」ことを検討することが求められる。

重度重複障害等民間で受入困難な利用者に対するセーフティネットとしての機能については、当分の間、県がその役割を担うことも考えられる。

なお、リハビリ機能については、今後も十分な支援が必要とされることから、その機能強化について検討する必要がある。

【配慮すべき事項】

県は、関係機関等と連携し、生活の場をはじめ、地域における総合的支援体制を整備していくことが必要である。

自立可能な利用者については、今後、個別の地域移行プログラムを策定し、地域での自立生活への移行を促進しながら、施設規模を順次縮小していくことが必要である。

また、地域への移行が少数に留まっていることから、日中活動の場やグループホーム等への助言・支援等を行うなど、希望の家等施設から地域移行した障害者をバックアップしていくことが考えられる。

なお、利用者の高齢化・重度化等に対応するため、少人数のユニットケアを基本とした支援策を検討し、併せて居住環境を整備していくことが考えられる。

④ 知的障害者更生施設「九千部学園」

【施設の役割】

九千部学園は、昭和37年の開設以来、養護学校等を卒業した者を3年間の期限付きで職業訓練・自活訓練を実施し、就職させることを目的とした知的障害者更生施設であり、全国ではあまり例のないユニークな施設といえる。

就労に対する障害者のニーズが高まるなか、直接就業に結びつき障害者の自立を促進する施設機能については今後とも重要な施設と考えられる。

【サービスの現状等】

平成8年に改築を実施しており、居室環境等については特に問題はない。

在宅の障害者に対する就労支援、相談事業等を行う生活支援センターについて、現実的に卒園者のみが登録されている状況であり、地域に広く開放されたセンターとしての機能強化について検討すべきである。

【施策・制度の動向】

企業等において就労を希望する障害者に対して期限の定められたプログラムに基づき、職場適応訓練等を通じて必要な知識、能力を育成するための訓練を行う事業と住まいとしての障害者支援施設をあわせた位置付けとなる方向である。

【今後のあり方】

民営化などの検討の以前の問題として、知的障害者の一般就労の促進のための施設として、今後どのように位置付けていくか議論が分かれるところである。

障害者の就労支援については、今後とも拡充強化する方向にあり、3カ年間の教育訓練機能も含めて障害者の意欲と能力に応じて職業生活を設計・選択できるような支援体制の確立の中で位置付けを検討する必要がある。

また、現在のサービスの状況から見て、民間において取り組むことが困難なものとは言えないものと思われる。

【配慮すべき事項】

障害者の就労支援については、国において拡充強化が図られることとなっており、一般就労支援についても雇用施策との連携によるプログラムなどが示されることから、今後これらも踏まえて、県でなければできない就労支援サービスについて検討する必要がある。

障害者の就業施策が見直される中で、施設機能のあり方自体の検討が必要であり、早期に方向性を見出し、その上で民間にできることは民間に委ね、逆に県でなければできないサービス部分があれば、県として取り組んでいくなどの対応が求められる。

現状のシステムを継続し、県立県営施設として維持する場合においても、より効率的・効果的な運営について検討することが必要である。

⑤ 知的障害児施設「春日園」

【施設の役割】

知的障害のある 18 歳未満の児童を入所させ、保護するとともに、必要な知識・技能を修得させ、社会生活ができるように指導・訓練を行うことを目的として昭和 28 年に設置された施設であり、県西部の「くろかみ学園(民間)」と県中部に位置する本園で、全県下をカバーしている。

また、平成5年度からは、在宅の知的障害児・者に対する指導援助を推進するため短期入所事業や地域療育等支援事業を実施している。

近年、少子化の進行や養護学校高等部の整備に伴い 18 歳未満の児童の施設利用者が減少している。昭和 41 年当時は 80 名の定員だったが、暫時減少し、現在は 50 名の定員に対し近年は常時 36 名程度の利用者に留まるなど、入所施設としてのニーズは減少しているものと思われる。

しかし、在宅の障害児サービスのニーズは高まっており、在宅支援機能の強化が求められている。

【サービスの現状等】

施設は平成5年に改築しており、居室環境等については特に問題はない。

少子化の影響等から定員割れが続いており、適正な定員の設定が課題となっている。

近年の入所児童の傾向として、重度の知的障害や自閉症等の強い行動障害などを持ち、特に処遇が非常に難しい児童が増加しており、専門的かつ高度な療育が求められている。

【施策・制度の動向】

障害児の施設については、措置事務を県から市町村に委譲し、施設の機能についても見直しを行い、新たに、教育と連携して「発達支援・育児支援システム」を整備する方向である。

【今後のあり方】

県内には、他に民間知的障害児施設が1つあるが、機能的に大きな差はみられないことから、入所施設としての機能については基本的に民間での運営も可能な施設と考えられる。

しかし、現在の傾向として、自閉症児等対応が困難な利用者や、児童虐待など緊急を要する利用者も増加しており、民間の状況もみながら、これらに対応する支援機関としての役割が考えられる。

【配慮すべき事項】

発達障害等多様化した障害に対応したより高度で専門的な援助・支援を行うため、療育プログラムなどの専門的知識の習得等職員の技術向上が必要であると考えられる。

また、くすのみ園との統合等、施設機能の再構築を検討する必要がある。

なお、デイサービス等在宅サービスの充実を図り、地域における在宅福祉の拠点としての機能強化についても検討すべきである。

⑥ 知的障害児通園施設「くすのみ園」

【施設の役割】

くすのみ園は、知的障害児に対する早期の療育指導を行うことを目的に昭和58年に開園した。この間、県立施設として、在宅の障害児等を対象とした外来通所指導や、全県下を対象とした巡回療育指導等に取り組み、県内の障害幼児に対する療育の中核的施設として機能してきた。

発達障害など、多様化する障害への療育指導に関する機能の必要性はさらに高まっており、より専門的な対応が求められている。

【サービスの現状等】

通園施設であるため、利用者は近隣地域に限られており、他の地域へのサービスの提供が不足している。

近年、障害児の療育技術の普及が図られた結果、保育所等への受入が促進され、児童を受け入れる場の整備が図られているが、その一方、発達障害等多様化した障害に対応したより高度で専門的な援助技術が求められており、職員の専門性の向上も求められている。

【施策・制度の動向】

障害児の施設については、措置事務を県から市町村に委譲し、施設の機能についても見直しを行い、新たに、教育と連携して「発達支援・育児支援システム」を整備する方向である。

【今後のあり方】

全国の知的障害児通園施設(240ヶ所)のうち、市町村設置が149ヶ所(62%)、社会福祉法人設置が79ヶ所(33%)となっており、都道府県設置は「くすのみ園」も含め4ヶ所(2%)にすぎない(うち3ヶ所は事業団運営)など、通園施設機能については基本的に民間での運営も可能な施設と考えられる。

しかし、発達障害等多様な障害への療育指導に関しては、県内でも一部の民間法人等で対応しているものの、まだ十分な状況ではない。県内では、発達障害等多様化する障害の早期発見、早期療育の機能が求められており、地域における発達障害児等を抱える施設への支援、相談援助等の支援センター的な役割の強化なども考えられる。

【配慮すべき事項】

より専門性の高い職員の養成を図るべきである。

春日園との統合等、施設機能の再構築について検討する必要がある。

⑦ 知的障害者通勤寮「九千部寮、金立寮」

【施設の役割】

九千部寮(昭和44年開設)、金立寮は(昭和51年開設)は、就労している知的障害者に対し、居室を提供し、自立した生活に必要な助言及び指導を行うことを目的として設置した施設であり、開設当初から財団法人佐賀県手をつなぐ育成会に管理運営を委託している。

九千部学園や佐賀コロニーからの利用者を受け入れており、日常生活の支援、就労の場の確保等、働く障害者の生活訓練の場として機能を果たしてきた。

今後とも、地域社会での自立生活に向けた通過型の基幹的施設としての機能が必要とされるものと考えられる。

【サービスの現状等】

九千部寮では、利用者の平均入所期間が男性で4年6月、女性で8年となっているが、最長の方で18年を超えている状況にある。金立寮では、平均入所期間が男性で13年、女性で11年10月となっており、最長入所期間は27年を超えており、金立寮の入所期間の長期化が顕著である。

九千部寮は、平成11年に移転改築をしており、また居室も2人部屋で整備されているため、概ね問題はない。

しかし、金立寮は、老朽化が進んでおり、また、利用者一人あたりの居室面積が5㎡余りで、国の施設基準の下限である6.6㎡を下回る状況となっている(現在は3.3㎡以上の経過措置)。居室も4人部屋であり、プライバシーの保護の面また入所者の精神的な安定の面からも課題があり、今後2人部屋化、個室化などの対応が求められている。

九千部寮の平成8年度から15年度までの退所者は35人であり、そのうち就労・家庭復帰等地域生活への移行は32人である。

金立寮の平成6年度から15年度までの退所者は12人であり、そのうち就労・家庭復帰等地域生活への移行は5人に留まっている。

地域への移行が少数に留まっていることから、今後、障害者の地域生活移行に向けた支援体制の充実を図り、自立可能な利用者については、積極的に地域での自立生活への移行を推進することが求められる。

【施策・制度の動向】

現在、通勤寮は、居住支援と自立生活支援の機能を有しているが、改革のグランドデザインが具体化する中で位置付けなど今後の国等の動向を見極めながら施設機能の構築を図っていく必要がある。

【今後のあり方】

施設の整備は県で行われているものの、既に運営は財団法人佐賀県手をつなぐ育成会に委託されており、指定管理者制度の導入に伴い、対応が必要な施設である。

全国の通勤寮(124)のうち社会福祉法人が設置運営主体となっているものが全体の75%を占めており、都府県が設置主体(全て民营)となっている通勤寮は19カ所(15.3%)にすぎないなど、民間の法人等において自主的な運営がなされており、基本的に民間移譲も可能な施設と考えられる。

県立福祉施設として特に強化すべきサービスではないが、県内の知的障害者更生施設等の利用者の地域生活移行が進む中、入所施設から地域へ移行する間の通過型訓練施設として、地域移行希望者等を積極的に受け入れることで、その自立支援を促進する役割が求められている。

さらに地域において就労し、単身で自活している知的障害者の生活上の相談に応じ、助言を行うなど、地域での生活に必要な支援を行う生活支援センターとしての機能の付加について検討する必要がある。

【配慮すべき事項】

支援費施行に伴い、より効率的、効果的な運営が求められており、運営体制等について検討が必要である。

8 むすび

本委員会は、今日の社会経済情勢において、福祉行政を取り巻く環境や福祉の改革などが大きく進展・変化する中で、県全体の福祉サービスの充実・高度化、効果的・効率化を図る観点から、県が求められる福祉行政の方向性を明らかにし、一方で、今日では民間がその多くを担っている施設福祉サービスと県立福祉施設のサービスの現状と今後の民間との役割分担を踏まえ、県立福祉施設の今後のあり方について報告書を取りまとめた。

検討の結果、県立福祉施設のサービスについては、「民間にできることは民間に委ねること」、さらに、「民間の柔軟さ、きめ細かな利用者本位のサービス提供、経営努力と活力」に期待するところが大きく、県立施設としての役割を終えたものについては、基本的には民間に委ねたり廃止することが望ましい。

また、当面県で実施することが考えられるサービスとしては、民間では実施が困難なものや制度の狭間に対応したセーフティネットの役割など、必要に応じ役割を特化したものとすべきであり、この間のサービス提供についての施設の運営に当たっても、効果的・効率的な対応が求められるものである。

なお、特に県立福祉施設においては、施設の老朽化や規模等の問題を抱えており、民間移譲等に当たっては、様々な課題もあることから、民間移譲等の計画づくりや民間の積極的な参入を促進するための情報提供などにも取り組んでいく必要がある。

さらに、この報告書には、民間移行や民間移譲、民間委託(指定管理者制度)などの方向性を示しているが、あり方検討を受けて、今後これらの実施に当たっては、現に施設サービスを利用されている方々などの立場に十分配慮しながら対応していくとともに、移譲する場合の相手方となる社会福祉法人等のサービス等の事業実績や経営能力等について十分に検討されることが必要なことは言うまでもない。

佐賀県においては、この報告書を受け止め、今回のあり方検討を意義あるものとするため、今後の県立福祉施設の見直しに積極的に取り組むとともに、地域生活支援のための環境整備など県内福祉サービスの充実・高度化を図る施策に人材・財源を振り向けていくことにより、県民全ての願いである共生社会の実現に向けて地域福祉の推進につながるよう、県の福祉行政の役割をこれまで以上に果たしていくことを切に期待する。

佐賀県立福祉施設あり方検討委員会 今後のスケジュール

平成17年1月26日(水)	『第4回検討委員会』 各部会の検討結果報告について 検討委員会報告書(素案)について 今後のスケジュールについて
平成17年2月	『県民意見の募集』 県ホームページでの募集 報告書(素案)への意見を聴く説明会 の開催 事務局で実施
平成17年3月	『第5回検討委員会』 検討委員会報告書(案)について

別途、『委員長・副委員長・部会長会議』の開催も予定

第4回 佐賀県立福祉施設あり方検討委員会 会議録

1.開催日時 平成17年1月26日(水) 10:00～12:00

2.開催場所 若楠会館 天山の間(佐賀市)

3.出席者

新富委員、池田委員、北岡委員、倉田委員、齊場委員、田口委員、諫山委員、井上委員、山口委員、本告委員、森委員、青山委員、中原委員、迎委員、吉村委員、大坪委員、永松委員、松尾委員、荒金委員、重藤委員

事務局:城島副本部長、山口地域福祉課長、永石母子保健福祉課長、藤田長寿社会課長、船津障害福祉課長 他13名

4.議 題

(1) 県立福祉施設のあり方検討について

5.会 議 録

【委員長】

それでは、第4回のあり方検討委員会を始めさせていただきたいと思います。第3回から第4回までの間、3つの部会におきましては、5回、6回と真摯に審議を重ねていただきまして、本当にありがとうございました。

考えてみますと、第3回が終わった時は夏の真最中。委員の方々におかれましては、夏の暑いときから、正月明けの今日まで、本当に、ヒアリング、インタビュー調査からアンケート調査、そして何回も審議をして、報告書作りをして、本当にありがとうございました。どういうふうにお礼を言っているかわかりません。私はいろいろ委員会も出ておりましたが、これほど誇りを持って審議をしたといえる、あるいは、一生懸命になって、利用者本位という言葉がさかんにでてきましたけど、それは本当にキャッチフレーズ、言葉じゃなくて、それをいかに実現するかについて一生懸命検討していただきました。

はじめは、どういうふうにして、民営化ということも、大きな前提として始めた会ではありましたが、もうそんなものは、その中に含まれるという程度のものでなってきたというふうに考えております。

第4回の委員会におきまして、私は今まで1回から3回までは、この会をいかに効率よく進めていくかというのが委員長としての仕事とっておりますけども、今日は皆様方に、県民を代表してお礼を述べさせていただきたいと、県民の代表としているという気持ちであります。本当にどうもありがとうございました。

それでは、第4回の審議に入らせていただきます。今日の議事は、そこに記載がありますように、各部会の検討結果報告について、2番目に、福祉あり方検討委員会報告素案、これが一番中心になってくると思います。そして、今後これをどういうふうに持ってくるかスケジュールというこ

とで、話し合いを進めさせていただきます。

まず最初に、各部会の検討結果報告についてということで、3つの部会で検討していただいた結果について、事務局の方から説明したいと。そして、その後、各部会長から補足説明・意見等を寄せていただくという形で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。それではまず、事務局の方から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、各部会の検討結果報告書についてご説明いたします。事務局の方で内容について、かいつまんで説明いたします。

まず資料 1の高齢者福祉等部会検討結果についてです。

この部会の検討対象施設は救護施設1施設、養護老人ホーム2施設、軽費老人ホーム1施設の計4施設です。

高齢者等福祉部会は、対象施設の視察や民間施設の施設などを含めて5回審議いたしました。審議の過程で利用者・保護者へのアンケートや、施設長および施設職員へのヒアリングを実施しました。

次に施設ごとの検討結果です。2ページから4ページの、救護施設・日の隈寮でございますが、現在、県立と民間と、県内は2施設ありますが、今後とも県内に2施設は必要ということでございます。

今後のあり方ということで3ページに示されていますが、設置当時から重要な役割を担ってきたものの、現在では、民間施設がその特性である柔軟性を生かし、運営面やサービス面で成熟してきており、県立施設として先駆的・指導的運営を行う必要性が薄らいできていること、全国状況をみてもほとんどが民間運営であること、長期的な視点から見た場合、財政面や人的な点で民間の施設運営の方が効率的であり、より柔軟できめ細かな対応が可能と思われること、そういったことから、民間の持つ柔軟性を活用したサービス提供を図るため、施設管理面も含めて、民間移行へ検討を進めていくべきとされております。

4ページの配慮事項としまして、民間移行の際にも、ホームレスなど今日的ニーズに対応した運営や、自立支援へ向けたサービス機能の強化の充実について配慮する必要があること、施設が老朽化し、居住環境も十分でないため、民営化の検討如何にかかわらず、施設の整備について配慮する必要があるといったことでございます。

次に5ページから7ページに養護老人ホームの佐賀向陽園、伊万里向陽園でございます。県内の待機者が多く、今後も両施設とも施設運営を継続する必要があるということでございます。

今後のあり方について6ページに書いてございます。

県立の施設であります。現在、県社会福祉協議会に委託しており、県内養護老人ホームも社会福祉法人により自立運営されていることから、民間社会福祉法人により運営ができる施設と考えられること、

事業内容や職員配置基準は法定されており、県立施設でなければならないというサービス内容ではないこと、

養護老人ホームのサービスが長期間、毎日の生活の中でサービス提供するものであり、一定期間ごとにサービス提供者が変わることもある指定管理者制度よりも、同一法人による期限のない運営がよりのぞましいこと、

国において、養護老人ホームの介護ニーズに介護保険事業で対応する制度改正が見込まれ、介護保険事業が民間サービス導入を前提とする中、県が事業者指導権限を有していることから、委託という形で県が介護保険事業を行うことには慎重であるべきということ、

さらに、委託施設ということで、様々な制約もあり、介護保険事業への展開をはかる際に、できるだけ支障がない形態が望ましいこと、

以上のことから、民間委譲へ検討を進めていくべきとされております。

配慮事項といたしまして、これまで一定水準のサービス提供を行っており、民間移譲を検討する際には、利用者へのサービスの継続について、十分配慮することが必要であるということです。

次に8ページから9ページでございますが、軽費老人ホームいずみ荘です。

今後のあり方ということで9ページに書いてございます。

全国的に見ますと、民間ケアハウスが整備されるのに伴い、都道府県立の軽費老人ホームが廃止されたり、民間移譲されていること、

軽費老人ホームでは、介護保険サービスを受けることができないこと、

国では、軽費老人ホームは建替え時にケアハウス移行が方向づけられており、介護保険事業が民間サービス提供を中心としている中、県が事業者指導権限を有することから、県が介護保険事業を行うことには慎重であるべきこと、

現在老朽化しており、仮に改修することになると県立ケアハウスを整備することになるが、民間と同程度の利用料とするも、民間ケアハウスの整備が進んでいる現状で、そこまでの施設整備をする必要性は考えられないこと、

以上のことから、県立施設として保持する理由はなく、施設老朽度を勘案すると廃止すべきである、とされております。

配慮事項としまして、廃止した場合には、新規募集停止とあわせて、現在の利用者の転居先について十分配慮することが必要であること、特に家族の状況や健康状態、一人一人の希望を十分把握した上で、新たな居住場所に円滑に移ることができるように誠意を持って対処することが望まれるということです。さらに、廃止までの間、適切なサービス提供を確保していくことが必要であるということでございます。

10ページ以降は、部会での委員の意見の概要でございます。

続きまして資料 2、児童等福祉部会の検討結果です。

この部会の検討対象施設は、乳児院1施設、児童養護施設1施設、婦人保護施設1施設の計3施設です。

児童等福祉部会は、対象施設の視察や民間施設の視察を含め、計5回審議いたしました。審議の過程で、利用者へのアンケートや施設長および施設職員へのヒアリングを実施しました。

次に施設ごとの検討結果です。

3ページから4ページにある、乳児院、みどり園でございますが、現在の社会情勢からこれは必要不可欠な施設であるということでございます。

今後のあり方としまして4ページに記載されてあります。新生児から2歳までの乳幼児を保護・養育する県内唯一の施設であり、県立県営の施設ですが、全国的にみると乳児院のほとんどが民間運営となっていること、

民間も県立施設同様、職員配置基準等も法定され、サービスは一定水準確保するようにされている中、柔軟できめ細かなサービス提供が行われていることから、必ずしも県立で運営する必要はないと思われること、

そういったことから、県内に不可欠な施設であるものの、将来的には民立民営が望ましいとされております。

しかし、他県の乳児院では、多くが他の福祉施設との複合経営であり、今後、子どもの状況によっては就学前までの継続した養育も乳児院で可能となることも踏まえ、単独施設であり、施設が狭隘な「みどり園」については、現状としては、県立県営としての運営が必要であるが、民営化や老朽化した施設の対応などの課題を総合的に検討する必要があるとされています。

以上のことから、民間参入が可能となるような条件整備や情報提供に務め、状況に応じて施設の委託や民間移譲等について検討する必要があるということです。

配慮事項としまして、民間での運営を検討する際も、児童虐待や親子関係の再構築に向けた家族支援など、きめ細かな専門的な支援・相談機能の充実について、継続されるよう配慮することが必要ということでございます。

次に5ページから6ページは児童擁護施設・聖華園です。

児童虐待などは増加傾向にあり、児童養護施設に対するニーズは増大していく状況にあるということでございます。

今後のあり方としまして、6ページに記載されております。

県立施設であるものの、県社会福祉協議会に委託されており、県内児童養護施設も民間法人において自主的な運営がされており、基本的には民間委譲が可能な施設と考えること、

また、成長過程にある児童を養護する施設であることから、一定期間ごとにサービス提供者が変わることもある指定管理者制度を適用するよりも、同一法人による継続した運営がより望ましい、ということです。

しかし、定員が70名と、県内の児童養護施設に比べて規模が大きく、小規模グループケアが未導入であったり、老朽化した施設の取り扱いなどを含めて検討する必要があるということです。

以上のようなことから、当面は施設運営の委託で対応していきながら、民間の参入が可能となるような条件整備や情報提供等に務め、民間移譲を検討する必要があるということでございます。

配慮事項としましては、これまで一定水準のサービス提供を行っており、民間移譲を検討する際には、利用者へのサービスの継続について十分配慮することが必要であるということです。

また、自閉症、発達障害など、より専門的な支援が必要となってきており、他の県立施設等で支援・相談体制の充実について検討する必要があるとなっております。

次に7ページから8ページ、婦人保護施設「佐賀婦人寮」ですが、DV関係で県内に民間のシェ

ルターがなく、唯一の婦人保護施設であることから、当面必要な施設であるということです。

今後のあり方としまして、8ページに記載されています。

県立施設であるものの、県社会福祉協議会に委託されており、この施設が県に限らず、市町村、社会福祉法人でも設置でき、全国的に見ても民間施設が多く設置されている状況であることから、必ずしも県立施設である必要はないということでございます。

しかし、県内で唯一の婦人保護施設であり、施設の特異性や経営面などから、民間での設置・運営には課題があり、施設も老朽化していて、自立のための相談・支援機能の強化も求められているということです。

以上のようなことから、当面は施設運営の委託で対応しながら、民間の参入が可能となるような条件整備や情報提供等につとめ、民間移譲を検討する必要があるということです。

配慮事項としまして、これまで一定水準のサービス提供を行っており、民間移譲を検討するには、利用者へのサービスの継続について十分配慮することが必要であるということです。

9ページ以降は、部会での委員の意見の概要です。

続きまして、資料 3の障害児(者)福祉部会の検討結果でございます。

この部会の検討対象施設は、身体障害者施設1施設、知的障害者施設4施設、知的障害児施設2施設の計7施設です。

障害児(者)福祉部会では、対象施設の視察などを含め計6回審議いたしました。審議の過程で、利用者・保護者等へのアンケートや施設長および施設職員へのヒアリングを実施しました。特に保護者・家族等へのアンケート調査に当たっては説明会を実施したり、佐賀コロニー及び希望の家の利用者のアンケートについては委員が直接調査を行いました。

次に2ページでございます。「障害児(者)福祉施設の全体的な方向性について」ということで、施設全体からみた方向性の検討ということで、まずは整理されております。

「施策制度の動向」ということで、「佐賀県新身障害者プラン」の内容や、「国の施策の動向」ということで国が示した「今後の障害者保健福祉施策(いわゆる改革のグランドデザイン)」について記載されております。

それに関連して、障害者のニーズと適正に応じた自立支援の観点から、「施設機能の再編」について3ページの方に記載されております。

なお、「改革のグランドデザインとの関係の整理」につきましては、20ページから26ページに資料が添付されております。

さらに「制度の持続可能性の確保」ということで、県立施設のサービスの質や内容、コストについて説明責任などについて記載されております。

「県立福祉施設のサービスの現状等について」ということで、全体的なまさに現状等として、施設ごとの支援機能や相互の違いがわかりにくくなっていること、民間施設がむしろ先進的な取り組みがなされていること、施設が老朽化していること、などが記載されております。

次の4ページ、「今後のあり方の基本的な方向」ですが、これからの障害者福祉施設サービスの提供主体としては、「民間の柔軟さ、きめ細かな利用者本位のサービス提供、経営努力の活力」に期待するところが大きく、また、県立福祉施設の役割としては、民間では困難な支援機能に

特化していくことが望ましいことから、現在、県立福祉施設が実施している居住機能など生活支援型のサービスなどについては、基本的に民間に委ねていく視点が望ましいということです。

しかしながら、基本的に民間移行としましても、大規模施設であったり、老朽化した施設もあることから、民間移譲に当たっての条件面の整備など様々な課題があるということでございます。

また、当面は、民間では困難なサービスもあり、さらに、これも今後、サービス決定などの中心となる市町村との役割分担がどのようになるかが前提でございますが、地域生活支援などの相談支援業務なども考えられ、こういったことへの対応も必要とことでございます。

5ページの「配慮すべき事項」としては、「地域生活支援への積極的な取り組み」ということで、県として取り組むべきことについて記載されています。その中では、障害者がふつうの生活が送れるようなトータルな地域社会の仕組みづくりを着実に進めていくこと、佐賀県版のグランドデザインの作成といったこと、さらに、県立施設の見直しとともに、地域生活支援のための施策に人材・財源を振り向けていくべきであるといったことが記載されております。

「理解と促進と利用者や家族などの安心の確保」ということで、本人や家族への支援ということが記載されております。特に、障害者のおかれている様々な状況によっては、入所施設機能も必要とされることから、単に施設から地域へということだけではなく、家族などの不安も考え、十分に配慮していくことが必要であるということでございます。

6ページの、民間移譲等の計画づくりという点で、この委員会の報告書がまとまった後、県において着実に実行してもらうためのプログラム作りなど、そして民間の積極的な参入を促進するための情報提供や、県立施設であってもさらに効率的な運営に努めること、県職員の専門的知識・技術の向上をはかっていくことなどについて記載されています。

なお、「別添参考2」ということで、27ページから32ページに「効果的・効率的な施設経営と運営について(制度等のまとめ)」ということで資料が添付されております。

7ページ以降は各施設ごとのあり方ということです。

「佐賀コロニー」ですが、今後のあり方としまして、8ページに記載されていますが、民間のサービスの内容や機能等に大きな差は見られないことから、基本的には民間での運営が可能な施設であること、特に授産につきましては、民間ならではの柔軟な発想で取り組むことも可能であるということです。

ただし、施設が大規模であり、現状のままで民間が運営可能かという課題や、今後、地域移行が進展した場合に定員が縮小していくことも考えられ、様々な角度から民間の参入を検討することが求められているということでございます。

また、民間で受入困難な利用者に対するセーフティネットとしての機能も考えられるということです。

配慮事項ですが、県は関係機関と連携し、地域における総合的支援体制を整備していくことが必要ということ、地域生活移行や大規模施設解消は、民間移行に関わらず積極的な対応が必要であるといったことでございます。

9ページから10ページ、「希望の家」でございます。

今後のあり方ということで、授産・療護につきましては、民間のサービスの内容や機能等に大きな差は見られないことから、基本的には民間での運営は可能な施設であるということです。

更生施設につきましては、全国的にみると民間での運営も可能と考えられますが、県内唯一の更生施設であるという点、リハビリなどの機能強化を求められている状況から、民間の状況も踏まえて運営主体を検討する必要があるとしております。

また、民間で受入困難な利用者に対するセーフティネットとしての機能も考えられ、リハビリ機能強化の検討も必要ということです。

配慮事項ですが、県は関係機関と連携し、地域における総合的支援体制を整備していくことが必要ということ、自立可能な利用者の地域生活への移行を促進していくことなどが記載されております。

11ページは、「九千部学園」です。障害者の自立を促進する機能については、今後とも重要な施設と考えられるということです。

今後のあり方ですが、障害者の就労支援という点と、支援費制度下での利用者本位という点で、今後の方向性で議論が分かれていますので、今後、さらに検討する必要があるということでございます。

なお、現在のサービス内容が民間で取り組むことが困難なものとはいえないということでございます。

続きまして12ページ、「春日園」でございます。民間施設と機能的な大きな差が見られないことから、基本的に民間での運営も可能であるとされてあります。

ただし、自閉症や児童虐待などへの対応といいますが、民間の取り組み状況を見ながらですが、これらに対応する支援機関としての役割が考えられるのではないかとということです。

配慮事項としまして、発達障害等多様化した障害に対応するため、職員の技術向上が必要であること、くすのみ園との統合等、施設機能の再構築を検討する必要があることなどが記載されております。

次は13ページ、知的障害児通園施設「くすのみ園」でございます。

今後のあり方としましては、全国状況などからみても、基本的に民間での運営が可能であるとされております。

ただし、発達障害等への対応として、地域の施設への支援や相談援助等のセンター的役割の強化なども考えられるとされています。

配慮事項としまして、専門性の高い職員の養成をはかること、春日園との統合等、施設機能の再構築を検討する必要があるということでございます。

14ページから15ページ、知的障害者通園寮「九千部寮、金立寮」でございますが、改革のグランドデザインでの位置付けなど国等の動向を見極めながら、施設機能の構築をはかっていく必要があるとされております。

今後のあり方としまして、全国状況からしますと、基本的に完全な民間委譲も可能ということです。

また、地域移行希望者等の自立支援の促進や、生活支援センター機能についても検討する必要があるとされております。

16ページ以降は、部会で出された委員の意見の概要でございます。

以上で、各部会の検討結果報告の説明を終わります。

【委員長】

それでは、今、説明していただいたことに付け加えること、あるいはご意見等ございましたら、まず最初に、高齢者等福祉部会からお願いします。

【委員】

先ほど事務局の方から説明があった通りですけれども、高齢者等福祉部会につきましては、5回の審議を行いまして、施設の職員の方及び家族の方からのアンケート調査、及び視察、実際に対象施設に行きまして、また関連施設も視察させていただきました。そういったデータに基づきながら、5回の審議をさせていただきました。

どこの部会でも同じかと思えますけれども、基準として中心となる基準は、県立でなければならないのかという基準が中心となったということでございます。同時に利用者主体ということは、当然理解した上で検討を重ねました。

その結果、高齢者等福祉部会の対象となった施設全てにおいて、基本的には県立でなければならないというような最終結果にはなりませんでした。

ひとつずつについて簡単に説明いたしますと、まず、救護施設としての日の隈寮でございますが、これは県内に2か所しかないということで、日の隈寮とともに多久のしみず園がございます。このしみず園は民間でございます。しみず園も行かせてもらいましたけど、立派に運営されているということの確認をさせていただきました。既に全国でも、約8割が民間で運営を行っているという実績もございます。

そういう中で、この日の隈寮についても、救護施設としての日の隈寮は必要ではありますが、これが県立でなければならないというような理由は見つかりませんでした。

ただ、もう40年既に経過しているということで、老朽化している。これは早急に建替えというものが必要になりますので、建替えという部分を含めて民間にやっていただければと。大きな、全面的な建替えになりますので、そのことに対する配慮は県の方ですべきではないかと。というようなことで、この日の隈寮については民間移行というのが結論です。

養護老人ホームの佐賀向陽園と伊万里向陽園でございますが、これはすでにもう県立民営ということで、民営としての実績がございます。

経営的に、お金の面でも赤字を出さずに基本的にはやっているということもございまして、これについては、対象施設、今回検討した部分の中では、一番民営ということについては、皆さん方一致して、やっていただけるんじゃないだろうかということでした。

ただ、民営となった場合に、指定管理者制度としての民営にするのか、純粋な民営とするのかという議論があるわけですけれども、指定管理者制度という民営よりは純粋の民営であった方がサービスの一貫性ということ、あるいは継続性という部分、さらに柔軟にサービスが提供できるのではないかと。自由なサービスの提供、今後の福祉サービスは、いずれもやはりそれぞれの施設が創意工夫しながら、ニーズにあわせた形でサービスを提供していくということが必要だと思っています。

同時に、養護老人ホームについては、伊万里向陽園も佐賀向陽園も、利用者の方の重度化と

というのは、全国的にも言えることですが、向陽園についても同じことが言えます。その重度化に対応するサービスの提供というものが当然必要となってくる。となれば介護保険サービスという部分も取り入れていく必要がある、と皆さん方からご意見いただきました。となればさらに、介護保険サービスを取り入れるとなれば、純粋な民営であった方がやりやすいと。県というのは介護保険サービスの指導監督という立場にあるわけですから、そういった理由の中で、純粋な民営移譲という部分の結論に至りました。

それと、最後のいずみ荘でございますけれども、ここが一番委員としてはいろいろ議論をした施設になるわけですが、軽費老人ホームとしてのいずみ荘。説明があったように、軽費老人ホームは、基本的にはケアハウスに統一していくと。A型とB型とケアハウスと3種類、軽費老人ホームがあるわけですが、A型、B型について、これは建替える場合はケアハウスに建替えてもらうというような方向がございまして、いずみ荘については40年経過しておりまして、建替えるというものをどうしても必要とする状況にあります。県内にはすでに24施設のケアハウスがございまして、かなりケアハウスは県内で整備されております。それに加えていずみ荘が建替えるというものが迫られている中で、県立としてケアハウスという形で建替えるということになると、県がケアハウスを経営すると。これはどうしても介護保険関連の部分の可能性というのを考えなければいけない。そうなってくると県立でケアハウスを経営するというのはいかがなものかというご意見がございました。

既に、いずみ荘については、定員割れという状況が長く続いておりまして、これはある意味、いずみ荘としての役割というのを終えつつあるのではないかとというようなことで、県内のケアハウスあるいは養護老人ホーム等に吸収していただくような形で、いずみ荘については廃止という結果でよろしいのではないかと結論になりました。

ただし、現在入居されている方がおられるわけですから、入居されている方においてはご希望、心身状況等を十分配慮しながら、その希望に応じた中で、新たな居住施設を県の方で責任を持って斡旋・紹介・調整していただくという前提の中で、廃止という結論になった次第でございます。

以上でございます。

【委員長】

続きまして、児童等福祉部会をお願いいたします。

【委員】

児童等福祉部会の報告をいたします。私達の部会は、みどり園と聖華園とそれから婦人寮という3つの施設でありました。

純粋の県立県営はみどり園、後の聖華園と婦人寮は県立民営ということで、実際は社会福祉協議会の方に事業が委託されております。

私達は資料にありますように、第1回目の8月31日より、視察あるいはアンケート調査、あるいは意見交換等させていただきましてけれど、限られた期間の中で十分な検討や視察ができたかどうか、ちょっと反省が残るところです。

そうした中、委員の方々、様々な本音を漏らしていただきながら、まとめさせていただいたとこ

るでございます。

3つの施設をそれぞれ見せていただきまして、どの施設も非常に施設が老朽化しておりました。ハード面での検討というのは、大変大切なものではないかと、どの委員さんも思っております。議論がどうしても民営化かどうかということに傾きがちだったところがありますが、やはり今の施設の中で、施設環境の中で、これでは、というところがありました。

みどり園に関しましては、施設の老朽化もそうなんですけど、施設の役割というのは、今後重要になるだろうということで、虐待と育児困難な状況への家族支援ということでは、役割はたいへん大切なものであろうというふうに思っております。

また、サービス等も、大変子供が心身安定したサービスを受けられているという状況でありました。

それから、全体的な流れでもそうなんですけど、県立県営というのが非常に全国的にも少ない中で、また、その他の民立民営の乳児院等が福祉サービスあるいは多様な育児支援をやっているという状況を考えますと、必ずしもこのまま県立でなければいけないという積極的な意見は出されませんでした。

当面は、県立県営施設ということで機能の充実をはかっていたところではありますが、将来的には民間移譲とか民間移行についての検討の余地もなければならぬというふうになりました。

また、聖華園につきましては、同じように施設が非常に老朽化している中で、社会福祉協議会の方々の経営努力により、大変、児童に対するサービス等について熱心にされているというところが見られておりました。

また、広い敷地内で、のびのびとした環境というのもいい所があるということも委員の方々も言われておりました。

社会福祉協議会の方で運営されておりますけども、どうしても今の民立民営の養護施設に比べますとハード面での遅れといいますか、対応がなかなかできないと、改修やもう少しこうしたいとかいろんな思いもあるというところで、県立という壁があるという状況を鑑みますと、将来的には民間移譲についても検討しないといけないのではないかと考えています。

それから、婦人寮に関しましては、施設の老朽化とプライバシーの保護がなかなか十分されていないのではないかという懸念がありました。

今後も民間移譲について検討しなければならないとのことですが、特に当初設立された役割である売春防止法の婦人保護施設という設置目的から、現在はドメスティックバイオレンス等暴力被害にあわれた方々の保護施設としての機能に随分変わってきておりますので、入所者に対するサービスの実質的な面といいますか、視点の転換が必要なのではないかということも意見として出されておりました。

3つの施設とも、将来的には民間の移譲や民間活力ということも必要になってくるのではないかという意見もありましたけども、なかなか私達のところでは県でなければならぬという視点をどこに置くのかということが最後まで難しい課題として残されていると思っております。もし、補足意見があれば他の委員から出させていただくと、部会長としての報告は以上です。

【委員長】

では、最後に障害児(者)福祉部会です。よろしくお願い致します。

【委員】

私の方からご報告したいと思います。

私達の部会は、一番いろんな問題が大きい部門でございます。抱えている職員の数も多いわけでございます。社会的に与える影響も大きいところでございます。

今まで審議してまいりましたが、各委員さん、本当によくやってくださったと私は思っておりますけれども、ただ残念ながら時間が足りないという部分がある。本当に各施設どうするのかということまでなかなか踏み込めない部分がありました。

それと同時にヒアリング等でいろいろ調べてみたのですが、非常に各施設で、自己施設を評価するのが甘いということがはっきりしております。

したがって、県立県営の施設でいきたいという意見があがってくるんですが、じゃあどうするんだという意見についてはなかなか上がってこない。

しかしながら、私はオープンにしております。施設の職員からも直接お手紙もくださいということをしているのであります。アンケート用紙も直接いただくようにしてはいたのですが、なんとなくそれは消えてしまったようなんですけれども、いろんな意見が寄せられております。

このことだけは、まず最初に報告しなければいけないのですが、非常に職員の方の中に危機感を持っていらっしゃる方と持っていらっしゃらない方と2通りあるということがわかっております。危機感を持っていらっしゃる方は、非常に熱心にお手紙をいただいたりしております。将来あるべき姿をどうしたらいいかと非常に投げかけてきてくださっているという状況でございます。私は、公表しませんけれども、少なくともこの思いが各施設の職員の方々の中に何人かいるということは忘れていただきたいというふうに思います。

まず、施設のことなんですが、民間移譲という言葉が使われております。これですべてだいたい方向性としては流れているように思いますけれども、障害者の施設に関しましては、県がやるべきことがあるのではないかと、常に意識して私達は論議をしております。

したがって、非常に不明瞭な結論になっているところはたくさんあるかと思っておりますけど、その2点だけを明確に申し上げておかなければならないのは、グランドデザインというのがかなり書かれているんですけども、これよりも県の障害者プランを具体化するにはどうするのかということが明確になっていません。これは委員会の中でも討議できなかった部分でございます。

地域に戻れということが今、命令されているわけです。それを支援する仕組みを作らなければいけないというところが、これから県の施設の非常に大きな機能として求められてくるようになっていくわけです。その辺をどうするのかという論議をもう少しやらなければいけないかと思っておりますけれども、現状としてご報告できる点をご報告したいと思います。

まず、佐賀コロニーでございますが、これは先ほどから言われておりますように大規模主義、非常に県が力を入れて、昭和46年スタートした大変な施設でございます。各県でもこれだけの力を入れて知的障害者の支援をしてきたという県はないと言ってもいいくらい力が入っているということになるんですけど、その後のケアが悪く、なんとなくずっと時間が経過してしまったと。

先ほどからの報告で、他の部会長からもありましたように、非常に施設が老朽化しているんです。もちろん新しい所もありますけど、全体的には老朽化していて、もう今の時代にはあわなくなっているということが非常にあるということでございます。やはり、地域にこういう方達を支援していくということになりますと、どうするかを考えますと、こういう大規模主義ではなかなかいけないというところがあるだろうと思われま。

施設運営についても、本来はもう少しヒアリングをやらなくてはいけないんですけども、時間がなくてできておりませんけれども、一体コロニーをこれからどうするのかは、今後、委員会を別に作って検討していただかなければならないだろうというふうに思っております。

民間移譲という言葉がさかんに使われております。コロニーもほとんど民間でやれるんじゃないかという部分もございます。

しかし、難しい知的障害者、また多動児等々の問題がございますけども、そういう難しい部分をどうするのか。いわゆるセーフティーネットというところでどうするのかということについては、県がやはり考えていかなければいけないだろうと思うんですけども、どういうふうにそれを残すかということについては、まだ話し合いが十分にできていないというのが現状ではないかと思えます。

ただ、早急にコロニーは分割するのか、民間移譲するのか、この結論を出していかなければいけないのではないかと、各委員のご意見は十分出ていると私は思っておりますので、民間移譲の方向で調査していく、適用していくということが必要だろうと。

報告書には書いてございませんが、できることなら民間から施設長を登用していただいて、3年間くらいかかって、中でわいわいやっていただいて、あるべき姿を明確にするということもやらないと、ちょっとこの施設は簡単に、委員会だけで、はい右から左、というわけにはいかないと思う、ということをおの方から付け足してご報告しておきたいと思っております。

さらに、あの場所、非常にいい広大な土地もございます。あそこをどう活用するか、それも本当にきちんと捉え直していく必要があるだろうということではないかと思っております。

報告書の方では、県立はやめて民間移譲というような言葉が使われておりますけども、その民間移譲のあり方をもう少しきちっと捉え直さないといけないだろうというふうに思っておりますし、民間でできることはどんどんやるということは必要でございますので、そのへんを検討していただく必要があるだろうというふうに、あえてその辺のところを報告をさせていただきました。

それから、希望の家でございますが、こちらは身体障害者唯一の県内の施設といってもいいぐらい重要な施設でありながら、コロニーと同じで、建物も古くなり、マンネリ化している状況があるということが、委員の中でも言われていることでございます。

この施設に関しましては、どうするかについては、民間でできるんじゃないかという意見ももちろんございますけれども、それはどうか、もう少し考える必要があるだろうと考えております。

それは何故かと言いますと、配慮すべき事項のところを見ていただくと分かるんですけども、やはりリハビリの機能をもった施設が県下にはないわけなんです。障害者に対するリハビリの機能を持った、いわゆる地域で暮らすための情報や機能や訓練を受ける場所が未整備ということから考えますと、希望の家はそういう役目を持った情報センター、生活支援センター、テクノエイドセンターみたいな話も出ていますけども、そういう機能をしっかり持ったりリハビリ支援施設に変わらないといけないのではないかと。そのことをもう少し明確に打ち出してくださいとお願いしていたのです。

が、報告書ではこのくらいの報告になっていると私は思っております。

施設職員の方からも随分お手紙いただいたり、直接会いに来られた方もございます。非常に重要な意見をいろいろいただいております。

宮城県の知事が「脱施設」みたいなことも言っておりますので、もう少し明確にそのへんを論議しなくてはいけなかったのではないかと私は思っておりますけれども、そこまで踏み込める時間がなかったと理解しております。

後は基本的にここに書いてあることで間違いはないと思いますし、障害者がちゃんと生活支援を受けて社会復帰していく筋道を覚えられる場所、情報を得られる場所として考えなければならぬだろうと考えておりますし、また療護機能、こういうものはどんどん縮小しなければいけませんし、療護施設そのものがこれから存続するのかもしれないのかということさえ問われている時代でございますので、機能の中でもこれはやめちゃった方がいいとか、これは民間に移管した方がいいとか、これはどちらかという県で直轄的にやらなければいけないことだとかというようなことがあるのかもしれない、ということをお願いしたい話としては落ち着いているんだと思います。

唯一の施設でございますので、明快な方針を立てるためには、もう少し時間と論議がいるんじゃないか。特に県の職員の方と一緒に、別府リハビリテーションセンター等の見学にも行って参りましたけれども、そういう機能を持った施設が佐賀県にはなく、現在、みなさん本当にどこで情報を得ていいかわからない、家にいるしかないという状況です。

それから、この人は障害が重いと見られておまして、本来能力を持っている方が就職をできず、社会復帰もできず、自立もできず、施設に入ったり、親の元にいるという状況が佐賀県の場合、明確でございますので、もう一度この辺は論議を今後深めていただかなければならないんじゃないかということで報告させていただきたいと思います。

それから、知的障害者の更生施設「九千部学園」、「春日園」、「くすのみ園」とありますけれども、九千部学園につきましてはここに書いてあるような方向で、もう少し現状のシステムを継続し、というようなこととか、県立県営の施設として維持する場合ということで明記されているんですけれども、その辺はもう少し詰めながら考えなければいけないところがあると思います。

就労の支援をどうするのかということを考えていくことが必要かと思っております。また民営化できる可能性もあるということで、報告させていただきたいと思っております。

春日園とくすのみ園ですが、ここにつきましては、私も非常に論議をしたんですけれども、佐賀県下に少なくとも早期療育機能を持っている施設が非常に少ない、整備されていない、こういう話がありまして、特に乳幼児期から児童の時代にかけてのリハビリテーション機能が非常に未整備であるということで、これは少し考えなければいけないんじゃないかという論議がございます。

それから発達障害等、非常に多様化した障害を抱える子供達がたくさんいますので、それに対応するには相当専門的な職員が対応するという必要性がどんどん上がってきているのではないかと、我々としては考えなければいけないというふうに思っております。

民間の施設でやるかどうかは別として、この機能は民間であろうが県立県営であろうが、少しきちっと整備していく必要があると。これはどちらにしてもやらなければいけないということで、先ほどの希望の家のリハビリテーション機能の整備とあわせて、県がしかるべき目標としてきちっとお金を投資するというので、この部分をどう構築するかを明確にしていく必要があると考

えられます。

くすのみ園は、一定の役割をきちっと果たしておりまして、大変評価の高い施設として、我々は、委員の中で論議をされております。ですけど、もう少しきちっとやらなければいけないと今言われているように思われました。

春日園につきましては、新しくできた施設といえますが、施設はいいんですけど、機能的には欠員があるなどいろんな問題を抱えているようでございますので、この辺の問題もさらに検討していかないといけないだろうと。

これを本当は、委員の中では一緒にして新しい療育施設を整備したらどうだろうかという意見が出ているということをお忘れなくおいていただきたいと思っております。

それから、通勤寮につきましては、これは民営化で十分対応できるというふうには言えるのではないかと考えられます。

後ろの方に、配慮すべき意見というのが載っておりますので、委員の意見概要というところでございますが、ここが大事でございまして、どうもそこが十分本文の中に活かされていないような気がして、私はちょっとこういう立場ですので、本当は言っちゃいけないのかもしれませんが、もう少し踏み込まなければいけない、この福祉施設に関してはそういうふうには言わざるを得ないのでございますが、本当に各委員の方が一生懸命論議していただいたというふうに理解しておりますし、非常に紳士的に話が行われたということもご報告しておきたいと思っておりますし、県の方も一生懸命それを受け止めてやっていただいたということをお報告しておきたいと思っております。

最後に、本当に県立施設を民営化するんですけども、民営化しただけではどうにもならないという問題を少し理解しておいていただきたいと思っております。

それはなぜかと言いますと、障害児者に対して必要な予算がたくさんいるところもあるわけです。こういうところを作っていかなければいけないところもあります。ですから県立民間委託のリハビリテーション施設もたくさん全国にはございます。つまりどういうことかと言うと、公的な面でサポートしていかなければいけない施設がこの中にあるという部分が見えているからです。

それを全部民営化してしまうということでは解決しないのではないかとということも含めまして、委員の方達は非常に苦悶されていたと私は思います。

もちろん、今後時間をかけていただくということをお願いして、この施設分については民間移譲の方向を含めて、もう一度きちんとたたき台を整理していく。一つ一つの施設について、もう少しはっきりした方針を出していけないと。ここで民間にしなさいとか廃止するよとかいうことは報告できないことになるかと思っております。

同じ部会に出ておられる委員さんもおられるので、後で足していただければと思っております。以上で終わります。

【委員長】

3つの部会それぞれの取り組み方、思いや願いというものが本当に伝わってくるような報告をいただきました。本当にどうもありがとうございました。

そういったみなさんの思いや願いというようなものが不完全かもしれませんが、報告書という結果なのかもしれませんが、私達としては報告書という形でそれを表さなければならぬ。

資料ナンバー4になりますが、「検討委員会報告書素案」という形でたたき台をつくっております。それにつきまして、事務局の方から説明をお願いします。

【事務局】

資料ナンバー4でございます。かいつまんでご説明したいと思います。

「佐賀県立福祉施設あり方検討委員会報告書素案」と書いてございますけれども、検討委員会の報告書の素案につきましては、基本的には1回から3回の全体委員会で検討いたしました福祉制度、そういったものの大きな変革、そういった動きを踏まえて県の役割と申しますか、県は施設を運営するとともに、全体の福祉の責任を担っておりますけれども、県の役割をもう一回検討いただきまして、そして、あり方検討の基本的な視点ということでご議論いただきましたけれども、あり方検討の基本的な視点と、それから各部会の報告ですか、3つご提出いただきましたけれども、それをあわせたものが基本的には報告書案となっているということでご理解いただきたいと思います。

まず、表紙をめくっていただきますと目次ということで、説明いたしたいと思います。

1ページ、「はじめに」につきましては、あり方検討委員会の設置と審議の概要を本当に概要をとりまとめて「はじめに」ということで作成させていただいております。

それから、「2 県の福祉施設が果たしてきた役割」、これにつきましては各部会の方でも検討いただきましたけれども、それぞれ施設ごとに果たしてきた役割がいろいろありまして、その概要を書かせていただいております。

それから、「5 県立福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な視点」までは、これは第3回の委員会まで、各部会どういった形で検討を進めるのか、そういったことをとりまとめてそのまま掲載したものであります。

「6 県立福祉施設の基本的方向」につきましては、3部会の方からそれぞれ福祉施設の現状、サービスの取り組み状況、全国的な動向、制度の動向、そういったものを踏まえて、基本的なあり方を出していただきましたけど、その総論として6に掲げております。

しかしながら、各部会とも若干いろいろニュアンスが違ったり、当然、今後、県が具体的に詰めていく、どういった形で民間移譲するのか、あるいは県でなければ、当面でございますけれども、当面県でなければいけない機能について、今回の部会では、そこまで要求できないと思っておりますし、これを受けて県の方でちゃんと審議するということを考えております。

7でございますが、それぞれ部会長さんからご説明いただきましたけれども、各部会の報告書、それをそのまま一部頭の部分を後ろの方にまわしまして、全文を掲げさせていただいております。

それから「8 むすび」につきましては、各部会の中でもそれぞれ配慮すべき事項、いろいろ出てまいりました。また様々なご意見もいただきました。これらを踏まえまして委員会として共通するようなご意見と申しますか、今回のあり方検討を受けて、「むすび」としてどう委員会として表していくか、そのたたき台としまして、事務局として意見等を参酌しながらとりまとめたつもりでございます。

それから資料編、これは一番最後の委員会でご提出したいと思います。今回のあり方検討、

いろんな形で資料を提出させていただきましたし、作成もいたしました。その中から密接に関係する以下の資料につきましては報告書の方に資料編として添付したいと、そのように考えております。

なお、報告書の案につきましては、若干時間がなかったんですけれども、事前にお送りしていただき、それから部会の報告がございましたので、本当にかいつまんで説明したいと思います。

まず1ページ、「はじめに」でございます。これは設置の目的とアウトラインでございます。

2ページから14ページまでにかけては、第3回の委員会までにご審議いただいたものを掲げております。

15ページ「6の県立福祉施設の今後の基本的な方向」でございます。これにつきましては、各部会の報告書のポイントとなるところをかいつまんで、総論としてまとめさせていただいていると思っています。

「(1) 県の福祉行政にあり方」につきましては、全体委員会の方で福祉施設を考えるにあたって、どういった福祉の変化、官から民への動きとか、そういった制度の改革あるいは、県と市町村の役割とか、15ページであらためてもう一回押ささせていただきます。本委員会を5月に立ち上げた時には、障害者の地域生活への流れということでございましたけれども、大きくその後明確になってきましたのが、障害者の福祉につきましては、昨年6月に障害者基本法が改正されまして、それに続いて10月に改革のグランドデザインが示されました。そういった中で施設の機能というものが大きく変わってこようかと思われませんが、そういった基本的なところを極力、今回のあり方検討の障害児・者部会の中で、改革のグランドデザインの方向を若干参考としながら盛り込んだつもりでございます。

そういうことで(1)については、あり方検討の背景、それから県の責務といえますが、県でなく市町村を含めて、あるいは民間の事業者も含めて県全体の福祉の運営、その責任を負っているということであらためて最後にまとめさせていただきます、(1)をまとめております。

それから、(2)につきましては、これは部会それぞれ、いろいろと言ひ回し等違うところもございますけれども、今後どう基本的な方向を持っていくかということについて、とりまとめさせていただきます。

基本的には民間へ移行といったことを視点としながらも、しかしながら、特に障害児者の施設などについては、当面でございますけれども、民間では困難な支援機能、そういったものが当然ありうると。そういうことで言及をしておりますし、そういった、基本的な視点を民営化としながらも、当面の間、民間にできないことについて考える。

それから、これは施設サービスの延長ということではございませんけれども、先ほどから地域生活支援、そういった新たな課題もでてくると。これについては市町村との役割分担が今後出てくるかと思っておりますけれども、そういったことについてとりまとめさせていただきます。

それから、今回、県立福祉施設といいますが、県立県営の分と県立民営の分とがございました。それに分けて「県営施設」、それから「委託施設」ということで、そういった角度からのあり方ということでまとめさせていただきます。

それから、「(3) 配慮すべき事項」でございますけれども、これについてはそれぞれの施設、それぞれの課題がございまして、施設ごとに配慮すべき事項というのも部会の報告の方にも掲げ

ておりますけれども、総論といたしまして、大きなところ、配慮すべき事項 から まで掲げさせて
いただいております。

施設の老朽化でございますとか、民間移行した時の計画づくり、あるいは当面県でやるといっ
た時のどういったことでやるのか、そういったことが必要である。それから現在のサービスの利用
者への配慮、当然のことでございます。それからグランドデザインもそうですし、介護保険の問題
も今後いろんな形で施設福祉をめぐって様々な制度の改革があるかと思えます。そういったも
のにもあわせて対応する必要があるということです。

もう一つは、結果的には、すべての委員会でもご指摘されましたけども、今回のあり方検討と
いうものを意義あるものにするためには、やはり、今後、県立福祉施設の民間移行の計画づくり
等について、あるいは今の県立の運営について、積極的な見直しを行うとともに、これはすべて
ですけど、すべての福祉を必要とする人達に対して、地域生活支援のための環境整備など県内
福祉サービスの充実・高度化をはかる施策に人材と財源を振り向けていく必要がある、そういっ
たことで結ばせていただいております。

それから、ここに掲げることができなかつたことが多々ございますので、「なお」ということで、そ
れぞれの施設にはこういった課題がございます、配慮すべきところがございますこと等について、
末尾に明示させていただいております。

20ページから47ページまでは、先ほどご説明しましたように各部会の報告を抜粋し、そのま
ま掲げさせていただいております。

それから一番最後、末尾でございます。48ページでございますけれども、「むすび」として、今
回のあり方検討のポイントを簡潔にまとめまして、全体を通して配慮すべきことについて、記載し
たつもりでございます。

最後、さきほどの配慮すべき事項と重なりますけれども、佐賀県においてはこの報告書を受け
止め、今回のあり方検討を意義あるものとするため、今後の県立福祉施設の見直しを行っていく
取り組みとともに、地域生活支援のための環境整備など県の福祉サービスの充実を図る施策に
人材・財源を振り向けていくことにより、県民すべての願いである共生社会の実現に向けて、地
域福祉の推進につながるよう、県の福祉行政の役割をこれまで以上に果たしていくことを切に期
待する、ということです。

各委員さんのご意見を十分に参酌しているかどうかわかりませんが、いろんな議論の中で、あ
り方検討だけではないですよ。そのバックには県の福祉の効果的・効率的運営というのは言う
までもないですけど、充実というのがありますよ。そういったことで全体の報告書を結ばせてい
ただきたいということでございます。これが、素案でございます。以上でございます。

【委員長】

素案ということで、たたき台でありますので、これを大いにたたいていただきたいというふうに思
います。

まず、報告書の構成につきまして、構成と中身と分けて論議したいと思いますが、構成はどう
でしょうか。はじめに1から始まりまして、むすびの8という構成。これにつきましてどうしょうか。
資料につきまして、そこにあります7点ですか、付けるということです。

【委員】

やはり障害者プランですね、これの姿が見えないです。これははっきり5年、10年計画ということで、数値目標が出ているわけですし、県の方でも作っておりますが、これをどうするかという話がどうも見えてこない。

資料の中に明確に出てきていなくて、昨年10月に出たグランドデザイン、グランドデザインという言葉は踊っているように見えるんですけども。確かに33ページに少し障害者プランのことも書いてあるんですけども、少しその辺の視点をひっくり返しておかないと、我々もグランドデザインというのが出たけれど、今分析しているところでございます。あれは国のいわゆる1つの「こうだよ、みんな意見ちょうだい」という形の段階なんです。

それよりもその前に出てくるのは、障害者プランなんです。地域に、例えば250名のうち何名を帰すとか、ということまで決まってきたんです。それをどうしていくかということを描にしていけないといけないし、それについて福祉施設がどう関わるかということも、明確にしておかなければいけないので、その辺の資料を少し充実しておいていただきたいというふうに思っております。

【事務局】

障害者部会の資料3のところ、部長のご指摘の通り、2ページの方に書いてあるんですね。佐賀県障害者プランということで掲げさせておりますので、そこら辺は工夫します。

【委員長】

気になってはいますが、グランドデザインというのが出たから、私達が、国がどうこうという方向を打ち出していますので、という文章がちょっとちらちらするけど、私は、この委員会をそのつもりで始めたわけではなくて、今の県立施設のままだでは、利用者本位という立場からするとニーズにあわなくなってきている、もう限界だということで始まったわけです。別に、国がどうこうということではなかったと思いますので、そこのところあまり言わないようにというように感じています。

【事務局】

グランドデザインにこだわりましたのは、施設の福祉の類型化、体系化ということでしょうか、結構、そこにかかる理念とかそういった国がするからどうだってことよりも、国が福祉施設のあり方というのをいろんな形で類型化なり体系化を再検討するということが結構出ていたものですから、そこは制度的にある程度の方向性を見極めていけないういけないのかなと。単に国に追随するというだけでなく、制度的なものにはある一定は従わざるをえないところがあったものですから、そういう書き方になっているかと思います。そこら辺は参考にしたいと思います。

【委員長】

構成についてはこれでよろしいでしょうか。

それでは、次に内容についてであります。2から5につきましては第3回までの委員会での私達のまとめ、それから7につきましては先ほど各部会から報告していただいた中身を掲載してい

るということで。

あと6と、私としては8ですね、できましたらそこを中心に各委員のご意見を伺いたいと思います。というのは非常に大事な部分だというふうに思っております。各部会報告書等でも出ましたように、まだ書き足りなかった分とか言えなかった分というのは、どこにでてくるか、あるいは継続性とかこう考えていきますとか、あるいは責任をどう持つかということを考えていきますと、「6 今後の基本的な方向」というところ、それから「8 むすび」あたりにどう書きこまれるかということになってくるんじゃないかと思っておりますので、できましたらその3つを重点的に見ていただきまして、ご意見等伺えたらと思います。よろしく願いいたします。

私達が心配するのは、今の知事ありがたいことに、福祉についてはすごく力を入れてくださってまして、福祉ならば、こう言ったらなんですけど、なんでもOKというような、非常に私達も相談しやすいといいますが、そういう方ですが、人が変われば政策も変わるのでは困りますので、そういうニュアンスは報告書にきちんと書きこんでいかなければいけないと思っておりますので、その点よろしく願いいたします。

【委員】

先ほど、委員が言われたように15ページの「6 県立福祉施設等の基本的な方向性」ということで、制度の改革、平成16年6月障害者基本法の改正と、県の方ではプランを抱えている。またグランドデザインがあるということです。その流れに対して、障害者施設が今後どう機能を作っていくのか、県の姿が見えないんです。私は、障害児者の部会にはいませんでしたけど、全然見えないんですよ。ある程度、プランに応じて施設が機能とか、施設をどうもっていくのか、利用者をどうするのかという方向性が見えないので、できればそういった方向性をわかりやすいような形で記載してほしいと思います。以上です。

【委員長】

ほかの方でしょうか。はい、お願いします。

【委員】

私はこの報告書を見せていただいて、1つ気付いたところがあります。4ページの(2)ですね、行政の措置制度から利用者が選択する制度への流れということで、県から市町村への措置制度の委譲というように書いてありまして、平成2年に福祉関係法の改正が行われ、ここの記述のところは身体障害者にかかる事務ということになると思います。そして後の方は精神障害者にかかる事務、知的障害者にかかる事務ということで明記してあるんですが、ここのところ身体障害者というところが書いていないので、書き加えた方がわかりやすいのかなというふうに1点、思いました。

それから、私は障害児(者)の部会に参加させていただきました。先ほど、部会長が本当に詳しく委員会の状況をお話していただきましたので、私はそれで十分だと思うのですが、1つ危惧しているところがあります。

先ほど委員長もおっしゃったのですが、私達は佐賀県の福祉、そして福祉施設のこれからをど

ういうふうにしていったらいいかということで、議論を始めたわけです。残念なことなんですが、全国的にみると福祉というものが、どうしても市場に投げ出されているような、そんな気が今までできていたんです。

ただ部会の中で、民間で本当に一生懸命に障害者の方を支えてくださっている方の意見を聞いたりすると、やはり民間、そしてここで考えている県立施設というところも、やはり相互補完的に福祉を担っていかなければいけないんじゃないかなと思うんです。この部会の中でも本当に再三言わせていただきました。

やはり、県にできることは県にということで、民間でできるは民間で、どうしても民間でできることは、県はやらないという議論が多くされているような気がするので、やはりそうではなくて、県で担うことはきっちり県でやっていく、公的にやっていくというところが大きな重要なことじゃないかと思えます。

だから先ほどから意見が出されていますが、じゃあ県がどういうことを、佐賀県の福祉の中でやっていくのだというところをもう少し、この報告書の中にも具体的に入れていただきたいというふうに思います。

それから、これも部会で申し上げましたが、これまで公的な部分で担ってきたというのは、やはり採算のとれない部分、人件費の比率なども高い部分をやってきたと思います。そして、これまでの議論の中で、そういう部分を少しずつ民間の方をお願いをして、じゃあ違うところをお金と人を使って県がやっていくんだというような議論ではなかったかと思えます。少なくとも、障害児者部会はそうだったと思うんです。だから、そういったことを含めて、もう少し改筆をお願いしたいと思います。以上です。

【委員長】

はい、お願いします。

【委員】

基本的な問題意識とかは、部会でも十分議論ができたというふうに思っております。そういうことが、報告書にもとりまとめられているという感じは、私個人としてはしております。

ただ、部会の中でも議論をしたんですけれども、今後、障害の問題でいえば、新たな障害者計画が必要なんだろうと思いました。県立施設の運営をただ民間に移譲するか、県がそのままやるかということであれば簡単な話なんですけど、そういうことだけではなくて、それを契機に、さらに例えば障害のある人達の福祉の形を市町村と連携した形で、どういうふうにノーマライゼーションという理念で、地域で働いて地域で楽しく暮らすということをどう制度化していくか、仕組みとして支えるかということ言えば、県が多分大変ご苦労されて平成16年から10年間の障害者計画をお作りになったわけですけど、この佐賀コロニーの問題であるとか、いくつかのことを今のような視点で、今後、どこが運営するかということとあわせて、ノーマライゼーションみたいな視点で佐賀らしい障害福祉の形にするには、多分障害福祉計画自身をもっとグレードアップするというか、バージョンアップするというか。場合によっては、見直していくというような作業が必要なんじゃないのかなという感じがしました。改めて、家で送っていただいた佐賀のプランを見てみたんですけど

ども、なかなか今回障害部会で議論したものの基本に流れているようなそういうような考え方を
実現するには、なかなか支え手としては、まだまだ不十分ではないかという感じがしました。

そういう中では、やはり、ただあり方検討会としての議論は、どこまでが守備範囲かというよう
なことがありますので、今、私がお話したようなことはその範囲をかなり超えているのかもしれま
せんが、いずれにしても、多分、県行政としての役割と、我々あり方検討会もそうでしょうけど、知
事も含めた政治の方々にも報告書を投げかけるような内容がどこかにないと、どうなんだろうと
思いました。

なかなか事務方のお立場では難しいかもしれませんが、これはあり方検討会の、我々の名前
で出るわけですから、是非このプランの、あり方の意見をもとに、佐賀県がリーダーシップをおと
りになって、県下の市町村長達へ呼びかけていただいて、このようなあり方をもう一度議論ができ
るきっかけになる報告書に位置付けるというような、どこまで書けるかわかりませんが、そんなニ
ュアンスのことがないと、非常に言うだけのことは言いました、みたいなことになってしまうのでは
ないかという感じがしました。

多分、県立施設はどこも老朽化、老朽化という話が出ましたが、直ぐこの建替えの財政的な問
題が出てくるわけですし、職員の方の身分の問題もでてくるわけですから、かなりそこは様々な行
政と民間と政治の人達との共通理解が必要になってくるんじゃないかと。いずれにしても、財源
が伴う改革の詳細な佐賀県バージョンのグランドデザインが必要になってくるなというふうに思い
ましたので、そこをもう少し書かれたらどうでしょうか。

【委員長】

私も、そう思っております、最後の「むすび」というのはまとめになってはいますが、中身的には、
「要望」という形というものが、「むすび」というよりも「要望」ということかなと思っています。

今、委員の方々がおっしゃっているように、佐賀県版の、バージョンアップした、ある程度10年
間はできていますが、その確認でもいいですし、あるいは長期的な展望みたいなものがきちん
とないと、これだけぱっと県立施設のあり方と出してしまうと、また無責任になってしまうので、それが
1点。

それから2点目には、ノーマライゼーションとか民間移譲とか言葉が、ノーマライゼーションは
委員会でできてはいますが、単に車イスで街を歩けばノーマライゼーションとか、あるいは民間
移譲というのは民間にさせれば民間移譲とか、そういうことではないということですね。要する
に自立した生活ができるという人権問題ですし、それから民間移譲というのは県で担うこと、そう
いったトータルなものがあって、県ができること、県でなければできないことというのを織り込んだ
り、なんらかの新しくセンターを作るとか、アイデアとか方向性とか、そういったものもないと、これ
はトータルに民間移譲とは言えないと思いますので、そういうところのサポート体制を含めて民間
移譲してほしいという要望を出すことが2点。

3点目は、個別の各施設の移譲のための相談センターみたいなものを設けてほしいという。あ
るいは委員会等、先ほども出ておりましたが、たとえば、佐賀コロニーだけで民間ではないかとい
うご発言もありましたが、そういった新しい推進するセンター、責任部署を作るといったこと
の提言。

それから、しかも全体計画ですね、バージョンアップする、見直すということも取り組んでほしいということ。そういった4点くらい、委員から要望があったと思いますので、そういったことを織り込んだ「むすび」というのでしょうか、そういうものにしたいと思います。どうぞよろしく願います。

【委員】

今のまとめで結構だと思うんですが、私は、県の障害者プランが出された時点ですね、これは県民挙げてプランの実現に努力しなければ、絵に描いた餅に過ぎないということになると思います。

先ほど言われた意見にも賛成でございますが、時折、達成率、社会的入院を250人、5年間で出すという計画がある。じゃあ、達成率は、毎年何人ずつそれが実現しているのか、といったような調査をしていただかないと、具体的に、絵に描いた餅に終わってしまう。

私どももさっそくプランに従って、二人精神病院の方からうちの方に入所をさせました。そして2つ施設がありますから、1つに来てくれと。しかし1つの施設で引き受ける数というのには限界があります。ほかにも自閉症で大変な思いをしているというのがおりますので、職員の方もこれ以上、自閉症の方をいれるのは勘弁してくださいと、パンク状態ですという状況もあるわけです。そういうことでありますが、自閉症の方もかなりお預かりしている。

地域支援ということ、地域で暮らすということで、グループホームで30人地域に出しました。それから地域の方を10名引き受けるようにという計画、一応40名の通所更生を作りました。

そういう1つ1つの県立、民間を問わず、あのプランに従って、これだけの達成率がずっとあっているというようなことを、県の方で民間・県立を問わず調査していただいて、どれだけそれが、実績が、自主的な目標に、プランに向かって進んでいるのか。そうすると5年なら5年経った時点で、先ほどバージョンアップと言われたように書き直す必要がある。

大々的に考え方を、先ほどランドデザインのところで出ておりましたけども、国の方針もまた新たに出されておりますから、そういうことも加味しながらもういっぺん練り直すとか、そういった思い切ったことをしていただければならないんじゃないかと。

やはり、全部でやりませんと、ひとつの施設や、ふたつの施設がやったって、とうてい達成できるということは難しゅうございますから、それを具現化していくためにどうしたらいいかということが1つあるだろうと思います。そのために現在、何年度はこれだけ増えた、来年度はこれだけ増えたということが1つ。

この「まとめ」は総論だと思うんです。これからが各論で本番だと思うんですが、これを具体的にどのような形で、今後、実現していくのかといったようなこと、これが非常に大事ではなからうか、というふうに思っているところでございます。

県立の職員の中にも本当に優秀な方がおられます。ところが、2年か3年でぐるぐる代わりまですと積み重ねができない。要するに専門家集団が育たないというようなこともありますから、こないだ委員会ででておりましたように、ある程度組織上の問題、制度上の問題も考慮していただいて、受け皿を検討して、民間でも受け入れられない人達については、専門の医師やカウンセラーやスタッフを揃えてやっていただくとか、そういったようなことを大胆に実践に移していただくという

こと。そして、官民が協力していくというようなことを是非お考えいただきたいと思います。

【委員長】

どうもありがとうございました。

【委員】

もう1点、どうしても確認しておかないといけないことがあると思うんです。非常に民間移譲という言葉がたくさん使われているんですけども、もう少し県の役割、県の任務というものをもう少しきちんと作っておきませんか。

たとえば今、福祉予算が500億円あると、使っていると。県立県営で使っている時は500億円あったけど、民間移譲したらいらなくなった、じゃあ後は知らないよと。民間は民間でやりなさいというのは、そうなのは困るので、民間の柔軟さ、成熟度とか言葉が使われていますけど、民間は血の出るような努力をしているということをもういっぺん確認しておいていただきたいんです。

支援費制度に障害者の場合は変わっているわけですから、その施設では、本当に給料さえ下げて、経営を成り立たせるという努力をしているわけです。非常に複雑な障害の方を受け止めて、自分のところでやろうということではがんばっているところをきちんと評価していただかないと、そこが抜けちゃっていると、これは民間は民間でと、民間に移すことばかり書いてあって、じゃあ、サポートはしないのかとか、地域に戻すということが障害者プランで書かれていますから、非常にそのへんが気になるのは、県の責務なんです。

障害者プランを作って、これは努力目標ですからちゃんとやらせていかなければいけないわけです。そのへんの問題としてももう少し明確にしなければいけないのは、もう施設は作るのをやめるんですから。

佐賀県の場合、よく今まで使ってきたし、老朽化してきたということはいいいことであります。逆に言えば、よく使ったと。それぐらいの考えでいかないと、新しいものは生まれてこないんです。新しいものをどう作るか、その時に県がどうサポートするか。民間に移譲とか委託とかいろんな言葉が使われていますけれど、民間に渡した場合にどうサポートするのか、そのところがまったく見えないまま論議をさせられていますので、非常に僕たちも辛いところがございます。

ですから、さっき言ったように、施設は県でもういっぺん作るぞ、小児の療育施設はやっぱり整備するよという、そういうものはやろうと。ここは地域に帰すから民間のデベロッパーの方に来ていただいて、どこか土地を提供してくれないとか、ケアハウスを作るデベロッパーがいらないのかとか、それじゃ補助金だすよという。そういう考え方が出てこないといけないんですと思うんです。

そこまで踏み込めていないということを少し頭において、もういっぺん障害者プランとの連携・連動をしっかり整理していただかないといけないと思う。

私は、残念ながら佐賀県は、非常に大事な施設を作らないで来たんです、作れないで来た。そこが課題だと思います。それで、今民間に移譲するというのだけれど、民間に移譲するだけでは、問題が解決しないんですよ。

地域で暮らせるためには、そういう情報とか、生活支援の部分をどうやってつくるのか、それは県であろうが民間であろうが、どっちにしても必要なもので、その仕組みをどうするかということ。

それに県がちゃんとサポートしますよ、ということを確認しなければ、ただ民間移譲って言葉で、民間の柔軟性をとか。じゃあ、県立施設はかちかちだったんですか、県立施設だって柔軟にやればいいじゃないですか、ということになるわけですから。

民間がどんな思いをして柔軟に対応しているかということをもう少し謙虚に見ていただく。そしてサポートするシステムを、全体の答申の中のどこかに一言書いて、県としてはこういうことはやっていくよ、こういうことは検討していくよということを明確にしておかれないと、結局予算だけ減っちゃったということになる可能性が大と、これはうがった見方かもしれませんが、財政だ、財政だと言われるのはわかるけれど、やるべきことはやらしてもらわなければいけないわけで、そのへんのところを、もう少し力が入って書いていただかないと。

この本文の中でも、「当面、県立施設の」という言葉が非常にでてくるんです。じゃあ、当面過ぎたら、県は何もせんのかというニュアンスの文章にとれるんです、はっきり言いますけど。当面じゃなくて、県立施設の機能、あり方について、明確にしていくということが言えると思いますけど。何か当面って言われたら、ああ当面で終るんですか、って言いたくなっちゃうくらい、そのへんがもっと明確に書いていただきたい方がいいと思います。

【委員長】

本当は、各部会の部会長がおっしゃいましたように、そこまで踏み込んで提言するだけの時間的な余裕がなかったものですから。

しかし、私が先ほど4つの柱を挙げましたけれども、もう1つ、5つ目に、委員がおっしゃったことを含めて5つくらいになるかと思いますが、特に2番目ですね。委員がおっしゃいましたように、民間委譲というのは、県がほうり投げますという意味じゃなくて、サポートするということで、トータルとして取り組まなきゃいけない。そういう意味では、本当は新たなセンターなり、県でなければならぬ施設は何なのかということも一緒に討議しなければならなかったかなと思っております。

これは、私達委員会の範囲を超えておりますので、確実に要望という形で、こうしなければ、このあり方委員会としては承知しない。承知しないというとおかしいけれど、報告を出せませんというくらいに意気込みで、ぜひ盛り込みさせていただきたいと思います。

【事務局】

「むすび」の方で、確かに気持ちというか、思いというのを、結果的に文章を一番最後にどうなるかわかりませぬ的なことを言いましたけれども、やはり、今回のあり方検討といっても、基本的には、いろんな中で、効果的・効率的にやって、民間でできること、むしろ民間の方がサービスがいいとか、そういったものを1回議論して、当面、委員さんが言われましたけど、たとえば障害者に対する地域生活支援システムも、今後どんどん市町村が中心的な役割を担っていきます。県の行政としては、当然、地域生活支援に力を入れないといけないですけど、県の福祉施設が直接、それを担うかというのはまだ見極めがついていない。

当然、福祉施設として、施設の中で、たとえば地域福祉支援室みたいのを作って、施設として支援していくというのは、今後当然どこの施設でも、既に民間でやられているところもありますし、それは、施設というのも地域生活支援・移行のための支援施設です。

しかし、県行政として、広域的・専門的な観点から、取り組んでいくかという、何も県立福祉施設だけではないという部分が、今後調整しないといけないし、何よりも市町村との役割分担というんでしょうか。ですから、市町村も含めて効果的・効率的にやっていく中で、まだ見えない部分があるということです。

それからもう一つが、当面ということについては、やはり未来永劫というわけにはいきませんから、その都度その都度、民間の状況あるいは市町村との役割分担を踏まえながら、県はやっぱり全体の中で、県は何をやるべきかと。トータルをみながら、県が自らやることをどう調整していくかというのが、県全体の福祉のために必要だと思っております。

例えば、民間では困難なことというのは、まだ十分明確なイメージは持ってありません。重度対応といっても、むしろ重度対応を民間はどんどんやっておられるし、ですから、中稜委員さんも言われましたけども、今後この報告書を受けて、こういった基本的な方向を受けて、じゃあ、県でなければならぬことは何なのか、正直、ここは何でしょうか。ということは、民間のやられていることとか、新たな発達障害の課題とか、そういったところを見極めながら作っていく必要があると。

残念ながら、今回この1年ではそこまでは出せなかったということをご了解いただきたいと思えます。

【委員長】

はい、お願いします。

【委員】

今までにいくらか議論が出ているのですが、この中で一番私が感じることは、「むすび」の中に、確かに今、事務局の方から、市町村との連携であることとか、役割分担であることとか、それから民間にお願いする部分とか、民間委譲とか出ていますけど、じゃあ、県はそのまま、例えば民間に渡せば民間、市町村に頼めば市町村、その調整というか、きちんとそこでしっかりした話し合いとか、そういったことが本当に行われていくのだろうかというのが、ここで感じる事なんです。

「むすび」の中に、やはりきちんとお願いしていく、やっていくんだというのは、何か、上から下にこれをやらせる的な、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、なんかそういったことが感じられて。本当にこれで佐賀県の福祉がいいのだろうか、連携がとられていくのだろうかというところを非常に強く感じるのです。

それと、「むすび」の中にそういった部分のこととか、やはり、今、本当にその施設を利用されている利用者の方、家族の方、そして働いている職員のこと、そういった、そこに人がいるということをお忘れてしまっているのではないかと思えるような感じがするんです。

だから、そういったところまで、気配りというか、気を配っていただきたいと思えます。

【委員】

みなさん同じ思いのように思います。ただ、この委員会、部会を続けてきて、現段階で、物理的な時間的な短さがあって、その中でこういうふうにとまらせていただいて、その状況で見た時に、このまとめ案というのは、決して各施設に対してのあり方の結論を出したわけではない、ということ

だと思えます。

それは、ある意味、方向性は出したけども、あり方をこうなさいという結論を出したわけじゃない、という認識が必要であろうと、現状ですね。

そうすると結論を出すまでに、今後、県は何をするのかというスケジュールが記されていません。だから、スケジュールと書いてありましたので、今後、そういうスケジュールを示されるのかなと思ったら、当委員会のスケジュールだったので、それはそれであるということですけども。

今後やるべきことは、民間の意見を聞く。それから、おそらく、民間施設の方の意見も、もう少し聞く必要もあるだろうということを思います。

それから、方向性がなんとなく民営化というふうに向かっている以上は、民営の施設の方の県に対する要望というのを改めて聞く必要が出てくるだろうと。それを参考にしながら、やはり結論を導いていく必要があるんじゃないかと。

そういう中で、県がどうしてもやらなければいけない機能、または責務というのが出てくるだろうと。いくつか部会の中でも、この委員会の中でも出てくるとは思いますけれども、できれば県の責務というものをある程度、具体的なものでなくてもいいんですけど、今まで出てきた話題の中の例としてでもいいんですが、そんなものをある程度示していくとよろしいんじゃないかと。そんなことを考えております。

たとえば、専門職の育成とか、指導者の育成だとか、そういった部分がないし、また統合的な施設が必要だと言われるけども、それもないし。リハビリとかそういう機能もやはり持つべきだと思うし、それをどこにやらせるのか、そういうものをいかに、施設を県が持たなくても、どういうふうに連携してやっていくのか。

いずれにしても、この見直し案を一応まとめて、その方向性を示したけども、結論までに至る時の、県がどういうふうなスケジュールをたててやっていくのか、そのスケジュールを示してほしい。むしろ、それを巻末にでも、スケジュール案としてでも示していただくと、少しわかりやすくなるんじゃないかと。

その中で、いろいろなお意見を伺いながら結論を出すんだよということがわかれば、おそらく、たぶん、かなり安心されることもあるだろうし、そういう中に、委員の先生方のご意見が取り入れられていくようになっていけば、もっとよろしいのではないかと。そんな気がして、感想だけですが。

【委員】

委員の方々から、様々な、私も委員の一人ですけど、心配の向きですけども、県の立場としての委員で、委員と県の立場と両方なんですけども、基本的なところを思い返していただきたいんですけど、この委員会そのものは、別に合理化を進めるための委員会ではなくて、基本的に、地域移行ということが唱えられた中で、障害者全体の方が、とにかく地域で、いい暮らし、いい生活をしてもらうためにやるというのが基本原則でございます。

そういった中で、今は右肩上がりの時代じゃない、厳しい時代なので、地域移行を進めるためには財源があると。こうした中で、今ほとんど障害者の方の施策は、施設福祉に全部お金は投入している。地域福祉、在宅の地域移行が必要と言われても、ないんですね、財源が。そうすると財源構成を見直しながら、一番いい形で障害者の方がハッピーに暮らしていただくということも、

全体の構成をどうしようかというのが基本的にある中で、ご議論いただいてきたのだというふうなことです。

何も県がやりたくないとか、要するに、県からもう切り離すんだとかそんなふうじゃなくて、要するに、今のお金の使い方が、施設福祉が中心で、とにかく施設福祉を地域に移行するために本当にどうしたらいいのかというのも、1つの財源構成を考える、1つの考え方で、方向性をどうするのかということを議論して、県がどういうことに力を入れてやっていくのかということをするための第一段階だったと。まず第一段階ということで。

今後、先ほどから委員の方々から、プランがそれを担うための、在宅のために十分なプランになっていないんじゃないかとか、まだ輪郭が見えないんじゃないかとか、それはその通りでありますけれども。

要するに、全体の方向性をまずご議論いただいて、それに沿って着実に進めていくということで、今後、とにかく具体的に進めていくということで、これで終りで、やれやれじゃないということでもありますので、ご心配されることをきちきちとこれからもやっていきます。

ただ、何年でやりきるのかと言われても、それぞれ、児童、知的障害者、身体、精神、様々な施設の大きさとか規模とかも違いますし、性格も違いますし、議論いただいた将来の方向性もありますし、それはそれぞれの施設ごとにタイムスケジュールが違って来るかと思いますので、そこは全部一括して何年までにやらなければいけないというのはなかなか難しい。例えば、10年を目途にとか、そこらへんを大方向えるのかどうか、あれですけども、これから、この方向性に従って着実に推進をしていく。願う方向は、とにかく障害者の方が地域の中で、いいサービスを受けられるために、どういうふうな具体的な計画を立てて、進めていくのかということは、これから、またやらせていただいて。

この委員会は、全体の今後の方向性の大枠を決めていただく。法律でいったら憲法みたいなものじゃないかなというふうに思います。各法については、これから、また1つ1つ具体的に皆さん方と、どういう形になるかはわかりませんが、相談しながらやっていきますし、我々も財源を確保しなければいけないので、これから、また、そうした戦いもやっていきながらということになるかと思えます。

【委員長】

最後をお願いいたします。

【委員】

私の所では、子どもの方でございます。子どもといいますが、児童、そして婦人寮のことでお話をさせていただきました。私、一番この中で困ったことが、県でなければならない業務の明確化ということで、1つの大きな問題が提示されたわけです。果たして、私達が県を動かすのかということが、大変心配であります。ほとんどが、県にはたくさん要望したいわけです、私達は。あれもし、これもし、民間もしということで、県立等の福祉に対する関心を大きく持ってほしいというのがあるわけですけど、そういうふうな部会の中での、県でなければならないというようなことは、なかなか私達は言いづらかったわけでございます。

やはり、これからは、いろんなことで明確化するために、県の方向性というのを、先ほど委員もおっしゃいましたけども、重複すると思いますけども、そういうふうな点で、もっともっと先々、どうはつきりしていくのか、というふうなことです。

それともう一つ、県として、私達がこうしてあり方委員会でおっしゃっていただいた各要望等もあるし、こういったところではこうしたらいいんじゃないのかなという提案をさせていただきましたけども、県として、今後、どういうふうなプロジェクトを作って、進行していくのだろうかということですね。

やはり、今後、私達、このあり方委員会ですっきり、1年まではいきませんが、長いことやってみて、しかしながら、結論として、ここに報告書が出されておりますけども、これだけで果たしていいのかなということ、私は感じるところでございます。

やはり、各園、各老人施設から児童施設まで、今後、そういうふうなことを、もっともっと「まとめ」の中におきましても、明確化ということをやっていただけると、私はありがたいなと思っております。

【事務局】

「むすび」の方で、たとえば、どこまでできるか。しかも、今回の検討の中で、すべてどうするんだ、ということまでは決めきれないところが大半あるかと思いますけども、委員の皆様から伺ったところ、じゃあ、今後どういうやり方でやるのか、期限とか決めるのかとか、そういったご指摘もいただきましたので、少し工夫しながら、なにせ事務局なものですから事務的なことしか申し上げられなくて、いつも恐縮しておりますけども、あと1回残す所になっております。

しかしながら、せっかく作っておりますので、気持ちのこもったものということもわかりますので、「むすび」のところでは是非。

それからもうひとつ、6のところ、部会の報告では障害者プランと一番最初に書きながらも、トータルでまとめる時に、障害者プランが入っておりませんで、そこはちょっと配慮したいと思います。

ということで、「むすび」のところ若干、どこまで書けるかと心配するところでもありますけども、検討させていただきます。

【委員】

どこまで書けるかじゃなくて、委員の方達の思いを入れなくちゃいけない。

【事務局】

はい、思いを。

【委員長】

「むすび」のところ先ほどありましたように、要望という形ですね。

【事務局】

わかりました。

【委員長】

要望ってどこかに副題でも付けさせていただいて、先ほど言った5つ位の柱にまとめさせていただきたいということで、よろしく願いいたします。

【事務局】

先ほどから意見を聞いていますと、やはり皆さんの熱意が伝わってきています。とにかく、この施設のあり方検討委員会以上に、県の福祉行政そのものをどうしていくのかとか、そういった話から、ずっとお聞きしたような気がいたします。

事務方も、十分に皆さん方の意見を表現したものができていない部分が随分見受けられますけれども、この委員会としては、県立施設のあり方ということで、今の福祉の流れとかそういったものを受けて、県立福祉施設をどうもっていくのかということが主題であろうと思っておりますので、そういった観点で、事務局もまとめたのだろうというふうに思います。

確かに、いろんな背景とか時代の流れとか、全体的な福祉の姿とか、そういったことはもちろん考えながらしていかなければなりませんけども、そこは書くことにある程度限度があるんじゃないかなという感じもいたしております。

それから、県として今後どうやっていくのかとか、そういった意見もございましたけれども、私も、この委員会の報告書を受けて、具体的な計画を作っていこうと思っています。先ほど本部長も申しましたように、予算もありますし、人もどうするかという問題もありますので、そこら辺は画一的にできないところもありますけれども、できるだけそういった努力をしていくと。そういう中で、やはり民間の方の意見も十分聞いたり、あるいは、今の施策の動向との整合性をとりながら、そういった計画を作っていくって、また、それをいつかの時点でみなさんにお示しをしながら意見を聞いていきたいと思っておりますので、そういったことで、次の委員会の時には考えていただきたいと思っております。よろしく願いします。

【委員長】

私達も、各委員の方々も、報告書という限界の中では、精一杯書いていただけたということは、みな評価されていたと思います。

ただ、最後の、次の多分、4月以降、新しい委員会を作っていただけるんじゃないかなと、ちょっと思っているわけですけど、そこに安心してパトタッチできるような、そういった方向できちんと要望だけは出して、責任を、この1年間の委員会としての責任を終らせたいということもあります。

また、ここに来られている委員の方々は今後もずっと、委員という職は辞しても、ここの委員であり続けようという方達ばかりだと思いますので、これからもまた、よろしく願いしたいという、私からの、事務局に対する要望という形で、今日の審議は終らせていただきます。

最後はスケジュールにつきまして、事務局の方から説明してください。

【事務局】

本日記りました資料ナンバー5でございますけれども、今後のスケジュールでございます。若干当初の予定より遅れているわけでございますけれども、あり方検討委員会につきましては、部会を含めまして、逐次、概要あるいは提出された資料等については、ホームページでずっと公開してまいりました。その間、少なくともございますが、意見というのも出てきましたし、その時には委員会の方にも報告したところでございます。

また、改めてここに書いてございますけれども、ホームページで今回のご意見の中で、若干「むすび」のところに舌足らずといいますが、委員会のいろんな今日出された要望ですか、それについて若干、間に合わないかもわかりませんが、当面、済みませんが、ホームページでまず公開させていただきたいと思っております。

それから、報告書への意見を聞く説明会ということで、県内3カ所くらいで、これは事務局の方で行いたいと思っておりますけれども、特に、民間福祉関係者について委員としてご就任いただいておりますけれども、やはり地域の中でボランティアの方も含めて、いろんな民間の福祉関係の方がいらっしゃいますが、どなたでも結構ですけれども、そういう所にも声をかけて、いろんな話を、意見を聞く場を設けようと思っております。

これらは、大変時間が短ございますけれども、これらの意見については、事務局の方でとりまとめまして、委員長、副委員長、それから部会長の方に可能な限りお集まりいただきまして、こういった意見が素案に対して寄せられておりますということを、最終委員会の時にご報告したいと考えております。

それから、大変、何回も委員会を開催させていただいておりますけれども、第5回、最終の委員会につきましては、3月20日くらいと思っております。20日ちょっと以降になると思いますが、それぞれ日程調整を行わせていただきまして、ご通知申し上げたい、このように思っております。

大変申し訳ございませんでしたけれども、ホームページで公開する際には、「むすび」のところですね、一部委員のみなさんからのいろんなご指摘については間に合わないかもわかりませんが、そこはご容赦いただきまして、公開させていただきたいと思っております、よろしいでしょうか。

【委員長】

これで、本日、予定されておりました審議事項は全部終了しました。

【事務局】

大変、長い時間、委員のみなさん、ご審議どうもありがとうございました。

これを持ちまして、第4回あり方検討委員会を終了させていただきます。